

# 第 ① 章

## 量的調査 「グループホーム調査2012」

I 調査目的および調査方法

II 調査結果

III 小括

IV 調査票

# I 調査目的および調査方法

## 1. 調査の目的

本調査の目的は、全国のグループホーム等（障害者自立支援法に規定する共同生活援助、共同生活介護）の実態を把握し、障害者の地域生活を支える社会資源としてのグループホーム等の課題を探ることである。

## 2. 調査内容

あらかじめ厚生労働省から示された以下の調査のポイントを中心に検討した。なお、※を付した小項目については、量的調査による把握が困難であるため、本調査の項目からは除外した。

### <グループホーム・ケアホームの調査のポイント>

#### ■ 終の棲家論

- ・ 入居者の平均入居期間
- ・ 利用期間の設定の有無

#### ■ 立地

- ・ 住宅地か否か
- ・ 市街化調整区域か否か
- ・ 病院、入所施設との距離

#### ■ 共同生活住居の規模

- ・ 共同生活住居、ユニットの入居定員

#### ■ 共同生活住居の設置条件

- ・ 同一敷地内（近接地を含む）に設置している共同生活住居の数など
- ・ 日中活動事業所と併設している、又は同一敷地内に設置している共同生活住居数など

#### ■ 共有スペースの必要性

- ・ 共有スペースの広さ
- ・ 共有スペースに滞在している時間 [タイムスタディ] ※

#### ■ 居住環境

- ・ 居室の広さ

#### ■ 介護サービスの提供量

- ・ 経過型における居宅介護の利用状況
- ・ 個人単位の居宅介護の利用状況

#### ■ 医療的ケアの提供量

- ・ 医療的ケアの内容
- ・ 医療的ケアを行っている者
- ・ 支援の時間帯

#### ■世話人の役割等

- ・配置状況
- ・資格の保有状況
- ・世話人の業務内容※
- ・勤続年数
- ・常勤、非常勤の別

#### ■生活支援員の役割等

- ・配置状況
- ・資格の保有状況
- ・生活支援員の業務内容※
- ・勤続年数
- ・常勤、非常勤の別

#### ■日中・夜間の支援体制

- ・日中を共同生活住居で過ごしている人の数、その状態像、理由
- ・日中など休日の過ごし方
- ・日中、夜間の支援体制（配置状況、宿直・夜勤の別など）
- ・日中、夜間の支援内容、頻度等〔事例を抽出の上、タイムスタディ〕※

#### ■消防法上の取扱

- ・消防用設備の設置状況
- ・消防計画の策定状況

上記のポイントを踏まえ、調査票は①法人票②建物票（共同生活住居票）③入居者票の三つより構成し、適宜クロス集計が可能なように設計した。

詳しい調査項目は、本報告書に付した調査票を参照されたい。

### 3. 調査対象

本調査は、障害者自立支援法によるグループホーム等の実施主体（国・自治体を含む。本文中では「法人等」と表記する。）の内、WAMNET に登録されている全事業者を対象に行った。その際、事業所データベースを法人毎にまとめ、調査対象法人一覧を作成した。このようにして、把握できた法人数は全部で 3,895 件であった。

### 4. 調査方法と期間

調査方法はアンケート郵送法とした。送付先は、調査対象法人とし、法人所在地が不明の場合は当該法人の運営するグループホーム等事業所、もしくは共同生活住居のうちの 1 カ所に送付した。<sup>1</sup>

当初回答に必要な期間を 2 週間程度とし、11 月 30 日を締切としたが、回答項目が膨大であるため、期限を延長した。12 月初めに、督促状を送付し、回答の返送状況を見ながら 12 月中ごろを最終締め切りとした。なお、当学会 HP 上に調査票のダウンロードページを設け調査票の入手の一助とした。

---

<sup>1</sup> 調査対象を法人とした理由については、当学会編『グループホーム全国基礎調査 2009』（2010.3）を参照されたい。

## 5. 調査票の回収状況

先述の通り 3,895 法人に調査票を郵送し、39 件があて先不明で返送された。回収数は 1311 法人であり、配布数に対する回収率は 33.7%である。回収された調査票に無効とすべき調査票はなく、よって回収率と有効回答率は同率である（到着数に対する有効回答率は 34.0%）。

調査対象と回収、集計・分析数

対象法人数	3,895	法人
調査法送付法人数	3,895	法人
調査票不着	39	法人
回収数	1,311	法人
うち、有効回答数(集計・分析対象)	1,311	法人
調査票送付数に対する有効回答回収率	33.7	%
調査票到着数に対する有効回答回収率	34.0	%
＜集計・分析対象＞		
法人票回収数	1,311	法人
建物票回答建物数	4,202	建物
建物票回答共同生活住居数	4,696	共同生活住居
入居者票回答入居者数	21,582	人

## 6. 集計と分析

回収された調査票は、2012 年 11 月から 2013 年 1 月にかけて、株式会社地域環境計画に入力作業と集計表の作成依頼し、2013 年 2 月から 3 月まで集計・分析作業を行った。<sup>2</sup>

<sup>2</sup> なお、資料として前述の調査のポイントを示す資料を以下に掲載しておく。クロス項目等を参照されたい。

グループホーム・ケアホームの調査のポイント(2012.7.14)

◎は必須

論点	調査項目	クロス項目
終の棲家論	◎入居者の平均入居期間 ○利用期間の設定の有無	開設年度、障害種別など
立地	◎住宅地か否か ○市街化調整区域か否か ○病院・入所施設との距離	開設年度、休日の過ごし方など
共同生活住居	◎共同生活住居、ユニットの入居定員	築年数・障害種別など
共同生活住居の規模設置条件	○同一敷地内(近接地を含む)に設置している共同生活住居の数など ○日中活動事業所との併設している、又は同一敷地内に設置している共同生活住居の数など	開設年度、障害種別、障害程度区分など
共有スペースの必要性	◎共有スペースの広さ ◎共有スペースに滞在している時間[タイムスタディ]	障害種別、入居定員など 障害種別、障害程度区分など
居住環境	○居室の広さ	開設年度、障害種別、建物形態(新築・民家改修型)など
介護サービスの提供量	◎経過型における居宅介護の利用状況 ※可能であれば在宅の居宅介護の利用状況との比較 ◎個人単位の居宅介護の利用状況	障害種別、障害程度区分、年齢など
医療的ケアの提供量	◎医療的ケアの内容(医行為、医行為以外の別を明確に) ◎医療的ケアを行っている者 ◎支援の提供時間帯	障害種別、年齢など 医療的ケアの内容 障害種別、年齢、医療的ケアの内容
世話人の役割等	◎配置状況 ◎資格の保有状況 ◎世話人の業務内容[タイムスタディ] ※特に『経過型』を重点的に ○勤続年数 ○常勤・非常勤の別	障害種別、障害程度区分、年齢など
生活支援員の役割等	◎配置状況 ◎資格の保有状況 ◎世話人の業務内容[タイムスタディ] ※特に『重度者』を重点的に ○勤続年数 ○常勤・非常勤の別	障害種別、障害程度区分、年齢など
日中・夜間の支援体制	◎日中を共同生活住居で過ごしている者の数、その状態像、理由 ◎土日など休日の過ごし方 ◎日中・夜間の支援体制(配置状況、宿直・夜勤の別等) ◎日中・夜間の支援内容・頻度等[事例を抽出の上、タイムスタディ]	障害種別、障害程度区分、年齢など
消防法上の取扱	○消防用設備の設置状況 ○消防計画の策定状況、避難訓練の実施頻度	障害種別、障害程度区分、年齢など

## II 調査結果

### 第1部 回答法人等について

#### 1. 回答者

調査票に回答した人の職種は、管理者が 446 件（34.0%）で最も多く、次いでサービス管理責任者が 419 件（32.0%）、生活支援員が 97 件（7.4%）、専任の世話人が 68 件（5.2%）である。

回答者	件数	%
管理者	446	34.0
サービス管理責任者	419	32.0
（ サービス管理責任者（専任） 262 20.0 サービス管理責任者（世話人兼務） 157 12.0		
生活支援員	97	7.4
世話人（専任）	68	5.2
その他	226	17.2
無回答	55	4.2
合計	1311	100

#### 2. 事業実施主体の種別

事業実施主体（以下、「法人等」）の種別は、社会福祉法人が 779 件（59.4%）でほぼ 6 割を占めている。また、社会福祉協議会を含めると、789 件（60.2%）となり、6 割に達する。次いで、特定非営利活動法人（NPO 法人）が 326 件（24.9%）と四分の一を占めており、障害者の生活支援に対して NPO 法人が担っている役割の大きさがうかがえる。また、医療法人は 90 件（6.9%）である。

法人等種別	件数	%
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	779	59.4
特定非営利活動法人（NPO 法人）	326	24.9
医療法人	90	6.9
営利法人	34	2.6
社団・財団法人	16	1.2
地方公共団体	12	0.9
社会福祉協議会	10	0.8
国	1	0.1
協同組合	0	0.0
その他	3	0.2
無回答	40	3.1
合計	1311	100

### 3. 所在地（都道府県）

法人等の所在地別の有効回答率を下記に示す。

有効回答数では、北海道が最も多く 103 件、次いで東京都が 95 件、大阪府が 79 件、神奈川県が 77 件である。

一方、秋田県は 1 件、山梨県が 4 件等、回答数が 10 件に満たない都道府県が 6 ある。また、香川県は、WAMNET に登録されている事業所がなく、調査票を発送しなかった。

都道府県	配布数	有効回答数	有効回答率	都道府県	配布数	有効回答数	有効回答率
01 北海道	274	103	37.6	25 滋賀県	56	15	26.8
02 青森県	73	43	58.9	26 京都府	73	21	28.8
03 岩手県	59	31	52.5	27 大阪府	279	79	28.3
04 宮城県	71	19	26.8	28 兵庫県	116	45	38.8
05 秋田県	6	1	16.7	29 奈良県	48	15	31.3
06 山形県	42	12	28.6	30 和歌山県	37	9	24.3
07 福島県	75	28	37.3	31 鳥取県	25	7	28.0
08 茨城県	102	24	23.5	32 島根県	36	13	36.1
09 栃木県	58	15	25.9	33 岡山県	53	16	30.2
10 群馬県	58	21	36.2	34 広島県	55	13	23.6
11 埼玉県	153	53	34.6	35 山口県	55	17	30.9
12 千葉県	169	65	38.5	36 徳島県	23	7	30.4
13 東京都	344	95	27.6	37 香川県	0	-	-
14 神奈川県	204	77	37.7	38 愛媛県	42	14	33.3
15 新潟県	27	14	51.9	39 高知県	38	17	44.7
16 富山県	43	14	32.6	40 福岡県	190	57	30.0
17 石川県	49	14	28.6	41 佐賀県	50	16	32.0
18 福井県	31	19	61.3	42 長崎県	77	26	33.8
19 山梨県	20	4	20.0	43 熊本県	110	41	37.3
20 長野県	118	32	27.1	44 大分県	56	11	19.6
21 岐阜県	40	19	47.5	45 宮崎県	47	13	27.7
22 静岡県	91	35	38.5	46 鹿児島県	77	20	26.0
23 愛知県	154	45	29.2	47 沖縄県	55	21	38.2
24 三重県	36	11	30.6	0 無回答	-	24	-
				計	3,895	1311	33.7

#### 3-1. 所在地（都道府県）と法人等種別

次に、都道府県別に、法人種別を見ると、埼玉県、東京都、長野県、佐賀県で、特定非営利活動法人が社会福祉法人を上回っており、山形県、神奈川県でもほぼ同数である。大都市部に加えて、一部の地方においても特定非営利活動法人が活発な活動を展開していることには注目しておきたい。

	法人等種別					法人等種別			
	合計	社福法人	NPO法人	医療法人		合計	社福法人	NPO法人	医療法人
合計	1311	779	326	90	合計	1311	779	326	90
	100	59.4	24.9	6.9		100	59.4	24.9	6.9
北海道	103	69	22	6	三重	11	8	3	0
	100	67.0	21.4	5.8		100	72.7	27.3	-
青森	43	27	7	2	滋賀	15	10	4	1
	100	62.8	16.3	4.7		100	66.7	26.7	6.7
岩手	31	22	6	1	京都	21	13	7	1
	100	71.0	19.4	3.2		100	61.9	33.3	4.8
宮城	19	9	4	3	大阪	79	42	24	8
	100	47.4	21.1	15.8		100	53.2	30.4	10.1
秋田	1	1	0	0	兵庫	45	23	13	4
	100	100	-	-		100	51.1	28.9	8.9
山形*2	12	5	4	1	奈良	15	10	5	0
	100	41.7	33.3	8.3		100	66.7	33.3	-
福島	28	16	8	2	和歌山	9	9	0	0
	100	57.1	28.6	7.1		100	100	-	-
茨城	24	12	7	1	鳥取	7	4	1	1
	100	50.0	29.2	4.2		100	57.1	14.3	14.3
栃木	15	10	2	2	島根	13	10	1	1
	100	66.7	13.3	13.3		100	76.9	7.7	7.7
群馬	21	12	7	1	岡山	16	9	3	2
	100	57.1	33.3	4.8		100	56.3	18.8	12.5
埼玉*1	53	21	26	3	広島	13	12	1	0
	100	39.6	49.1	5.7		100	92.3	7.7	-
千葉	65	38	20	4	山口	17	11	3	2
	100	58.5	30.8	6.2		100	64.7	17.6	11.8
東京*1	95	36	46	1	徳島	7	6	0	1
	100	37.9	48.4	1.1		100	85.7	-	14.3
神奈川*2	77	38	35	3	香川	-	-	-	-
	100	49.4	45.5	3.9		-	-	-	-
新潟	14	11	1	1	愛媛	14	9	2	2
	100	78.6	7.1	7.1		100	64.3	14.3	14.3
富山	14	10	1	3	高知	17	11	2	3
	100	71.4	7.1	21.4		100	64.4	11.8	17.6
石川	14	11	1	1	福岡	57	39	7	7
	100	78.6	7.1	7.1		100	68.4	12.3	12.3
福井	19	18	1	0	佐賀*1	16	5	8	0
	100	94.7	5.3	-		100	31.3	50.0	-
山梨	4	2	0	2	長崎	26	23	0	1
	100	50.0	-	50.0		100	88.5	-	3.8
長野*1	32	13	14	2	熊本	41	29	6	3
	100	40.6	43.8	6.3		100	70.7	14.6	7.3
岐阜	19	12	2	3	大分	11	8	2	1
	100	63.2	10.5	15.8		100	72.7	18.2	9.1
静岡	35	22	5	2	宮崎	13	10	1	2
	100	62.9	14.3	5.7		100	76.9	7.7	15.4
愛知	45	34	7	2	鹿児島	20	14	2	3
	100	75.6	15.6	4.4		100	70.0	10.0	15.0

(\*1: NPO 法人数が社福法人数より多い。\*2: NPO 法人数と社会福祉法人数がほぼ同数。)

4. 市区町村ごとの回答数（2件以上）

2件以上の法人等から回答のあった市町村を以下に示した。札幌市が最も多く 30 件、次いで横浜市が 27 件、大阪市が 21 件、名古屋市が 12 件でいずれも政令指定都市である。

【5件以上】	件数	【4件】	【3件】	【2件】		
札幌市	30	さいたま市	いわき市	うるま市	鯖江市	中津市
横浜市	27	始良市	つくば市	つがる市	三田市	調布市
大阪市	21	旭市	一関市	むつ市	山口市	長泉町
名古屋市	12	宇都宮市	延岡市	芦北町	四日市市	鳥栖市
熊本市	11	越谷市	加賀市	綾瀬市	四万十市	直方市
神戸市	11	奥州市	岩国市	安曇野市	土別市	津山市
静岡市	11	我孫子市	宮古市	伊勢原市	市川市	津市
京都市	10	館山市	宮崎市	一戸町	糸島市	鶴岡市
仙台市	10	釧路市	高岡市	茨木市	糸満市	田辺市
八王子市	10	郡山市	宗像市	宇城市	七戸町	登別市
横須賀市	9	佐世保市	渋川市	雲仙市	守山市	唐津市
高知市	9	山口市	小松市	越前市	酒田市	東大和市
堺市	9	市原市	小田原市	岡崎市	春日井市	奈良市
福岡市	9	鹿児島市	松江市	加須市	小国町	那覇市
江戸川区	8	松山市	沼津市	嘉麻市	小平市	南城市
大野市	8	上尾市	上川郡鷹栖町	会津若松市	小矢部市	南島原市
佐賀市	7	新潟市	新宿区	海津市	松阪市	南風原町
青森市	7	水戸市	秦野市	掛川市	松本市	南房総市
川崎市	7	世田谷区	西宮市	釜石市	上越市	日向市
長野市	7	相模原市	石垣市	鎌ヶ谷市	上北郡七戸町	日立市
八戸市	7	中野区	前橋市	茅ヶ崎市	新見市	萩市
北九州市	7	東松山市	帯広市	関市	神栖市	柏原市
旭川市	6	東村山市	大分市	岐阜市	須崎市	柏市
熊谷市	6	藤沢市	町田市	菊川市	水俣市	白河市
五所川原市	6	豊川市	長岡京市	菊池市	杉並区	八女市
弘前市	6	枚方市	長岡市	久喜市	瀬戸市	八千代市
吹田市	6		鳥取市	久留米市	西海市	尾道市
盛岡市	6		天草市	宮古島市	西郷村	彦根市
千葉市	6		東大阪市	牛久市	西都市	浜松市
長崎市	6		尼崎市	玉名郡和水町	西傘妻郡白浜町	浜田市
岡山市	5		日野市	桐生市	西予市	不破郡垂井町
下関市	5		飯田市	駒ヶ根市	青梅市	富士市
金沢市	5		富津市	交野市	千歳市	府中市
高崎市	5		福井市	厚木市	泉佐野市	福津市
習志野市	5		福山市	江別市	泉南郡熊取町	文京区
深谷市	5		福島市	行橋市	泉南市	米沢市
西東京市	5		平塚市	香取市	倉吉市	宝塚市
足立区	5		目黒区	高槻市	草津市	豊中市
大津市	5		立川市	合志市	袖ヶ浦市	北見市
姫路市	5		和泉市	今治市	大村市	牧之原市
富山市	5			佐久市	大町市	名護市
豊橋市	5			佐用町	大田区	
				坂井市	大牟田市	

※ 1カ所のみから回答のあった 407 市町村名は省略した。



## 5. 入居者数

### 5-1. 入居者数の内訳

回答法人等全体の入居者数合計は23,296人である。男女別の人数は、男性が14,289人、女性が8,745人である。男女の比率は、男性が62.0%、女性が38.0%であり、およそ男性6に対して女性4の比率である。

事業種別の内訳は、共同生活援助（グループホーム）の入居者が7,740人（33.2%）、共同生活介護（ケアホーム）の入居者が15,350人（65.9%）である。措置利用者、私的契約による利用者、重度障害者包括支援による利用者も極めて少数ながら存在している。

次に、事業種別と障害者自立支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害程度区分の関係をみる。グループホームの入居者中、3,868人（50.0%）が、区分認定で非該当である。また、区分5の人が86人（1.1%）、区分6の人も35人（0.5%）と、僅かではあるが区分認定上の障害程度区分が高い人も含まれている。また、区分2以上の入居者が28.6%を占め、これらの入居者は制度上はケアホームへの入居も可能な人たちである。

		男性			女性			合計		
		人数	% <sup>(1)</sup>	% <sup>(2)</sup>	人数	% <sup>(1)</sup>	% <sup>(2)</sup>	人数	% <sup>(1)</sup>	% <sup>(2)</sup>
グループホーム	区分非該当	2,546	50.3	17.8	1,310	49.2	15.0	3,868	50.0	16.6
	区分1	1,147	22.7	8.0	506	19.0	5.8	1,659	21.4	7.1
	区分2	668	13.2	4.7	382	14.4	4.4	1,050	13.6	4.5
	区分3	442	8.7	3.1	287	10.8	3.3	729	9.4	3.1
	区分4	181	3.6	1.3	132	5.0	1.5	313	4.0	1.3
	区分5	53	1.0	0.4	33	1.2	0.4	86	1.1	0.4
	区分6	24	0.5	0.2	11	0.4	0.1	35	0.5	0.2
	計	5,061	100	35.4	2,661	100	30.4	7,740	100	33.2
ケアホーム	区分2	2,725	30.0	19.1	1,683	27.9	19.2	4,464	29.1	19.2
	区分3	2,849	31.4	19.9	2,042	33.9	23.4	4,971	32.4	21.3
	区分4	1,850	20.4	12.9	1,233	20.5	14.1	3,146	20.5	13.5
	区分5	1,016	11.2	7.1	629	10.4	7.2	1,675	10.9	7.2
	区分6	642	7.1	4.5	440	7.3	5.0	1,094	7.1	4.7
	計	9,082	100	63.6	6,027	100	68.9	15,350	100	65.9
措置利用者	3		0.0	2		0.0	5		0.0	
重度障害者等包括支援	4		0.0	1		0.0	5		0.0	
私的契約による利用者	57		0.4	28		0.3	85		0.4	
その他	84		0.6	27		0.3	111		0.5	
合計	14,289		100	8,745		100	23,296		100	

注) 合計にのみ数値を記入し、男女別は無回答があるため、各区分の合計値と合計の記入数は一致しない。

障害程度区分	本調査*1		平成24年度障害程度区分認定状況調査*2			
	人数	(%)	全体	身体	知的	精神
			(%)	(%)	(%)	(%)
区分非該当	3,868	16.8	0.1	0.1	0.0	0.2
区分1	1,659	7.2	6.8	4.8	3.9	15.7
区分2	5,514	23.9	20.2	15.0	13.6	40.9
区分3	5,700	24.7	21.3	16.5	20.0	28.6
区分4	3,459	15.0	15.7	11.7	19.9	9.0
区分5	1,761	7.6	13.9	14.5	17.8	3.3
区分6	1,129	4.9	22.0	37.4	24.8	2.2
合計	23,090	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9

注) \*1...不明、措置利用者、重度障害者等包括支援、私的契約、その他を除く。

\*2...平成23年10月～平成24年9月。なお資料は2013年2月25日厚生労働省主管課長会議資料より。

## 5-2. 入居者の障害程度区分による分類

各法人等の全入居者数を1として、障害程度区分ごとに占める人数の割合を算出した。さらにそれを、「非該当、区分1、2」、「区分3、4」、「区分5、6」の3区分に集約した。そして、法人等内における、3区分の人数の割合をもとに、法人等を類似性の見られる5つの群に分類した。

I群は、「非該当・区分1・2」の人数の割合が9割を超えており、障害程度が比較的軽い人に重点を置いているとみなした。法人等の件数は、467である。

II群は、「非該当・区分1・2」と「区分3・4」の人数の割合が4割から5割であり、軽・中度の人に重点を置いているとみなした。法人等の件数は、319である。

III群は、「区分3・4」の人数の割合が8割に近く、中程度の障害の人に重点を置いているとみなした。法人等の件数は、243である。

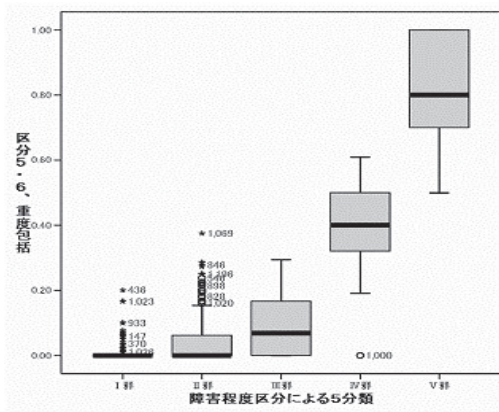
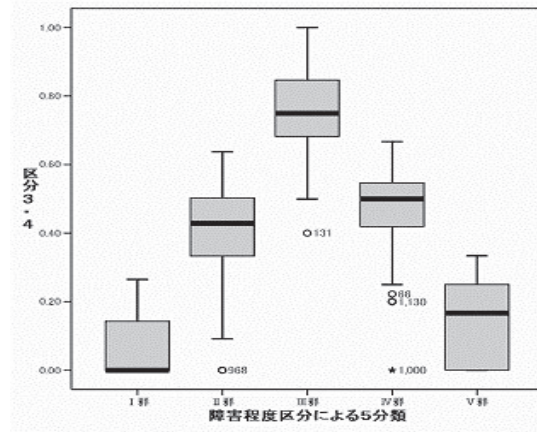
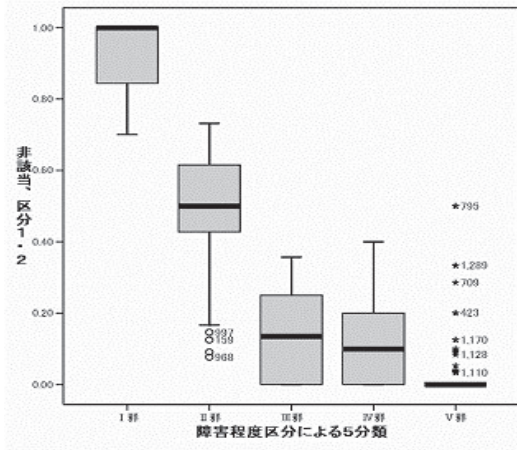
IV群は、「区分3・4」と「区分5・6」の人数の割合が4割から5割程度であり、中・重度者に重点を置いているとみなした。法人等の件数は155である。

V群は、「区分5・6」の人数の割合が8割を超えており、重度者に重点をおいていると見なした。法人等の件数は、84である。

なお、欠損値が44あり、これらの法人等は分類から除外した。

	平均値				
	I群 (軽度中心)	II群 (軽・中度中心)	III群 (中度中心)	IV群 (中・重度中心)	V群 (重度中心)
非該当・区分1・2	0.927	0.513	0.135	0.111	0.038
区分3・4	0.069	0.423	0.770	0.471	0.144
区分5・6	0.03	0.042	0.089	0.405	0.817
法人等件数	467	319	243	155	84

※有効：1,268、欠損値：44



		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	最小値	最大値
非該当、区分1・2	I 群	467	0.927	0.094	0.004	0.700	1.000
	II 群	319	0.513	0.126	0.007	0.077	0.732
	III 群	243	0.135	0.118	0.008	0.000	0.357
	IV 群	155	0.111	0.108	0.009	0.000	0.400
	V 群	84	0.038	0.100	0.011	0.000	0.500
	合計	1268	0.512	0.370	0.010	0.000	1.000
区分3・4	I 群	467	0.069	0.091	0.004	0.000	0.265
	II 群	319	0.423	0.120	0.007	0.000	0.636
	III 群	243	0.770	0.122	0.008	0.400	1.000
	IV 群	155	0.471	0.111	0.009	0.000	0.667
	V 群	84	0.144	0.125	0.014	0.000	0.333
	合計	1268	0.347	0.284	0.008	0.000	1.000
区分5・6、重度包括	I 群	467	0.003	0.018	0.001	0.000	0.200
	II 群	319	0.042	0.070	0.004	0.000	0.375
	III 群	243	0.089	0.093	0.006	0.000	0.294
	IV 群	155	0.405	0.122	0.010	0.000	0.609
	V 群	84	0.817	0.145	0.016	0.500	1.000
	合計	1268	0.132	0.234	0.007	0.000	1.000

## 5-3. 法人等種別と障害程度区分による 5 分類

法人等の種別と障害程度区分を基準にした 5 分類との関連を見ると、社会福祉法人ではⅡ群（軽・中度中心）が最も多く、225 件（29.0%）で 3 割に近い。次いで、Ⅰ群（軽度中心）が 199 件（25.4%）、Ⅲ群が 181 件（23.3%）である。Ⅳ群（中・重度中心）は 126 件（16.2%）、Ⅴ群（重度中心）は 46 件（5.9%）である。

特定非営利活動法人については、Ⅰ群が 148 件（46.0%）で 4 割を超えている。次いで、Ⅱ群が 63 件（19.6%）、Ⅲ群が 51 件（15.8%）、Ⅳ群が 27 件（8.4%）であり、いずれも社会福祉法人より 8 ポイントから 10 ポイント程度低い。ただ、Ⅴ群については、33 件（10.2%）で社会福祉法人より 5 ポイント程度高くなっている。

医療法人については、Ⅰ群が 74 件（84.1%）で 8 割を超えている。また、Ⅱ群が 11 件（12.5%）で、両者を併せると 95%以上を占めている。

	Ⅰ群	Ⅱ群	Ⅲ群	Ⅳ群	Ⅴ群	合計
社会福祉法人	199	225	181	126	46	777
	25.6	29.0	23.3	16.2	5.9	100
特定非営利活動法人	148	63	51	27	33	322
	46.0	19.6	15.8	8.4	10.2	100
医療法人	74	11	3	0	0	88
	84.1	12.5	3.4	0	0	100
営利法人	15	7	6	2	2	32
	46.9	21.9	18.8	6.3	6.3	100
国・地方自治体	8	4	0	0	1	13
	61.5	30.8	0	0	7.7	100
その他	13	3	0	0	1	17
	76.5	17.6	0	0	5.9	100
合計	457	313	241	155	83	1249
	36.6	25.1	19.3	12.4	6.6	100

※社会福祉法人には、社会福祉協議会を含める。

#### 5-4. 事業種別と入居者数の階層分布

法人等における入居者総数では、10人以下が672件（47.8%）で5割に近い。次いで、11～20人が326件（24.9%）、21～30人が128件（9.8%）であり、8割を超える法人等の入居者数が30人以下である。平均は17.8人、中位値は10人となっている。つまり、約半数の法人では、全入居者が10人以下、約7割の法人が同20人以下である。

他方、入居者数が101人以上の法人等は、14件（1.1%）あり、最も入居者の多い法人等では366人である。

	グループホーム			ケアホーム			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
度数	1311	1311	1311	1311	1311	1311	1311	1311	1311
平均値	5.9	3.9	2.0	11.7	6.9	4.6	17.8	10.9	6.7
中央値	2	1	0	6	4	2	10	6	4
最頻値	0	0	0	0	0	0	4	4	0
最小値	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値	105	82	37	356	225	131	366	230	136
合計	7740	5059	2660	15350	9082	6027	23296	14289	8745

入居者数の階層分布

%縦	グループホーム			ケアホーム			合計		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
0	527	588	776	408	468	537	43	112	253
	40.2	44.9	59.2	31.1	35.7	41.0	3.3	8.5	19.3
1～10人	572	587	478	484	599	610	627	794	813
	43.6	44.8	36.5	36.9	45.7	46.5	47.8	60.6	62.0
11～20人	123	83	36	221	148	108	326	231	160
	9.4	6.3	2.7	16.9	11.3	8.2	24.9	17.6	12.2
21～30人	38	28	13	81	43	32	128	77	51
	2.9	2.1	1.0	6.2	3.3	2.4	9.8	5.9	3.9
31～40人	26	13	4	35	22	8	59	41	13
	2.0	1.0	0.3	2.7	1.7	0.6	4.5	3.1	1.0
41～50人	11	2		34	10	5	42	19	7
	0.8	0.2	-	2.6	0.8	0.4	3.2	1.4	0.5
51～60人	5	3		16	9	2	30	11	2
	0.4	0.2	-	1.2	0.7	0.2	2.3	0.8	0.2
61～70人	2	2		10		1	15	7	1
	0.2	0.2	-	0.8	-	0.1	1.1	0.5	0.1
71～80人	2			7	2	1	14	3	
	0.2	-	-	0.5	0.2	0.1	1.1	0.2	-
81～90人	2	1		3	1	2	7	3	3
	0.2	0.1	-	0.2	0.1	0.2	0.5	0.2	0.2
91～100人	2			1	1		6	1	
	0.2	-	-	0.1	0.1	-	0.5	0.1	-
101以上	1			11	5	1	14	7	2
	0.1	-	-	0.8	0.4	0.1	1.1	0.5	0.2
無回答		4	4		3	4		5	6
	-	0.3	0.3	-	0.2	0.3	-	0.4	0.5

## 5-5. 法人等種別と入居者数の階層分布

法人等種別ごとに入居者数の合計を見ると、どの法人等種別でも 10 人以下の法人等が最も多い。

ただし、社会福祉法人は 298 件（38.3%）であり、全体の平均より 10 ポイント低く、30 人以上の階層にも分布が広がっている。

一方、特定非営利活動法人については、10 人以下の法人等が 239 件（73.3%）と、全体の合計より 30 ポイント以上高い。また 11～20 人が 61 件（18.7%）であり、20 人以下の法人等が 9 割を占めている。

医療法人については、10 人以下の法人等が 42 件（46.7%）で 5 割に近く、次いで 11～20 人が 28 件（31.1%）である。よって、およそ 8 割が 20 人以下である。

%縦	社会福祉法人	特定非営利活動法人	医療法人	営利法人	国・地方公共団体	その他	無回答	合計
合計	789	326	90	34	13	19	40	1311
0	12	4	2	2	0	2	21	43
	11.4	1.2	2.2	5.9	—	39.6	52.5	3.3
1～10 人	303	239	42	19	9	10	5	627
	88.3	73.3	46.7	55.9	69.2	89.6	12.5	47.8
11～20 人	211	61	28	11	3	3	9	326
	37	18.7	31.1	32.4	23.1	45.8	22.5	24.9
21～30 人	94	16	11	2	0	2	3	128
	21.9	4.9	12.2	5.9	—	12.5	7.5	9.8
31～40 人	51	3	5	0	0	0	0	59
	16.4	0.9	5.6	—	—	—	—	4.5
41～50 人	36	2	0	0	1	2	1	42
	4.6	0.6	—	—	7.7	12.5	2.5	3.2
51～60 人	28	1	1	0	0	0	0	30
	3.6	0.3	1.1	—	—	—	—	2.3
61～70 人	15	0	0	0	0	0	0	15
	1.9	—	—	—	—	—	—	1.1
71～80 人	14	0	0	0	0	0	0	14
	1.8	—	—	—	—	—	—	1.1
81～90 人	6	0	1	0	0	0	0	7
	0.8	—	1.1	—	—	—	—	0.5
91～100 人	6	0	0	0	0	0	0	6
	0.8	—	—	—	—	—	—	0.5
101 以上	13	0	0	0	0	0	1	14
	11.5	—	—	—	—	—	2.5	1.1

## 6. 指定事業種別ごとの指定

### 6-1. 指定事業種別ごとの指定

指定事業種別では、グループホーム・ケアホーム一体型の指定を受けている法人等が 568 件(43.3%)で、4割を超えている。次に、ケアホーム（共同生活介護）が 431 件（32.9%）、グループホーム（共同生活援助）が 407 件（31.0%）で、いずれも 3割を超えている。その他、グループホーム・ケアホーム（地域移行型）一体型や経過的給付のケアホーム等の指定を受けている法人等は 10 件未満で極めて少数である。

指定事業種別	件数	(n=1311)
グループホーム・ケアホーム一体型	568	43.3
ケアホーム（共同生活介護）	431	32.9
グループホーム（共同生活援助）	407	31.0
グループホーム・ケアホーム（地域移行型）一体型	9	0.7
経過的給付（ホームヘルプ併給）のケアホーム（共同生活介護）	6	0.5
グループホーム（地域移行型・共同生活援助）	4	0.3
経過的給付（ホームヘルプ併給）でグループホーム・ケアホーム一体型	3	0.2
ケアホーム（地域移行型・共同生活介護）	3	0.2
経過的給付（ホームヘルプ併給）のグループホーム（共同生活援助）	2	0.2
無回答	45	3.4

### 6-2. 指定事業種別と法人種別

事業種別と法人等種別との関連では、実施法人等が多かった 3 種別の事業、主だった 4 種類の法人等種別について取り上げる。

まず、社会福祉法人では、一体型の指定を受けている法人が 390 件（49.4%）とほぼ 5割である。次いで、共同生活介護が 272 件（34.5%）、共同生活援助は 190 件（24.1%）である。

特定非営利活動法人では、いずれの事業も指定を受けている法人が 3割を超える程度であり、目立った傾向はない。

医療法人では、共同生活援助の指定を受けている法人が 54 件（60.0%）と 6割を占めているが、共同生活介護の指定を受けているのは 8 件（8.9%）と際だって低い割合である。

	社会福祉法人		特定非営利活動法人		医療法人		営利法人		国・地方自治体	
	件数	(n=789)	件数	(n=326)	件数	(n=90)	件数	(n=34)	件数	(n=13)
一体型	390	49.4	115	35.3	28	31.1	9	26.5	1	7.7
共同生活介護	272	34.5	103	31.6	8	8.9	11	32.4	4	30.8
共同生活援助	190	24.1	102	31.3	54	60.0	13	38.2	7	53.8



## 6-3. 事業指定数と法人種別

事業種別ごとの設置数は、指定を受けている法人等が多い3事業について集計した。共同生活援助が712事業、共同生活介護が989事業、一体型が1,635事業である。

事業指定数と法人等種別の関係は、共同生活援助については、社会福祉法人が402事業（56.5%）で、半数を超えている。次いで、特定非営利活動法人が134事業（18.8%）、医療法人が99事業（13.9%）である。

共同生活介護については、社会福祉法人が785件（79.4%）でほぼ8割を占めている。次いで、特定非営利活動法人が154事業（15.6%）である。

一体型については、社会福祉法人が1,310事業（80.1%）で8割を占めており、次いで特定非営利活動法人が203事業（12.4%）である。

	社会福祉法人	特定非営利活動法人	医療法人	営利法人	国・地方自治体	その他	無回答	合計
グループホーム （共同生活援助）	402	134	99	23	8	46	48	760
	52.9	17.6	13.0	3.0	1.1	6.1	6.3	100
ケアホーム（共同 生活介護）	785	154	18	12	14	6	11	1000
	78.5	15.4	1.8	1.2	1.4	0.6	1.1	100
グループホーム・ ケアホーム一体型	1310	203	87	20	12	3	21	1656
	79.1	12.3	5.3	1.2	0.7	0.2	1.3	100

## 6-4. 事業指定数と世話人の配置基準

世話人の配置基準は、ほとんどの事業種別で4:1が4割を超えて最も多い。全事業種別計で、4:1が45.5%となっている。他の配置は、概ね2割台である。

グループホームに関しては、10:1の配置が80件（11.4%）ある。全事業種別計では、10:1は、全体の2.4%に過ぎない。



実数

指定事業の種別	事業指定の合計数	<入居者:世話人>の比率ごとの事業所指定数不明					<入居者:世話人>の比率ごとの事業所指定数回答あり(0回答含む)										
		単位	指定数	法人数	事業指定の合計数も不明	事業指定の合計数のみ回答あり   当該事業の指定数合計	法人数	指定数	計	4:1 指定数	5:1 指定数	6:1 指定数	10:1 指定数				
														法人数	指定数	法人数	指定数
														法人数	指定数	法人数	指定数
1: グループホーム(共同生活援助)	760	77	53	24	56	1,234	704	309	166	149	80						
2: ケアホーム(共同生活介護)	1,000	87	56	31	53	1,224	947	455	261	231							
3: グループホーム・ケアホーム一体型	1,656	84	51	33	68	1,227	1,588	712	417	459							
4: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のグループホーム(共同生活援助)	5	33	33	0	0	1,278	5	4	1	0							
5: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	5	34	34	0	0	1,277	5	2	0	3							
6: 経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホーム一体型	8	34	33	1	6	1,277	2	2	0	0	0						
7: グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	4	33	33	0	0	1,278	4	2	1	1							
8: ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	10	34	33	1	6	1,277	4	2	1	1							
9: グループホーム・ケアホーム(地域移行型)一体型	18	36	35	1	1	1,275	17	3	12	2							
10:合計	3,466	—	—	—	190	—	3,276	1,491	859	846	80						

%

指定事業の種別	事業指定の合計数	<入居者:世話人>の比率ごとの事業所指定数不明					<入居者:世話人>の比率ごとの事業所指定数回答あり(0回答含む)										
		単位	指定数	法人数	事業指定の合計数も不明	事業指定の合計数のみ回答あり   当該事業の指定数合計	法人数	指定数	計	4:1 指定数	5:1 指定数	6:1 指定数	10:1 指定数				
														法人数	指定数	法人数	指定数
														法人数	指定数	法人数	指定数
1: グループホーム(共同生活援助)	—	—	—	—	—	—	100.0	43.9	23.6	21.2	11.4						
2: ケアホーム(共同生活介護)	—	—	—	—	—	—	100.0	48.0	27.6	24.4							
3: グループホーム・ケアホーム一体型	—	—	—	—	—	—	100.0	44.8	26.3	28.9							
4: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のグループホーム(共同生活援助)	—	—	—	—	—	—	100.0	80.0	20.0	0.0							
5: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	—	—	—	—	—	—	100.0	40.0	0.0	60.0							
6: 経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホーム一体型	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0	0.0	0.0	0						
7: グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	—	—	—	—	—	—	100.0	50.0	25.0	25.0							
8: ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	—	—	—	—	—	—	100.0	50.0	25.0	25.0							
9: グループホーム・ケアホーム(地域移行型)一体型	—	—	—	—	—	—	100.0	17.6	70.6	11.8							
10:合計	—	—	—	—	0	—	100.0	45.5	26.2	25.8	2.4						

## 6-5. 共同生活住居数

ここでは、法人票における共同生活住居数の回答をみる。グループホームが 1,295 件、ケアホームが 1,412 件、2,563 件である。

共同生活住居内にユニットを設けているものは、グループホームで 419 件 (32.4%)、ケアホームで 385 件 (27.3%)、グループホーム・ケアホーム一体型で 710 件 (27.7%) で、ある。

	回答法人数 (0 含む)	回答法人数 (0 除く)	共同生活 住居合計	ユニット		
				あり	無し	無回答
グループホーム (共同生活援助)	1202	336	1295	799	419	77
			100	61.7	32.4	5.9
ケアホーム (共同生活介護)	1204	359	1412	910	385	117
			100	64.4	27.3	8.3
グループホーム・ケアホーム一体型	1203	496	2563	1725	710	128
			100	67.3	27.7	5.0
経過的給付 (ホームヘルプ併給) のグループホーム (共同生活援助)	1278	2	5	1	4	0
			100	20.0	80.0	0.0
経過的給付 (ホームヘルプ併給) のケアホーム (共同生活介護)	1278	6	15	6	9	0
			100	40.0	60.0	0.0
経過的給付 (ホームヘルプ併給) で グループホーム・ケアホーム一体型	1278	3	3	3	0	0
			100	100	-	-
グループホーム (地域移行型・共同 生活援助)	1277	3	4	4	0	0
			100	100	-	-
ケアホーム (地域移行型・共同生 活介護)	1277	2	5	2	3	0
			100	40.0	60.0	-
グループホーム・ケアホーム (地 域移行型) 一体型	1272	9	41	25	15	1
			100	61.0	36.6	2.4
合計	-	-	5275	3419	1529	327

## 6-6. 入居定員

入居定員（居室数）は、グループホームが 3,645 人、ケアホームが 4,956 人、グループホーム・ケアホーム一体型が 10,280 人であり、一体型が全体の 5 割を超えている。

体験入居用の定員（居室数）は、グループホームで 241 室、ケアホームで 284 室、一体型では 359 室である。

	回答法人数 (0 含む)	回答法人数 (0 除く)	入居者合計		内訳	
			人数	%	体験入居	短期入所
グループホーム（共同生活援助）	1163	295	3645	19.0	241	11
			100		6.6	0.3
ケアホーム（共同生活介護）	1164	316	4956	25.9	284	36
			100		5.7	0.7
グループホーム・ケアホーム一体型	1146	440	10280	53.7	359	67
			100		3.5	0.7
経過的給付（ホームヘルプ併給） のグループホーム（共同生活援助）	1277	1	1	0.0	0	0
			100		-	-
経過的給付（ホームヘルプ併給） のケアホーム（共同生活介護）	1277	5	61	0.3	15	1
			100		24.6	1.6
経過的給付（ホームヘルプ併給）でグ ループホーム・ケアホーム一体型	1277	2	14	0.1	1	0
			100		7.1	-
グループホーム（地域移行型・共 同生活援助）	1276	2	15	0.1	5	0
			100		33.3	-
ケアホーム（地域移行型・共同生 活介護）	1276	1	20	0.1	0	0
			100		-	-
グループホーム・ケアホーム（地 域移行型）一体型	1275	7	157	0.8	11	0
			100		7.0	-
合計	-	-	19149	100	916	115

## 7. 共同生活住居の定員数ごとのカ所数

共同生活住居の定員ごとのカ所数については、1,268 件 (96.7%) の法人等から回答があった。

4 人定員が、1,524 カ所 (29.6%) でほぼ 3 割である。次いで、5 人定員が 1,081 カ所 (21.0%)、6 人定員が 815 カ所 (15.8%) であり、6 人以下の共同生活住居が全体のほぼ 6 割を占めている。

一方で、10 人以上の共同生活住居が 425 カ所 (8.2%) あり、さらに 20 人以上の共同生活住居も 12 カ所ある。

2009 年調査の結果と比べると、3 人定員と 7 人定員以上の共同生活住居規模全てで、その構成比が大きくなっていることがわかる。

また、共同生活住居の規模毎に定員を推計し、その全推計定員 28,420 人が、共同生活住居の規模別にどのように分布しているかをみてみよう。これによると、全推計定員の約 2 割は定員 10 人以上の定員規模の共同生活住居に含まれていることがわかる。

## 推計定員の共同生活住居規模別分布

共同住居毎の 定員規模	推計定員の分布		
	推計定員	%	累積%
2人定員	692	2.4	2.4
3人定員	984	3.5	5.9
4人定員	6,096	21.4	27.3
5人定員	5,405	19.0	46.4
6人定員	4,890	17.2	63.6
7人定員	3,192	11.2	74.8
8人定員	888	3.1	77.9
9人定員	630	2.2	80.1
10人定員	2,090	7.4	87.5
11~15人定員	1,105	3.9	91.4
16~20人定員	2,142	7.5	98.9
21~30人定員	306	1.1	100.0
合計	28,420	100.0	—

注) 無回答を除く。11人以上は各中位値で推計。

## 定員毎にみた共同生活住居数(2012・2009)と実人員(2006.9末)\*の比較

共同住居毎の 定員規模	←目盛 2012(今回調査)			←目盛 2009(GH学会調査)		2006.9末 目盛→		実人員
	共同住居数	%	累積%	%	累積%	%	累積%	
2人定員	346	6.7	6.7	7.4	7.4	11.1	11.1	1人 2人 3人
3人定員	328	6.4	13.1	3.7	11.0			
4人定員	1,524	29.6	42.6	33.9	44.9	55.9	67.0	
5人定員	1,081	21.0	63.6	24.1	69.0	19.1	86.1	5人
6人定員	815	15.8	79.4	17.6	86.5	8.4	94.5	6人
7人定員	456	8.8	88.2	6.3	92.8			7人 8人 9人
8人定員	111	2.2	90.4	1.6	94.5	3.6	98.1	
9人定員	70	1.4	91.8	1.0	95.5			
10人定員	209	4.1	95.8	2.4	97.9	1.0	99.1	10人
11~15人定員	85	1.6	97.5	1.1	99.1	0.1	99.2	11~13人
16~20人定員	119	2.3	2.3	0.9	100.0	0.1	99.3	14~16人
21~30人定員	12	0.2	2.5	0.0	100.0			
合計	5,156	100.0	—	100.0	—	0.7	100.0	利用者不詳

8. グループホーム、ケアホーム以外の事業

8-1. グループホーム・ケアホーム以外の事業

グループホーム、ケアホーム以外の事業の実施状況、実施予定事業については、上位 20 項目のみ示した。

実施事業では、就労支援(B型)が739件(56.4%)で最も多く、次いで生活介護事業が700件(53.4%)でいずれも5割を超える法人が実施している。

なお、施設入所支援は、408件(31.1%)と全体の3割程度であった。

事業種類	実施事業		実施予定事業	
	件数	(n=1311)	件数	(n=1311)
<b>【就労・日中活動】</b>				
就労継続支援 (B型)	739	56.4	23	1.8
生活介護	700	53.4	21	1.6
就労移行支援	363	27.7	15	1.1
地域活動支援センター	219	16.7	2	0.2
自立訓練 (生活訓練)	197	15.0	3	0.2
通所系事業	103	7.9	4	0.3
日中一時支援	408	31.1	5	0.4
<b>【居住】</b>				
施設入所支援	408	31.1	3	0.2
その他の入居・入所系事業	105	8.0	8	0.6
短期入所	501	38.2	20	1.5
<b>【訪問系事業】</b>				
居宅介護	244	18.6	13	1.0
移動支援事業	202	15.4	10	0.8
重度訪問介護	154	11.7	6	0.5
行動援護	135	10.3	11	0.8
その他の訪問系事業	102	7.8	0	0.0
<b>【相談支援】</b>				
指定特定相談支援事業	381	29.1	58	4.4
指定一般相談支援事業 (地域移行相談・地域定着相談)	269	20.5	30	2.3
指定障害児相談支援事業	209	15.9	21	1.6
<b>【児童】</b>				
放課後デイサービス	150	11.4	21	1.6
児童発達支援	104	7.9	8	0.6

## 8-2 連携施設の有無

法人内の連携施設については、法人内の連携施設があると回答した法人が 562 件 (42.9%) である。別法人の連携施設は、31 件 (2.4%) と少数である。また、連携施設がない法人も 206 件 (15.7%) ある。

連携施設の有無	件数	(n=1311)
法人内の連携施設あり	562	42.9
別法人の連携施設あり	31	2.4
いずれもない	206	15.7
無回答	527	40.2
合計	1311	100

なお、連携事業の種別については、以下の通りである。

連携施設事業	法人内	別法人
生活介護	171	3
就労移行支援	71	2
短期入所	62	0
就労継続支援 (B 型)	59	4
施設入所支援	58	0
自立訓練 (生活訓練)	39	1
指定特定相談支援事業	34	0
居宅介護	27	4
指定一般相談支援事業 (地域移行相談・地域定着相談)	21	1
就労継続支援 (A 型)	12	0
重度訪問介護	11	4
指定障害児相談支援事業	11	0
宿泊型自立訓練	10	0
地域活動支援センター	10	0
日中一時支援	9	0
移動支援事業	8	2
病院	6	2
児童発達支援	4	0
行動援護	3	2
福祉型障害児入所施設	3	0
通所系事業	3	1
同行援護	2	1
入居・入所系事業	2	1
診療所	2	2
療養介護	1	0
自立訓練 (機能訓練)	1	0
福祉ホーム	1	0
放課後デイサービス	1	0
救護施設	1	0
重度障害者等包括支援	0	1

### 9. 短期入所事業（グループホーム等に併設／単独型）

グループホーム等に併設の短期入所を実施している法人等は 57 件（4.3%）、単独型の短期入所を実施している法人は 149 件（11.4%）である。

	実施あり		実施無し	無回答	合計
	件数	定員（延べ）			
実施しているグループホーム等併設の短期入所事業	57	266	120	1134	1311
	4.3		9.2	86.5	100
実施予定のグループホーム等併設の短期入所事業	13	29	120	1178	1311
	1.0		9.2	89.9	100
実施している短期入所事業（単独型）	149	729	92	1070	1311
	11.4		7.0	81.6	100
実施予定の短期入所事業（単独型）	9	28	114	1188	1311
	0.7		8.7	90.6	100

現在実施している短期入所事業について、法人等の種別ごとに内訳を示した。併設、単独型とも社会福祉法人が最も多く、それぞれ8割から9割を占めている。

	実施しているグループホーム等併設の短期入所事業		実施している短期入所事業（単独型）	
	件数	%	件数	%
社会福祉法人	44	81.5	137	92.6
特定非営利活動法人	4	7.4	8	5.4
医療法人	4	7.4	2	1.4
営利法人	1	1.9	0	-
国・地方自治体	1	1.9	0	-
社団・財団法人	0	-	1	0.7
その他	3	5.6	1	0.7
合計	54	100	148	100

## 10. 医療ケア、医療的ケア

## 10-1. 医療ケア、医療的ケアの実施状況

服薬管理（麻薬の管理を除く）を行っている法人等は 659 件で、全体の半数程度だった。

次いで、浣腸が 48 件、インスリン注射が 47 件、褥傷処置が 42 件であるが、いずれも全体の 3 % であり、他のケアについても実施している法人等は極めて少数である。

医療ケア・医療的ケアの種類	件数	医療ケア・医療的ケアの種類	件数
服薬管理（麻薬の管理を除く）	659	導尿	4
浣腸	48	経鼻経管栄養	3
インスリン注射	47	人工肛門（ストーマ）のケア	2
創傷処置	42	酸素療法（酸素吸入）	2
摘便	15	人工透析	2
膀胱（留置）カテーテルの管理	15	気管切開ケア	1
胃ろうによる栄養管理	10	吸引（咽頭より奥又は気管切開）	0
吸引（咽頭手前までの口腔内）	9	疼痛管理（麻薬の使用なし）	0
褥瘡の処置（Ⅰ度Ⅱ度）	9	点滴	0
その他	6	ネブライザー	0
吸引（鼻腔）	4	人工呼吸の観察	0

## 10-2. 医療的ケアの実施者

経管栄養と吸引の 4 種類について、実施例は極めて少数であるが、実施者は生活支援員 11 例、ホームヘルパー 9 例、世話人 8 例であった。また、通所先等での実施も 7 例ある。

一方、医療職による実施例は、訪問看護の利用は 5 例、医師による実施が 2 例、法人が雇用する看護師による実施は 1 例のみであった。

	胃婁による栄養管理	経鼻経管栄養	吸引（咽頭手前までの口腔内）	吸引（鼻腔）
	10	3	9	4
生活支援者	7	1	2	1
ホームヘルパー	4	0	4	1
世話人	5	1	1	1
通所先等	4	0	2	1
訪問看護師	0	1	2	2
医師	0	0	1	1
看護師（法人直接雇用）	0	0	1	0
サビ管	0	0	1	0



10-3. 医療的ケアが必要な入居者数とケアが必要な時間帯延べ人数

医療的ケアが必要な入居者数とケアが必要な時間帯の延べ人数は次の通りである。

	法人等 件数	ケアが必要 な入居者数	6:00-8:59		9:00-16:59		17:00-19:59		20:00-21:59		22:00-5:59	
			実人数	%	実人数	%	実人数	%	実人数	%	実人数	%
服薬管理（麻薬の管理を除く）	633	7488	5893	78.7	2371	31.7	5971	79.7	1471	19.6	68	0.9
胃ろうによる栄養管理	9	19	18	94.7	5	26.3	18	94.7	0	-	0	-
経鼻経管栄養	3	14	13	92.9	0	-	13	92.9	0	-	0	-
吸引（咽頭手前までの口腔内）	9	10	3	30.0	7	70.0	4	40.0	4	40.0	2	20.0
吸引（鼻腔）	4	4	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0
吸引（咽頭より奥または気管切開）	0	0	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
創傷処置	38	174	57	32.8	45	25.9	109	62.6	28	16.1	6	3.4
洗腸	43	106	11	10.4	35	33.0	20	18.9	5	4.7	1	0.9
摘便	13	20	3	15.0	9	45.0	7	35.0	2	10.0	1	5.0
褥瘡の処置（Ⅰ度Ⅱ度）	8	9	1	11.1	5	55.6	2	22.2	2	22.2	1	11.1
膀胱（留置）カテーテルの管理	15	17	7	41.2	9	52.9	7	41.2	6	35.3	3	17.6
インスリン注射	45	51	33	64.7	16	31.4	28	54.9	3	5.9	0	-
疼痛管理（麻薬の使用なし）	1	1	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
点滴	2	4	0	-	1	25.0	0	-	0	-	0	-
人工肛門（ストーマ）のケア	9	9	3	33.3	3	33.3	6	66.7	3	33.3	1	11.1
ネブライザー	6	12	6	50.0	3	25.0	1	8.3	10	83.3	2	16.7
酸素療法（酸素吸入）	7	8	5	62.5	5	62.5	5	62.5	6	75.0	3	37.5
気管切開ケア	1	1	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
人工呼吸の観察	1	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
導尿	15	41	11	26.8	31	75.6	8	19.5	5	12.2	1	2.4
人工透析	17	30	14	46.7	13	43.3	1	3.3	0	-	0	-
その他	19	104	43	41.3	19	18.3	30	28.8	33	31.7	1	1.0

## 10-4.医療ケア・医療的ケアが必要になったことによる利用の断りや退去

医療ケア・医療的ケアが必要になったことを理由にしての理由の断りや退去例についても、受け入れ例が少数であるため、それぞれ該当する法人等は数件に留まっている。

内訳は、胃ろうによる経管栄養が8件、膀胱（留置）カテーテルの管理が6件、インスリン注射が6件、酸素療法が6件、導尿6件等である。

医療ケア・医療的ケアの種類	件数
胃ろうによる栄養管理	8
膀胱（留置）カテーテルの管理	6
インスリン注射	6
酸素療法（酸素吸入）	6
導尿	6
経鼻経管栄養	5
吸引（咽頭手前までの口腔内）	5
吸引（咽頭より奥または気管切開）	5
人工透析	5
吸引（鼻腔）	4
創傷処置	4
褥瘡の処置（Ⅰ度Ⅱ度）	4
疼痛管理（麻薬の使用なし）	4
点滴	4
人工肛門（ストーマ）のケア	4
気管切開ケア	4
人工呼吸の観察	4
浣腸	3
ネブライザー	3
摘便	2
服薬管理（麻薬の管理を除く）	1
その他	1

## 11. 入居者の入居年数の制限

## 11-1.入居年数の制限

入居年数の制限については、1115件（85.0%）と8割以上の法人等が定めていないが、全ての入居者に入居期限を定めている法人等が87件（6.6%）、一部の入居に入居期限を法人等が15件（1.1%）あった。

入居年数の制限	件数	%
全て入居期限を定めていない	1115	85.0
全て入居期限を定めている	87	6.6
a.グループホーム等事業ごと b.共同生活住居ごと c.入居者ごと	35 6 38	2.7 0.5 2.9
一部入居期限を定めている	15	1.1
a.グループホーム等事業ごと b.共同生活住居ごと c.入居者ごと	10 3 1	0.8 0.2 0.1
その他	7	0.5
無回答	87	6.6
合計	1311	100

### 11-2. 入居期限の基準の定め方

入居期限の定め方については、年数で決めている法人が 102 件中、69 件(67.6%) である。また、年齢で決めている法人が 7 件 (6.9%) である。

	件数	%
入居期間を年数で定める	69	67.6
入居期間を年齢で定める	7	6.9
その他	24	23.5
無回答	5	4.9
合計	102	100

### 11-3. 入居年数設定の理由

入居年数を設定する理由は、「グループホーム・ケアホームは生活訓練や地域生活に慣れるための場である」が 63 件、「多くの入居者に公平に利用してもらうため」が 25 件、「介護保険サービスの対象となるから」が 12 件である。

	件数	(n=102)
グループホーム等は生活訓練や地域生活に慣れるための場だから	63	61.8
多くの入居希望者に公平に利用してもらうため	25	24.5
介護保険サービスの対象となるから	12	11.8
その他	22	21.6
無回答	11	10.8

## 11-4. 入居期限と障害程度区分による 5 分類

入居期限と障害程度区分による 5 分類との関係では、I 群の 58 件 (12.4%) が全ての入居期限を定めており、II 群の 8 件 (1.7%) も一部入居期限を定めている。何等かの入居期限を定めている法人の 76% 程度が I 群である。

また、II 群の 17 件 (5.3%) も何等かの入居期限を定めており、入居期限を定めている法人の 86% 程度が、障害程度区分の低い人の比重が大きい I 群と II 群で占められている。

なお、入居期限の設定基準や入居年数を設定する理由と、障害程度区分による 5 分類の間には関連は見出せなかった。

	入居期間の設定					合計
	なし	全部	一部	その他	無回答	
I 群	367	58	8	2	32	467
	78.6	12.4	1.7	0.4	6.9	100
II 群	288	14	3	1	13	319
	90.3	4.4	0.9	0.3	4.1	100
III 群	220	9	1	3	10	243
	90.5	3.7	0.4	1.2	4.1	100
IV 群	144	2	1	1	7	155
	92.9	1.3	0.6	0.6	4.5	100
V 群	77	2	1	0	4	84
	91.7	2.4	1.2	0.0	4.8	100
無回答	1	0	0	0	2	3
	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	100
合計	1096	85	14	7	66	1268
	86.4	6.7	1.1	0.6	5.2	100

### 11-5. 入居期限の設定と法人等種別

入居期限の設定状況と法人等種別との関係については、期限を定めていない法人が、社会福祉法人では714件（90.5%）と9割、特定非営利活動法人でも258件（79.1%）でほぼ8割である。

一方、医療法人の13件が全ての入居期限を定めており、5件が一部入居期限を定めている。両者を併せると2割程度の法人が入居期限を定めている。また、特定非営利活動法人の34件にも入居期限が定められている。

なお、入居期限の設定基準や入居年数を設定する理由と、法人等種別の間には、関連は見出せなかった。

	入居期間の設定					合計
	なし	全部	一部	その他	無回答	
社会福祉法人	714	33	4	5	33	789
	90.5	4.2	0.5	0.6	4.2	100
特定非営利活動法人	258	34	4	2	28	326
	79.1	10.4	1.2	0.6	8.6	100
医療法人	68	13	5	0	4	90
	75.6	14.4	5.6	—	4.4	100
営利法人	31	1	0	0	2	34
	91.2	2.9	—	—	5.9	100
国・地方自治体	11	2	0	0	0	13
	84.6	15.4	—	—	—	100
その他	15	2	1	0	1	19
	78.9	10.5	5.3	—	5.3	100
無回答	18	2	1	0	19	40
	45.0	5.0	2.5	—	47.5	100
合計	1115	87	15	7	87	1271
	87.7	6.8	1.2	0.6	6.8	100

## 12. 支援スタッフ

### 12-1. 専任、兼務の状況

管理者は、全体で 1,355 人である。その内、兼務者は 1,172 人（86.5%）で、8 割以上の管理者が兼務をしている。

サービス管理責任者は、全体で 1,696 人である。その内、兼務者は 1,281 人（75.5%）で 7 割以上のサービス管理責任者が兼務している。

世話人は、全体で 9,152 人である。その内、専任者が 6,152 人（67.2%）、兼務者が 3,000 人（32.8%）である。

生活支援員は全体で 5,544 人であり、その内専任者が 2,348 人（42.4%）、兼務者が 3,196 人（57.6%）である。

		管理者		サービス管理責任者		世話人		生活支援員	
%全体		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
回答法人等数		1256	1263	1261	1260	1261	1249	1261	1253
全体		1355		1696		9152		5544	
勤務形態合計		183	1172	415	1281	6152	3000	2348	3196
		13.5	86.5	24.5	75.5	67.2	32.8	42.4	57.6
性別	回答法人数	1250	1238	1252	1236	1178	1193	1211	1202
	男性	113	773	187	619	858	760	721	916
		8.3	57.0	11.0	36.5	9.4	8.3	13.0	16.5
	女性	64	370	215	622	4724	1940	1313	1868
4.7		27.3	12.7	36.7	51.6	21.2	23.7	33.7	
雇用形態	回答法人数	1231	1103	1217	1104	1104	1129	1174	1143
	常勤	143	919	315	969	1684	974	713	1279
		10.6	67.8	18.6	57.1	18.4	10.6	12.9	23.1
	非常勤	15	77	37	118	3419	1527	1129	1378
1.1		5.7	2.2	7.0	37.4	16.7	20.4	24.9	
契約	回答法人数	1206	1016	1186	1008	1036	1092	1152	1108
	正規職員	120	871	285	889	875	729	487	1073
		8.9	64.3	16.8	52.4	9.6	8.0	8.8	19.4
	非正規職員	8	23	25	62	3232	1247	1171	1147
		0.6	1.7	1.5	3.7	35.3	13.6	21.1	20.7
	アルバイトで学生	0	0	0	0	124	71	108	92
業務委託請負労働 *雇用契約ではない	4	6	4	7	680	267	101	92	
	0.3	0.4	0.2	0.4	7.4	2.9	1.8	1.7	
住み込み	回答法人数	1080	234	945	269	300	610	749	595
		3	6	1	11	133	45	10	14
		0.2	0.4	0.1	0.6	1.5	0.5	0.2	0.3

## 12-2. 資格取得状況

職員の資格取得状況では、いずれの資格も2割程度以内の取得率である。

最も、多いのはサービス管理者の介護福祉士で、370人（21.8%）である。次いで、ホームヘルパー2級が274人（16.1%）である。

また、医療ケア資格の取得者、取得予定者は極めて少数である。

		管理者		サービス管理責		世話人		生活支援員	
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
全体		1355		1696		9152		5544	
勤務形態合計		183	1172	415	1281	6152	3000	2348	3196
		13.5	86.5	24.5	75.5	67.2	32.8	42.4	57.6
取得資格	回答法人数	1094	354	1039	483	560	818	928	818
	ホームヘルパー 2級	27	133	63	211	803	575	445	697
		2.0	9.8	3.7	12.4	8.8	6.3	8.0	12.6
	ホームヘルパー 1級	2	10	10	12	34	24	22	30
		0.1	0.7	0.6	0.7	0.4	0.3	0.4	0.5
	介護福祉士	17	105	110	260	174	188	186	296
		1.3	7.7	6.5	15.3	1.9	2.1	3.4	5.3
	社会福祉士	16	138	56	176	68	86	71	122
		1.2	10.2	3.3	10.4	0.7	0.9	1.3	2.2
	精神保健福祉士	17	103	34	152	108	118	23	54
	1.3	7.6	2.0	9.0	1.2	1.3	0.4	1.0	
看護師	5	24	6	40	55	54	26	33	
	0.4	1.8	0.4	2.4	0.6	0.6	0.5	0.6	
医療ケア	回答法人数	1078	229	944	265	239	596	740	591
	略痰吸引登録済み (移行措置含む)	2	6	2	7	2	5	9	24
		0.1	0.4	0.1	0.4	0.0	0.1	0.2	0.4
	略痰吸引取得中	0	1	1	1	0	4	1	9
		0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.2
	経管栄養登録済み (移行措置含む)	1	1	0	1	2	6	8	16
	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	
経管栄養取得中	0	1	0	1	0	1	1	6	
	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	

## 12-3. 世話人、生活支援員の雇用契約形態（正規・非正規）による分類

入居者の直接支援に関わる職員の雇用形態（正規・非正規）について、雇用形態ごとに全体を1としてそれぞれの割合を算出し、類似性が見られる4つの群に分類した。

A群は、正規職員より非正規職員の方がやや多く、非正規職員をやや多めに雇用していると思なした。法人件数は3、08件である。

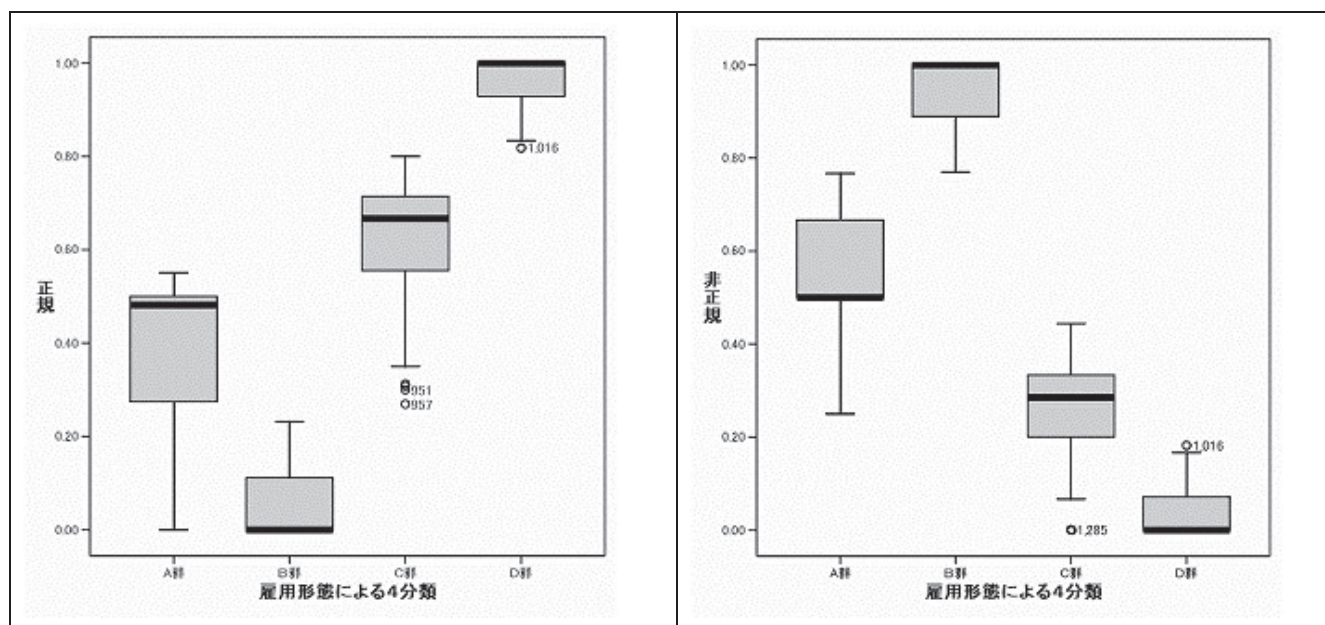
B群は、非正規が圧倒的に多く、利用者1人あたりの職員数を確保するために非正規職員を多く雇用していると思なした。法人数は、257件である。

C群は、正規職員がやや多く、正規職員を中心に雇用しながら、一部非正規職員で補っていると思なした。法人数は、94件である。

D群、正規職員が圧倒的に多い。法人数は、89件である。

なお、職員の雇用形態については無回答が多く、欠損値が563あり、これらの法人等は分類から除外した。

	A群	B群	C群	D群
正規	0.394%	0.053%	0.622%	0.965%
非正規	0.574%	0.947%	0.255%	0.035%
法人件数	308	257	94	89





		度数	平均値	標準偏差	標準誤差	最小値	最大値
正規	A群	308	0.3939	0.1387	0.0079	0.0000	0.5500
	B群	257	0.0530	0.0697	0.0043	0.0000	0.2308
	C群	94	0.6223	0.1227	0.0127	0.2692	0.8000
	D群	89	0.9649	0.0628	0.0067	0.8182	1.0000
	合計	748	0.3734	0.3113	0.0114	0.0000	1.0000
非正規	A群	308	0.5736	0.1072	0.0061	0.2500	0.7667
	B群	257	0.9470	0.0697	0.0043	0.7692	1.0000
	C群	94	0.2553	0.1368	0.0141	0.0000	0.4444
	D群	89	0.0351	0.0628	0.0067	0.0000	0.1818
	合計	748	0.5979	0.3223	0.0118	0.0000	1.0000

#### 12-4. 職員の雇用形態による4分類と法人等種別

職員の雇用形態による4群の分類と法人等種別との関連について、社会福祉法人は、A群が232件(45.0%)、B群が195件(37.9%)である。A群とB群で8割を超えており、非正規職員の役割が大きい。

特定非営利活動法人については、A群が58件(35.4%)、B群が45件(27.4%)であり、A群とB群で6割を超えている。社会福祉法人同様に、非正規職員の役割が大きい。

医療法人については、D群が11件(35.5%)、C群が9件(29.0%)である。件数が少ないため、誤差のあることは免れないが、正規職員が中心であることが推測出来る。

	A群	B群	C群	D群	合計
社会福祉法人	232	195	54	34	515
	45.0	37.9	10.5	6.6	100
特定非営利活動法人	58	45	25	36	164
	35.4	27.4	15.2	22.0	100
医療法人	7	4	9	11	31
	22.6	12.9	29.0	35.5	100
営利法人	6	1	5	4	16
	37.5	6.25	31.25	25	100
国・地方自治体	2	4	0	1	7
	28.6	57.1	0.0	14.3	100
その他	1	2	0	1	4
	25	50	0	25	100
合計	306	251	93	87	737
	41.5	34.1	12.6	11.8	100

## 13. 共有スペースの必要性

## 13-1. 共有スペースの必要性

共有スペース（いわゆる居間）の必要性について、必要であると回答した法人等は 1,241 件（94.7%）で 9 割以上である。不要と回答した法人等は 4 件（0.3%）である。

共有スペースの必要性	件数	%
必要	1241	94.7
不要	4	0.3
わからない	20	1.5
無回答	46	3.5
合計	1311	100

## 13-2. 共有スペース（いわゆる居間）の用途

「入居者同士が交流する場」が 1,210（92.3%）、「入居者がくつろぐ場」が 1191（90.8%）で、9 割を超えている。また、「入居者が食事をとる場」も 1,159 件（88.4%）で 9 割に近かった。また、「支援者が入居者の相談に乗る場」が 874 件（66.7%）、「家族や親族との交流の場」が 489 件（37.3%）である。

用途	件数	(n=1311)
入居者同士が交流する場	1210	92.3
入居者がくつろぐ場	1191	90.8
入居者が食事をとる場	1159	88.4
支援者が入居者の相談に乗る場	874	66.7
家族や親族との交流の場	547	41.7
洗濯物を畳んだり家事を行う場	489	37.3
支援者が待機する場	347	26.5
地域住民や知り合いとの交流の場	306	23.3
使っていない	1	0.1
その他	21	1.6
無回答	35	2.7

## 14. 各種ヘルパーの利用

### 14-1. 各種ヘルパー利用の状況

各種ヘルパーの利用については、「利用が進んでいる」と回答した法人等は145件（11.1%）と1割程度である。一方、1106件（84.4%）の法人等が「利用が進んでいない」と回答している。

	件数	%
利用が進んでいる	145	11.1
利用は進んでいない	1106	84.4
無回答	60	4.6
合計	1311	100

### 14-2. 各種ヘルパー利用と法人等種別

ヘルパーの利用状況について、法人等種別との関連を見ると、社会福祉法人では「進んでいる」という回答が91件（11.5%）、特定非営利活動法人では45件（13.5%）である。営利法人でも、ほぼ同様の割合である。

一方、医療法人については、「進んでいる」と回答した法人はなかった。また、国・地方自治体は1件のみだった。

	ヘルパー利用の状況			合計
	進んでいる	進んでいない	無回答	
社会福祉法人	91	680	18	789
	11.5	86.2	2.3	100
特定非営利活動法人	45	267	14	326
	13.8	81.9	4.3	100
医療法人	0	86	4	90
	—	95.6	4.4	100
営利法人	4	26	4	34
	11.8	76.5	11.8	100
国・地方自治体	1	11	1	13
	7.7	84.6	7.7	100
その他	2	17	0	19
	10.5	89.5	—	100
合計	143	1087	41	1271
	11.3	85.5	3.2	100

## 14-3. 各種ヘルパー利用と障害程度区分による5分類

ヘルパーの利用状況を障害程度区分による5分類の関係について見ると、V群では30件(35.7%)、IV群で30件(19.4%)の法人等が、ヘルパーの利用が進んでいると回答している。一方、I群、II群、III群では、利用が進んでいるとの回答は、0.5～1割程度の法人等である。

	ヘルパー利用の状況			合計
	進んでいる	進んでいない	無回答	
I群	24	424	19	467
	5.1	90.8	4.1	100
II群	36	275	8	319
	11.3	86.2	2.5	100
III群	22	212	9	243
	9.1	87.2	3.7	100
IV群	30	123	2	155
	19.4	79.4	1.3	100
V群	30	51	3	84
	35.7	60.7	3.6	100
合計	142	1085	41	1268
	11.2	85.6	3.2	100

## 14-4. 各種ヘルパー利用とヘルパー事業の実施状況

ヘルパーの利用状況と同一法人等でのヘルパー事業の実施状況との関連については、利用が進んでいると回答した法人等の内、居宅介護を実施しているのは77件(53.1%)で5割を超えている。一方、利用が進んでいないと回答した法人等で、居宅介護を実施している法人等は164件(14.8%)である。重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援事業についても同様の傾向が見られる。

	実施事業					合計
	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	移動支援	
利用が進んでいる	77	56	46	34	65	145
	53.1	38.6	31.7	23.4	44.8	100
利用が進んでいない	164	95	87	53	133	1106
	14.8	8.6	7.9	4.8	12.0	100
無回答	3	3	2	2	4	60
	5.0	5.0	3.3	3.3	6.7	100
合計	244	154	135	89	202	1311
	18.6	11.7	10.3	6.8	15.4	100

#### 14-5. 今後のヘルパー利用の方針

「利用が進んでいない」と回答した法人等（1106 法人）に対して、今後の利用方針について聞いたところ、672 件（60.8%）の法人等が「利用を考えていない」と回答している。「利用していきたい」と回答した法人等は 387 件（35.0%）である。

	件数	%
利用を考えていない	672	60.8
利用していきたい	387	35.0
無回答	47	4.2
全体	1106	100

#### 14-6. 利用が進んでいない理由

利用が進んでいない理由としては、「利用する必要がない」と回答した法人等が 427 件（38.6%）で 4 割に近かった。次いで、「自治体が利用を認めない」が 304 件（27.5%）、「利用に制限がある」が 234 件（21.2%）と、自治体による制度運用や制度そのものに関する理由もそれぞれ 2 割程度あった。

利用が進んでいない理由	件数	(n=1106)
グループホーム等の入居者が共同生活住居内でヘルパーを利用する必要はない。	427	38.6
自治体がグループホーム等入居者の共同生活住居内でのヘルパー利用を認めない（実質的に支給決定がなされない等）	304	27.5
世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい。	265	24.0
各種ヘルパーの業務内容（援助内容）に制限があり利用しづらい。	234	21.2
多くの援助者が共同生活住居内にいることに窮屈さや、落ち着かなさがある。	102	9.2
世話人、生活支援員以外に援助を依頼できるほど入居者の状態が落ち着いていない。	91	8.2
利用したくても、適切な距離に訪問介護事業所がない。	77	7.0
その他	72	6.5
無回答	167	15.1

## 14-7. ヘルパーとホーム職員の役割分担

ヘルパーとホーム職員の役割分担については、役割（業務内容）で分担していると回答した法人等は、131件（90.3%）で9割を超えている。また、支援時間帯で分担をしている法人等が98件（67.6%）で7割に近かった。また、明確な役割分担がないと回答した法人等も51件（35.2%）あった。

カテゴリー名	件数	(n=145)
役割（業務内容）で分担	131	90.3
支援時間（時刻）帯で分担	98	67.6
明確な分担はない	51	35.2
支援日（曜日）で分担	50	34.5
その他	7	4.8
無回答	15	10.3

## 14-8. ヘルパー利用に関する認識

ヘルパー利用等に関して、以下の表にある6項目について認識を聞いた。

「ホームの世話人、生活支援員の配置を増やすべき」では、582件（48.1%）が、「そう思う」と回答しており、5割に近い法人等が、職員の配置の不足を感じている。また、「ホーム入居者の共同生活住居内でのヘルパー利用を拡充していくべき」も、491件（41.5%）が「そう思う」と回答しており、4割を超えている。「入居者一人ひとりが個別に利用するヘルパーは必要」については、「そう思う」が415（34.3%）であるのに対して、「そう思わない」が384件（31.7%）で拮抗している。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
1)ホームの世話人、生活支援員の配置を増やすべき	582	303	238	87	1210	101
	48.1	25.0	19.7	7.2	100	
2)ホーム入居者の共同生活住居内でのヘルパー利用を拡充していくべき	491	335	213	143	1182	129
	41.5	28.3	18.0	12.1	100	
3)入居者一人ひとりが個別に利用するヘルパーは必要	415	312	384	100	1211	100
	34.3	25.8	31.7	8.3	100	
4)ヘルパー利用は、ホーム世話人、生活支援員の配置基準が低すぎる部分の代替である	330	237	432	195	1194	117
	27.6	19.8	36.2	16.3	100	
5)今のホーム世話人、生活支援員の配置基準で不足はない	317	217	627	62	1223	88
	25.9	17.7	51.3	5.1	100	
6)入居者複数を支援する新たな支援者（派遣）の形態を作るべき	240	253	348	360	1201	110
	20.0	21.1	29.0	30.0	100	

以下では、これらの回答状況について、ヘルパー利用状況や障害程度区分による5分類との関連を見ていく。

1)ホームの世話人、生活支援員の配置を増やすべき

世話人、生活支援員の配置を増員すべきかどうかについては、「そう思う」が582件(48.1%)と半数に近い。これを、ヘルパーの利用状況との関係についてみると、「利用が進んでいる」と回答した法人等の内、73件(51.0%)が「そう思う」と回答しており、これは「利用が進んでいない」と回答した法人等より3ポイント多い。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
利用が進んでいる	73	37	20	13	143	2
	51.0	25.9	14.0	9.1	100	
利用が進んでいない	502	261	215	68	1046	60
	48.0	25.0	20.6	6.5	100	
無回答	7	5	3	6	21	39
	33.3	23.8	14.3	28.6	100	
合計	582	303	238	87	1210	101
	48.1	25.0	19.7	7.2	100	

次に、障害程度区分による5群の分類との関係では、I群が163件(38.2%)であった他は、全て「そう思う」と回答した法人等の割合が高く、いずれも5割を超えている。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
I群	163	104	120	40	427	40
	38.2	24.4	28.1	9.4	100	
II群	161	48	72	21	302	17
	53.3	15.9	23.8	7.0	100	
III群	118	41	56	15	230	13
	51.3	17.8	24.3	6.5	100	
IV群	91	24	27	6	148	7
	61.5	16.2	18.2	4.1	100	
V群	41	13	23	4	81	3
	50.6	16.0	28.4	4.9	100	
合計	574	230	298	86	1188	80
	48.3	19.4	25.1	7.2	100	

## 2) ホーム入居者の共同生活住居内でのヘルパー利用を拡充していくべき

入居者のヘルパー利用の拡充については、「利用が進んでいる」と回答した法人等の内、105 件（72.9%）が「そう思う」と回答している。一方、「利用が進んでいない」と回答した法人等の内、376 件（36.9%）が「そう思う」と回答している。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
利用が進んでいる	105	18	12	9	144	1
	72.9	12.5	8.3	6.3	100	
利用が進んでいない	376	313	199	130	1018	88
	36.9	30.7	19.5	12.8	100	
無回答	10	4	2	4	20	40
	50.0	20.0	10.0	20.0	100	
合計	491	335	213	143	1182	129
	41.5	28.3	18.0	12.1	100	

また、障害程度区分による分類との関連では、「そう思う」と回答した法人等の割合が、I 群から V 群に向かうに従って高くなっている。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
I 群	158	81	127	55	421	46
	37.5	19.2	30.2	13.1	100	
II 群	112	62	83	36	293	26
	38.2	21.2	28.3	12.3	100	
III 群	96	40	60	27	223	20
	43.0	17.9	26.9	12.1	100	
IV 群	71	19	41	15	146	9
	48.6	13.0	28.1	10.3	100	
V 群	43	8	21	7	79	5
	54.4	10.1	26.6	8.9	100	
合計	480	210	332	140	1162	106
	41.3	18.1	28.6	12.0	100	

## 3) 入居者一人ひとりが個別に利用するヘルパーは必要（一対一の個別支援）

入居者の個別支援のためにヘルパーが必要かどうかについては、「利用が進んでいる」と回答した法人等の内、88 件（62.4%）が「そう思う」と回答している。一方、「利用が進んでいない」と回答した法人等の内、322 件（30.7%）も、「そう思う」と回答している。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
利用が進んでいる	88	22	27	4	141	4
	62.4	15.6	19.1	2.8	100	
利用が進んでいない	322	284	350	94	1050	56
	30.7	27.0	33.3	9.0	100	
無回答	5	6	7	2	20	40
	25.0	30.0	35.0	10.0	100	
合計	415	312	384	100	1211	100
	34.3	25.8	31.7	8.3	100	



障害程度区分による5分類との関係について見ると、I群では、「そう思う」と「そう思わない」の比率が同じであったが、II群からV群に向かって、「そう思う」と回答した法人等の比率が上昇している。IV群では、68件(45.6%)、V群では47件(58.0%)と、6割に近い法人等が、「そう思う」と回答している。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
I群	116	152	116	46	430	37
	27.0	35.3	27.0	10.7	100	
II群	86	112	78	22	298	21
	28.9	37.6	26.2	7.4	100	
III群	90	64	58	18	230	13
	39.1	27.8	25.2	7.8	100	
IV群	68	34	37	10	149	6
	45.6	22.8	24.8	6.7	100	
V群	47	14	18	2	81	3
	58.0	17.3	22.2	2.5	100	
合計	407	376	307	98	1188	80
	34.3	31.6	25.8	8.2	100	

#### 4)ヘルパー利用は、ホーム世話人、生活支援員の配置基準が低すぎる部分の代替である

ヘルパー利用は、ホーム職員の不足分の代替であるかどうかについては、ヘルパー利用の状況にかかわらず、「そう思う」が3割に満たなかった。逆に、「そう思わない」が、「進んでいる」では35%、「進んでいない」41%と、いずれも「そう思う」を上回っている。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
利用が進んでいる	40	29	58	13	140	5
	28.6	20.7	41.4	9.3	100	
利用が進んでいない	283	207	366	177	1033	73
	27.4	20.0	35.4	17.1	100	
無回答	7	1	8	5	21	39
	33.3	4.8	38.1	23.8	100	
合計	330	237	432	195	1194	117
	27.6	19.8	36.2	16.3	100	

## 5)今のホーム世話人、生活支援員の配置基準で不足はない

現在の直接支援スタッフの配置基準で不足がないか否かについては、「利用が進んでいる」と回答した法人等の「そう思う」、つまり不足がないと回答した法人等が 24 件（17.0%）であるのに対して、「利用が進んでいない」と回答した法人等が 288 件（27.2%）であり、10 ポイント高い。逆に、「そう思わない」と回答した法人等は、「利用が進んでいる」と回答した法人等が 10 ポイント高くなっている。

ヘルパーの利用が進むことは、ホーム職員の業務量を減らしたり、負担を軽くしたりすることとはそれほど関係しない。むしろ、より一層、ホーム職員の不足を感じていることがうかがえる。

	そう思う	どちらでもない	そう思わない	わからない	合計	無回答
利用が進んでいる	24	21	86	10	141	4
	17.0	14.9	61.0	7.1	100	
利用が進んでいない	288	191	533	48	1060	46
	27.2	18.0	50.3	4.5	100	
無回答	5	5	8	4	22	38
	22.7	22.7	36.4	18.2	100	
合計	317	217	627	62	1223	88
	25.9	17.7	51.3	5.1	100	

## 6)入居者複数を支援する新たな支援者（派遣）の形態を作るべき

共同住居内で、1人のヘルパーが複数の入居者を支援する形態を作るべきかどうかについては、全体で「そう思う」が 240 件（20.0%）と 2 割程度であった。これは、ヘルパーの利用状況にかかわらず同様の回答傾向であった。

## 15. 医療機関との連携

医療機関との連携では、健康管理での協力医療機関との連携について 1129 件（86.1%）があると回答している。また、医療的ケア以外での障害への対応のための協力医療機関についても 864 件（65.9%）、医療的ケアでの協力機関についても 688 件（52.5%）と、半数以上の法人等が連携している。

	ある	ない	無回答	合計
健康管理での協力医療機関	1129	131	51	1311
	86.1	10.0	3.9	100
医療的ケア以外での障害への対応（精神科・心療内科等含む）のための協力医療機関	864	377	70	1311
	65.9	28.8	5.3	100
医療（的）ケア（重症心身障害等を含む）での協力医療機関	688	528	95	1311
	52.5	40.3	7.2	100
保健・衛生面（感染症対策）や栄養管理等での協力医療機関（保健所等も含む）	562	639	110	1311
	42.9	48.7	8.4	100

## 16. 入居者と地域社会・自治体との関わり

### 16-1. 入居者と地域社会・自治体との関わり

入居者と地域社会や自治体との関わりでは、「特にない」が 496 件（37.8%）と最も多く、4 割近くあった。

入居者と地域社会・自治体との関わり	件数	(n=1311)
特にない	496	37.8
火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を地域（自治会や近隣）と連携して実施している	325	24.8
グループホーム等を地域住民の方に見てもらうためのイベントを開催している	176	13.4
火災や災害時の避難・対応に地域(自治会や近隣)と協定を結んでいる	162	12.4
グループホーム等と、地域住民の方や自治会とで、イベントを共同開催している	148	11.3
運営（協議会等）に、地域住民の方が参加している	144	11.0
その他	167	12.7
無回答	82	6.3

次いで、「火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を連携して実施している」が 325 件（24.8%）であるが、この項目については設置主体の法人等種別との関連が見られた。そのため、以下に法人等の種別の内訳を示した。

最も実施している法人等の比率が多いのは、件数が少ないが、国・地方自治体で 7 件（53.8%）である。社会福祉法人は 204 件（25.9%）、特定非営利活動法人が 80 件（24.5）である。

一方、医療法人は、14 件（15.6%）で、社会福祉法人や非営利活動法人に比べて 10 ポイント程度低い。

法人等種別	火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を連携して実施している		
	件数	%	合計
社会福祉法人	204	25.9	789
特定非営利活動法人	80	24.5	326
医療法人	14	15.6	90
営利法人	3	8.8	34
国・地方自治体	7	53.8	13
その他	8	42.1	19
合計	316	24.9	1271

## 16-2. ボランティアの活用の有無

ボランティアの活用の有無については、活用実態がある法人等は 284 件（21.7%）と 2 割程度に留まっている。

ボランティアの活用	件数	%
ない	971	74.1
ある	284	21.7
無回答	56	4.3
合計	1311	100

## 16-3. ボランティアの活用方法

ボランティアの活用方法については、入居者との交流が 161 件（56.7%）で 5 割を超えていた。また、「文化・余暇・スポーツ等の付き添い」も 136 件（47.9%）と 5 割に近い法人等から回答があった。

ボランティアの活用方法	件数	(n=284)
入居者との交流	161	56.7
文化・余暇・スポーツ等の付き添い	136	47.9
入居者の外出の援助	73	25.7
共同生活住居の建物や庭等の維持・修理	56	19.7
家事・調理	47	16.5
入居者の共同生活住居内の見守り	46	16.2
入居者の移動のために車を出してもらう	32	11.3
入居者の共同生活住居内の介護・介助	12	4.2
その他	26	9.2
無回答	6	2.1

## 17. 自治体による申請住居の視察・訪問

自治体による申請住居の視察や訪問の実施状況については、視察や訪問をされたことがないと回答した法人等が 465 件（35.5%）で 3 割を超えている。

一方、「全ての住居について視察・訪問」が 341 件（26.0%）、「全てではない」が 364 件（27.8%）で、何等かの視察・訪問が行われたと回答した法人等は 5 割程度であった。

自治体による視察・訪問	件数	%
視察・訪問されたことはない	465	35.5
すべてではないが視察・訪問	364	27.8
全ての住居について視察・訪問	341	26.0
無回答	141	10.8
合計	1311	100

## 第2部 建物について

建物と共同生活住居ごとの質問に対しては、建物単位で 4696 カ所分の回答があった。

### 0-1. 回答者

カテゴリー名	件数	(n=1335)
管理者	422	31.6
サービス管理責任者	409	30.6
[ サービス管理責任者（専任） 251 18.8 ] [ サービス管理責任者（世話人兼務） 158 11.8 ]		
生活支援員	103	7.7
世話人（専任）	67	5.0
その他	196	14.7
無回答	138	10.3

### 0-2. 設置主体

設置している法人等の種別を、建物件数ごとに見ると、社会福祉法人が 3,526 件(75.1%) で7割を超えている。次いで、特定非営利活動法人が 626 件（13.3%）であり、社会福祉法人は特定非営利活動法人よりも一法人が設置する建物数（ホーム数）が多い傾向があることがうかがえる。

設置主体	件数	%
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	3526	75.1
特定非営利活動法人（NPO 法人）	626	13.3
医療法人	189	4.0
営利法人	67	1.4
社会福祉協議会	56	1.2
社団・財団法人	54	1.1
地方公共団体	26	0.6
その他	5	0.1
国	3	0.1
協同組合	0	-
無回答	144	3.1
合計	4696	100

0-3. 都道府県別の設置件数

都道府県別の設置件数では、法人数と同様に北海道が 560 件で最も多く、次いで神奈川県が 279 件、長崎県が 201 件、大阪府が 200 件、東京が 199 件である。

	件数	%		件数	%
北海道	560	13.3	滋賀	36	0.9
青森	123	2.9	京都	43	1.0
岩手	153	3.6	大阪	200	4.8
宮城	88	2.1	兵庫	104	2.5
秋田	33	0.8	奈良	23	0.5
山形	68	1.6	和歌山	18	0.4
福島	102	2.4	鳥取	26	0.6
茨城	48	1.1	島根	83	2.0
栃木	60	1.4	岡山	52	1.2
群馬	59	1.4	広島	66	1.6
埼玉	105	2.5	山口	43	1.0
千葉	185	4.4	徳島	24	0.6
東京	199	4.7	香川	0	-
神奈川	279	6.6	愛媛	81	1.9
新潟	56	1.3	高知	46	1.1
富山	36	0.9	福岡	151	3.6
石川	34	0.8	佐賀	27	0.6
福井	45	1.1	長崎	201	4.8
山梨	9	0.2	熊本	106	2.5
長野	99	2.4	大分	31	0.7
岐阜	61	1.5	宮崎	50	1.2
静岡	95	2.3	鹿児島	59	1.4
愛知	113	2.7	沖縄	50	1.2
三重	30	0.7	無回答	42	1.0
			合計	4202	100

## 1. 適用制度

適用している制度については、ケアホームとグループホームの両方が 2,157 件 (45.9%)、ケアホームが 1,082 (23.0%) で、全体の 7 割近くのホームがケアホームの適用を受けている。グループホームのみの適用は、859 件 (18.3%) と 2 割未満である。

適用制度	件数	%
ケアホームとグループホーム	2157	45.9
ケアホーム	1082	23.0
グループホーム	859	18.3
無回答	598	12.7
合計	4696	100

## 2. 建物内の共同生活住居数とユニット数

建物内の共同生活住居数では、1 共同住居が 3,012 件 (71.7%) で 7 割を占め、2 共同住居が 230 件 (5.5%) である。また、5 以上の共同住居を有する建物も 255 件 (6.0%) あり、最も多い建物で 25 共同住居が設置されている。

ユニットについては、1 ユニットが 1,390(33.1%) で全体の 3 割程度であるが、無回答が 2018 件と 5 割近くあり、この中には 1 ユニットの建物も含まれているものと推測される。

2 ユニット以上を設置している建物は、689 件 (16.3%) あり、最も多い建物で 22 ユニットである。

	建物		ユニット	
	件数	%	件数	%
0	—	—	105	2.5
1	3012	71.7	1390	33.1
2	230	5.5	187	4.5
3	61	1.5	56	1.3
4	86	2.0	153	3.6
5	90	2.1	77	1.8
6~10	142	3.4	186	4.4
11~15	12	0.3	21	0.5
15 以上	11	0.3	9	0.2
無回答	558	13.3	2018	48.0
合計	4202	100	4202	100

## 3. 入居定員

建物ごとの定員は、4人が1,294件（30.8%）、次いで5人が969件（20.7%）である。6人未満のホームを合計すると、全体の7割を占めている。一方、11人以上の建物が215件（5.1%）あり、最も定員の多い建物は77人である。

共同生活住居ごとの定員で見ると、4人が1,391件（29.6%）、5人が950件（20.2%）で建物ごとの定員と同様の比率である。ただし、2人以内が419件（9.9%）、3人が329件（7.0%）あり、個別か、個別に近い生活空間が必要な入居者がいることがうかがえる。一方、共同生活住居を単位とした場合でも、10人定員が143件（3.0%）、11人以上の定員が104件（2.2%）ある。

入居定員	建物			共同生活住居		
	件数	%	累積%	件数	%	累積%
2人以内	174	4.1	4.1	419	8.9	8.9
3人	203	4.8	8.9	329	7	15.9
4人	1294	30.8	39.7	1391	29.6	45.5
5人	869	20.7	60.4	950	20.2	65.7
6人	646	15.4	75.8	712	15.2	80.9
7人	333	7.9	83.7	351	7.5	88.4
8人	124	3	86.7	81	1.7	90.1
9人	80	1.9	88.6	61	1.3	91.4
10人	162	3.9	92.5	143	3	94.4
11人以上	215	5.1	97.6	104	2.2	96.6
無回答	102	2.4	100	155	3.3	100
合計	4202	100		4696	100	



#### 4. 現在の入居者数

##### 4-1. 入居者数

現在の入居者数は、建物単位では4人が1,299件(30.9%)、5人が838件(19.9%)、6人から10人が1,150件(27.4%)である。共同生活住居を単位として見ても、4人が1,390件(29.6%)、5人が908(19.3%)であり、4～5人単位が標準的な生活単位となっている。

一方、1人で使用しているケースが建物で36件(0.9%)、共同生活住居では91件(1.9%)ある。

また、10人以上の入居者がいる建物は313件(6.5%)あるが、共同生活住居では129件(2.8%)と半分以下となっており、比較的入居者の多い建物も、建物内に複数の住居が設置されていることがうかがえる。

現在の入居者数	建物		共同生活住居	
	件数	%	件数	%
0	2	0.0	2	0.0
1人	36	0.9	91	1.9
2人	230	5.5	459	9.8
3人	373	8.9	497	10.6
4人	1299	30.9	1390	29.6
5人	838	19.9	908	19.3
6人	554	13.2	291	6.2
7人	279	6.6	129	2.7
8人	115	2.7	43	0.9
9人	86	2.0	34	0.7
10人	116	2.8	36	0.8
11人以上	197	4.7	93	2.0
無回答	77	1.8	120	2.6
合計	4202	100	4696	100

##### 4-2. 入居者の性別

入居者の性別について、建物を単位で見ると、男性のみの建物が1,780件(42.4%)、女性のみの建物が1,039件(24.7%)、男女両方の入居者のいる建物が1,306(31.1%)であり、男性のみの建物が、他に比べて11～18ポイント程度高い。

共同生活住居を単位にしてみると、男性のみの住居が2,108件(38.3%)、女性のみの住居が1,244件(22.6%)、男女両方の入居者のいる住居が1,222件(22.2%)である。建物単位の場合と同様に、男性のみの住居が、他に比べて16ポイント程度高い。

	建物		共同生活住居	
	件数	%	件数	%
男性のみ	1778	42.3	2108	38.3
女性のみ	1037	24.7	1244	22.6
男女	1308	31.1	1222	22.2
無回答	79	1.9	930	16.9
合計	4202	100	5504	100

#### 4-3. 障害種別

共同生活住居ごとの、入居者の障害種別を見ると、知的障害のある人が入居するホームが 3,773 件（71.9%、精神障害のある人が入居するホームが 1,020 件（21.7%）、身体障害のある人が入居するホームが 320 件（6.8%）である。

障害種別	(n=4696)	%
知的	3378	71.9
精神	1020	21.7
身体	320	6.8
無回答	688	14.7

重複障害についての集計は以下に示す通りである。知的障害のみの方が入居する共同生活住居が 2,773 件（59.1%）で、全体の 6 割を占めている。次いで、精神障害のみの方が入居する共同生活住居が 563 件（12.0%）である。

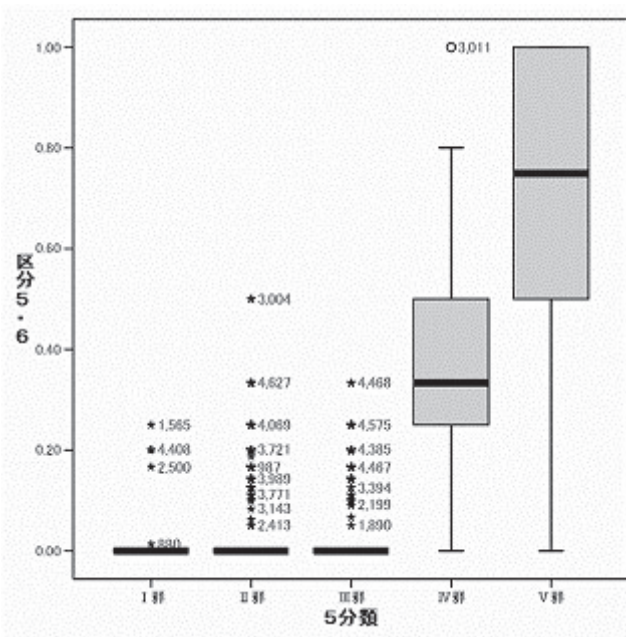
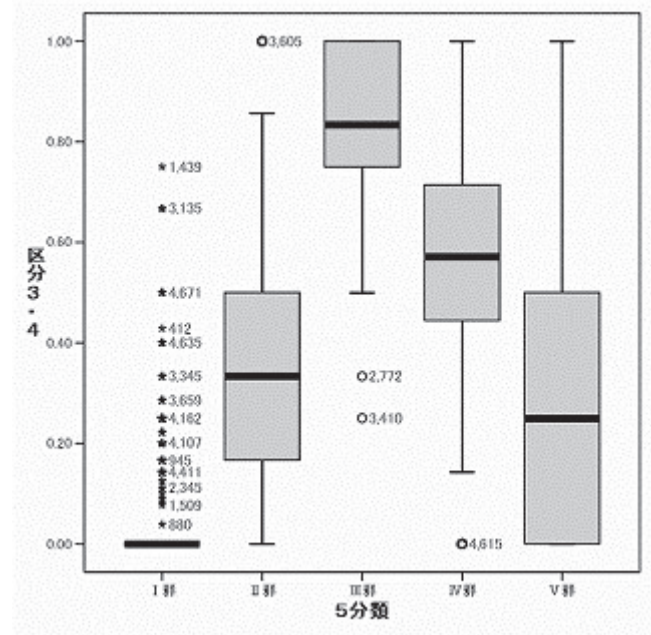
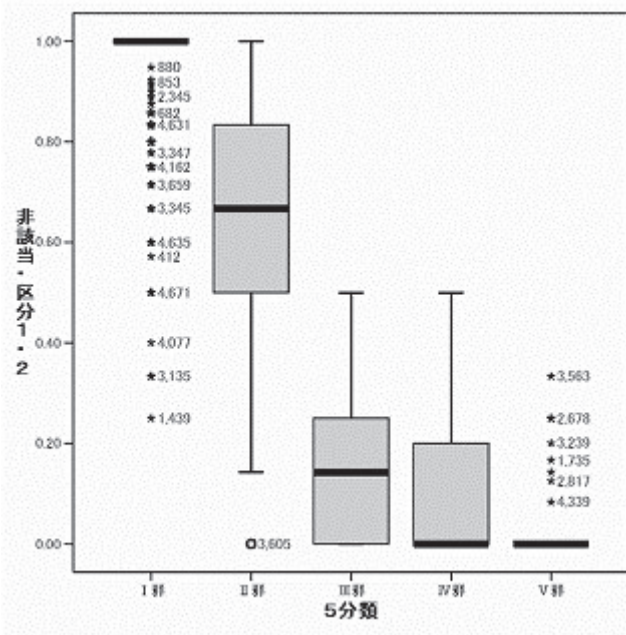
障害種別	件数	%
知的	2773	59.1
精神	563	12.0
知的・精神	352	7.5
知的・身体	156	3.3
知的・精神・身体	97	2.1
身体	59	1.3
精神・身体	8	0.2
無回答	688	14.7
合計	4696	100

#### 4-4. 障害程度区分による分類

設置主体の同様に、建物と共同生活住居についても、障害程度区分によって5群に分類した。

建物

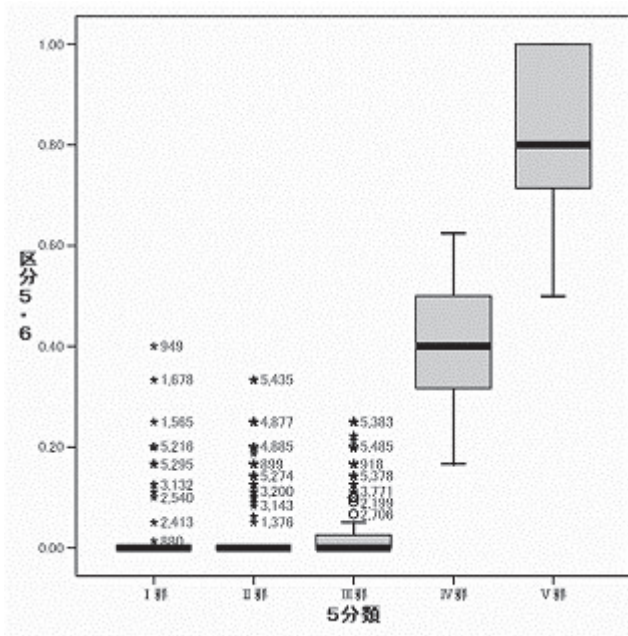
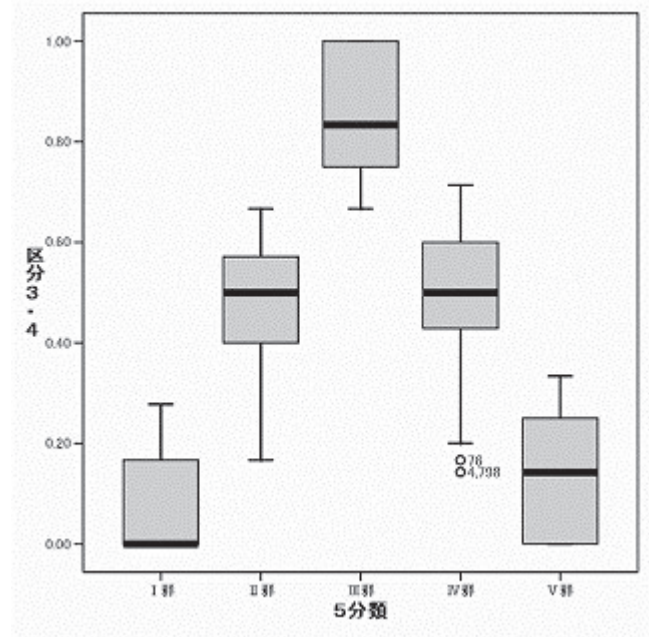
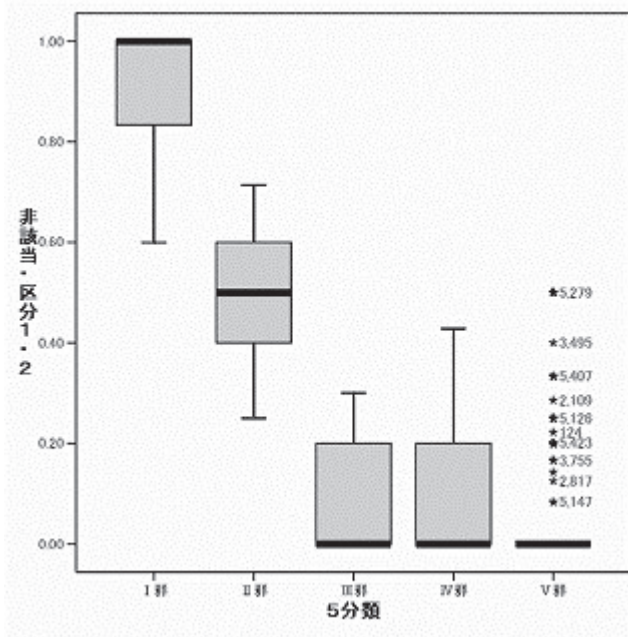
	I 群 (軽度中心)	II 群 (軽・中度中心)	III 群 (中度中心)	IV 群 (中・重度中心)	V 群 (重度中心)
非該当・区分1・2	0.92	0.47	0.12	0.11	0.00
区分3・4	0.08	0.52	0.86	0.46	0.04
区分5・6	0.00	0.01	0.02	0.43	0.95
法人件数	760	1604	741	519	390



		度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
非該当・区分1・2	I 群	752	0.9626	0.1006	0.25	1
	II 群	1594	0.6660	0.2364	0	1
	III 群	728	0.1367	0.1420	0	0.5
	IV 群	514	0.1071	0.1325	0	0.5
	V 群	385	0.0040	0.0298	0	0.33
	合計	3973	0.4887	0.3871	0	1
区分3・4	I 群	752	0.0361	0.0986	0	0.75
	II 群	1594	0.3210	0.2301	0	1
	III 群	728	0.8443	0.1455	0.25	1
	IV 群	514	0.5469	0.2068	0	1
	V 群	385	0.2905	0.2448	0	1
	合計	3973	0.3892	0.3254	0	1
区分5・6	I 群	752	0.0014	0.0167	0	0.25
	II 群	1594	0.0131	0.0517	0	0.5
	III 群	728	0.0190	0.0573	0	0.33
	IV 群	514	0.3461	0.1580	0	1
	V 群	385	0.7055	0.2443	0	1
	合計	3973	0.1221	0.2443	0	1

## 共同生活住居

	I 群 (軽度中心)	II 群 (軽・中度中心)	III 群 (中度中心)	IV 群 (中・重度中心)	V 群 (重度中心)
非該当・区分1・2	0.94	0.50	0.08	0.10	0.04
区分3・4	0.06	0.48	0.87	0.50	0.14
区分5・6	0.00	0.02	0.05	0.40	0.82
法人件数	1615	1042	1007	481	333



		度数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
非該当・区分1・2	I 群	1615	0.9361	0.1005	0.0025	0.60
	II 群	1042	0.4988	0.1097	0.0034	0.27
	III 群	1007	0.0819	0.1084	0.0034	0
	IV 群	481	0.0963	0.1213	0.0055	0
	V 群	333	0.0392	0.1145	0.0063	0
	合計	4478	0.4853	0.3907	0.0058	0
区分3・4	I 群	1615	0.0616	0.0986	0.0025	0
	II 群	1042	0.4834	0.1148	0.0036	0.17
	III 群	1007	0.8653	0.1178	0.0037	0.63
	IV 群	481	0.5046	0.1210	0.0055	0.14
	V 群	333	0.1380	0.1332	0.0073	0
	合計	4478	0.3937	0.3323	0.0050	0
区分5・6	I 群	1615	0.0023	0.0223	0.0006	0
	II 群	1042	0.0178	0.0568	0.0018	0
	III 群	1007	0.0528	0.0925	0.0029	0
	IV 群	481	0.3991	0.1213	0.0055	0.17
	V 群	333	0.8229	0.1531	0.0084	0.50
	合計	4478	0.1209	0.2444	0.0037	0.00

## 5. 共同生活住居の開設年

年ごとの開設数は、増加傾向にあり、2007年にやや落ち込んだが、2009年以降、毎年378～412件の増加をみている。また、2006年の障害者自立支援法施行以降に開設された住居が全体の半数程度を占めている。

	開設件数		累積件数		増加率 (前年比)
	件数	%	件数	%	
1989年以前	41	0.9	41	0.9	
1989年	27	0.6	68	1.4	3.86
1990年	28	0.6	96	2	1.04
1991年	28	0.6	124	2.6	1
1992年	36	0.8	160	3.4	1.29
1993年	34	0.7	194	4.1	0.94
1994年	70	1.5	264	5.6	2.06
1995年	67	1.4	331	7	0.96
1996年	74	1.6	405	8.6	1.1
1997年	59	1.3	464	9.9	0.8
1998年	87	1.9	551	11.7	1.47
1999年	99	2.1	650	13.8	1.14
2000年	127	2.7	777	16.5	1.28
2001年	128	2.7	905	19.3	1.01
2002年	162	3.4	1067	22.7	1.27
2003年	158	3.4	1225	26.1	0.98
2004年	231	4.9	1456	31	1.46
2005年	247	5.3	1703	36.3	1.07
2006年	399	8.5	2102	44.8	1.62
2007年	230	4.9	2332	49.7	0.58
2008年	302	6.4	2634	56.1	1.31
2009年	378	8	3012	64.1	1.25
2010年	378	8	3390	72.2	1
2011年	388	8.3	3778	80.5	1.03
2012年	412	8.8	4190	89.2	1.06
無回答	506	10.8			
合計	4696	100	4696	100	



## 6. 夜間支援体制（共同生活住居ごと）

## 6-1. 夜間支援体制

夜間体制については、夜間緊急連絡に対応している住居が 1,324 件（28.2%）、宿直（常駐）が 1,285 件（27.4%）である。夜勤は、600 件（12.8%）である。

夜間体制	件数	(n=4696)
夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）	1324	28.2
宿直（常駐）	1285	27.4
警備会社による対応	672	14.3
巡回型	634	13.5
夜勤（常駐）	600	12.8
対応なし	487	10.4
住み込み職員（常駐）	260	5.5
無回答	335	7.1

## 6-2. 夜間支援体制と障害程度による分類

夜間支援体制と障害程度 5 群との関連は、夜間緊急連絡対応型は、I 群で最も割合が高く、723 件（44.8%）、II 群で 297 件（28.5%）である。

宿直（常駐）が IV 群で最も実施割合が高く、293 件（60.9%）と 6 割を超えている。次いで、V 群が 158 件（47.4%）である。最も実施割合の低い I 群では、167 件（10.3%）である。

夜勤（常駐）については、V 群で最も実施割合が高く、152 件（45.6%）と、5 割に近い。

	合計	夜間緊急連絡対応型	宿直（常駐）	警備会社による対応	巡回型	夜勤（常駐）	対応なし	住み込み職員
I 群 （軽度）	1615	723	167	357	198	60	244	107
	100	44.8	10.3	22.1	12.3	3.7	15.1	6.6
II 群 （軽・中度）	1043	297	261	142	190	117	143	66
	100	28.5	25.0	13.6	18.2	11.2	13.7	6.3
III 群 （中度）	1006	198	378	102	161	156	76	56
	100	19.7	37.6	10.1	16.0	15.5	7.6	5.6
IV 群 （中・重度）	481	38	293	33	54	107	10	18
	100	7.9	60.9	6.9	11.2	22.2	2.1	3.7
V 群 （重度）	333	16	158	15	17	152	3	10
	100	4.8	47.4	4.5	5.1	45.6	0.9	3.0
合計	4478	1272	1257	649	620	592	476	257
	100	28.4	28.1	14.5	13.8	13.2	10.6	5.7



### 6-3. 夜間支援体制の組み合わせ

夜間体制については、いくつかの対応が組み合わせられている場合があるため、組み合わせごとの件数を以下に示した。

宿直のみの対応が最も多く、1044件（22.2%）、次いで緊急連絡対応のみが837件（17.8%）である。夜勤（常駐）のみの対応は481件（10.2%）となっている。また、緊急連絡と警備会社による対応を組み合わせている例が239件（5.1%）、警備会社による対応のみは185件（4.7%）である。

件数	(n=4696)	夜勤（常駐）	宿直（常駐）	住み込み	巡廻	緊急連絡	警備会社
1044	22.2		○				
837	17.8					○	
481	10.2	○					
332	7.1				○		
239	5.1					○	○
219	4.7						○
185	3.9			○			
111	2.4				○	○	
67	1.4				○		○
64	1.4	○	○				
60	1.3		○				○
35	0.7		○		○		
34	0.7		○			○	
23	0.5				○	○	○
17	0.4			○	○	○	
16	0.3	○				○	
11	0.2		○			○	○
10	0.2			○		○	
9	0.2	○					○
8	0.2			○			○
8	0.2		○	○			
7	0.1			○	○		○
7	0.1	○			○		
5	0.1		○		○	○	
5	0.1		○	○			○
5	0.1	○			○		○
5	0.1	○		○			○
4	0.1		○		○	○	○
4	0.1		○	○	○		
4	0.1	○	○		○	○	○
3	0.1			○	○		
3	0.1			○	○	○	○
2	0.0	○				○	○
2	0.0	○			○	○	
2	0.0	○	○		○	○	
1	0.0			○		○	○
1	0.0		○	○		○	
1	0.0		○	○	○	○	
1	0.0	○	○		○		
1	0.0	○	○	○			
1	0.0	○	○	○	○	○	

7. 建物の築年数と構造形式、種類

築年数については、築 15～35 年未満の建物が 1,880 件（44.7%）と最も多く、次いで 15 年未満の建物が 1,490 件（35.5%）である。

建物の種類については、既存の戸建て等一般住宅が 1,685（40.1%）、次いで新築の専用戸建てが 648 件（15.4%）である。また、一般の集合住宅（ワンルーム以外）も 566 件（13.5%）ある。

		件数	%
	合計	4202	100
築年数	～15 年未満	1490	35.5
	15～35 年未満	1880	44.7
	36～50 年未満	529	12.6
	50 年以上	58	1.4
	無回答	245	5.8
階数	平屋	753	17.9
	2 階建	2681	63.8
	3 階建	271	6.4
	4 階建	125	3.0
	5 階建	71	1.7
	6～9 階建	90	2.1
	10 階建以上	22	0.5
	無回答	189	4.5
住宅構造形式	木造一戸建（大工の棟梁が手がける在来木造）	2217	52.8
	木造一戸建（木質系プレハブ住宅）	75	1.8
	非木造の一戸建（鉄骨、軽量コンクリート等のプレハブ住宅や注文住宅）	312	7.4
	木造共同住宅（壁、天井が石膏ボード+壁紙仕上げなど）	470	11.2
	木造共同住宅（壁、天井は木製ボード、綿壁仕上げなど）	74	1.8
	非木造共同住宅（鉄骨、コンクリート造など）	834	19.8
	その他	12	0.3
	無回答	208	5.0
建物種類	既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	1685	40.1
	新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅	210	5.0
	新築のグループホーム等専用戸建て住宅	648	15.4
	グループホーム等とその他の福祉事業が併設で専用に建てた（新築）	67	1.6
	その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	41	1.0
	元入所施設	25	0.6
	元通勤寮	18	0.4
	元福祉ホーム	40	1.0
	元会社の社員寮等	112	2.7
	一般のワンルームマンションの複数住戸	85	2.0
	一般のワンルーム以外の集合住宅（マンション・アパート等）	566	13.5
	病院・診療所の一部分からの転用	15	0.4
	その他の建物	145	3.5
	無回答	545	13.0

建物種類と障害程度5群との関連は、「既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅」が、I群からIV群については概ね4割であるのに対して、V群は33.6%でやや低い。また、「一般のワンルーム以外の集合住宅」についても、I群が18.3%であるのに対して、V群では7.7%となっており、I群からV群に向かって低くなっている。

一方、「新築のグループホーム等専用戸建て住宅」については、I群が8.8%であるのに対してV群では25.4%と四分の一を占めており、I群からV群に向かって比率が高くなっている。同様の傾向は、「新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅」についても見られる。

	既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	新築のグループホーム等専用戸建て住宅	一般のワンルーム以外の集合住宅	新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅	元会社の社員寮等	一般のワンルームマンションの複数住戸	左記以外	無回答	合計
I群	314	67	139	25	29	38	66	82	760
(軽度)	41.3	8.8	18.3	3.3	3.8	5.0	8.7	10.8	100
II群	652	227	251	76	44	29	128	197	1604
(軽・中度)	40.6	14.2	15.6	4.7	2.7	1.8	8.0	12.3	100
III群	314	125	87	41	15	10	58	91	741
(中度)	42.4	16.9	11.7	5.5	2.0	1.3	7.8	12.3	100
IV群	206	114	49	26	10	4	53	57	519
(中・重度)	39.7	22.0	9.4	5.0	1.9	0.8	10.2	11.0	100
V群	131	99	30	39	9	3	28	51	390
(重度)	33.6	25.4	7.7	10.0	2.3	0.8	7.2	13.1	100
合計	1617	632	556	207	107	84	333	478	4014
	40.3	15.7	13.9	5.2	2.7	2.1	8.3	11.9	100

## 8. 平均入居期間（建物／共同生活住居）

平均入居期間は、入居者ごとの入居年数の無回答が多かったため、算出が可能であった建物、共同生活住居のみの集計となった。建物では 1,242 件、共同生活住居では 2,368 件における平均入居年数である。

共同生活住居で見ると、5 年未満が 1,240 件（52.4%）で、5 割を占めている。また、10 年未満が 2,105 件（88.9%）であり、10 年以上は 263 件（11.1%）と 1 割程度である。

	建物			共同生活住居		
	件数	% (無回答除外)	累積%	件数	% (無回答除外)	累積%
1 年未満	126	10.1	10.1	194	8.2	8.2
1 年～2 年未満	164	13.2	23.3	268	11.3	19.5
2 年～3 年未満	141	11.4	34.7	247	10.4	29.9
3 年～4 年未満	155	12.5	47.2	277	11.7	41.6
4 年～5 年未満	174	14.0	61.2	254	10.7	52.4
5 年～6 年未満	142	11.4	72.6	243	10.3	62.6
6 年～7 年未満	103	8.3	80.9	212	9.0	71.6
7 年～8 年未満	71	5.7	86.6	175	7.4	79.0
8 年～9 年未満	50	4.0	90.7	149	6.3	85.3
9 年～10 年未満	37	3.0	93.6	86	3.6	88.9
10 年～15 年未満	64	5.2	98.8	60	2.5	91.4
15 年以上	15	1.2	100	203	8.6	100
無回答	2960			2195		
合計	4202			4696		

## 9. 建物の他の用途

ホームに使用している建物の用途として、ホームのみは 3,078 件 (73.3%) で7割を超えている。また、マンションを含む一般の住居と共用は 628 件 (14.9%)、通所系事業所との共用は 125 件 (3.0%) である。

他の用途	件数	(n=4202)
ホームのみ	3078	73.3
一般の住戸(マンション等を含む)	628	14.9
通所系事業所	125	3.0
一般の店舗・オフィス	75	1.8
相談支援系事業所	43	1.0
居宅介護派遣事業所	22	0.5
その他	130	3.1
無回答	182	4.3

## 10. 共有スペースの広さ

## 10-1. 共有スペースの広さ

共有スペースの広さは、6～10畳が1727件(36.8%)で最も多い。次いで、11～15畳が755件(16.1%)、16畳～20畳が463件(9.9%)である。

共有スペースの広さ	件数	%
5畳以下	145	3.1
6～10畳	1727	36.8
11～15畳	755	16.1
16～20畳	463	9.9
21畳以上	351	7.5
無回答	1255	26.7
合計	4696	100

## 10-2. 共有スペースの広さと障害程度区分による5分類

共有スペースの広さと障害程度区分による5分類との関連では、I群からV群に向けて平均値が僅かながら高くなっており、11畳以上の広さをもつ共同生活住居の割合もやや高くなっている。

	5畳以下	6～10畳	11～15畳	16～20畳	21畳以上	合計	平均値	中央値
I群	56	680	234	132	118	1220	11.9	10
(軽度)	4.6	55.7	19.2	10.8	9.7	100		
II群	42	390	171	95	89	787	12.8	10
(軽・中度)	5.3	49.6	21.7	12.1	11.3	100		
III群	27	362	191	119	67	766	12.4	10
(中度)	3.5	47.3	24.9	15.5	8.7	100		
IV群	11	147	90	63	43	354	13.8	12
(中・重度)	3.1	41.5	25.4	17.8	12.1	100		
V群	4	108	55	41	29	237	13.8	11.8
(重度)	1.7	45.6	23.2	17.3	12.2	100		
合計	140	1687	741	450	346	3364	12.6	10
	4.2	50.1	22.0	13.4	10.3	100		

## 11. 立地

### 11-1. 立地

ホームの立地については、住宅地が 3,298 件（78.5%）、住宅地でないが地域との交流がしやすい立地が 462 件（11.0%）で、両者を併せると 9 割になる。

一方、地域との交流が難しい立地は、159 件（3.8%）あった。

立地	件数	%
住宅地	3298	78.5
住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	462	11.0
住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	159	3.8
わからない	47	1.1
無回答	236	5.6
合計	4202	100

立地と建物定員との関連では、5 人以下の建物は、2,309 件（83.1%）が住宅地に立地するのに対して、20 人以上の建物では、11 件（57.9%）と 20 ポイント以上低くなっており、定員が多い階層ほど、住宅地に立地する割合が少ない。

建物・定員	住宅地	住宅地ではない		わからない	無回答	合計
		地域との交流がしやすい	地域との交流も難しい			
5 人以下	2309	241	76	19	133	2778
	83.1	8.7	2.7	0.7	4.8	100
6-10 人	844	179	66	21	40	1150
	73.4	15.6	5.7	1.8	3.5	100
11-20 人	110	36	12	6	14	178
	61.8	20.2	6.7	3.4	7.9	100
20 人以上	11	5	2	1	0	19
	57.9	26.3	10.5	5.3	0.0	100
合計	3274	461	156	47	187	4125
	79.4	11.2	3.8	1.1	4.5	100

ホームの立地と建物の種類の関連については、既存の戸建て等を使用している場合、1436件(85.2%)が一般の集合住宅も502件(88.7%)が住宅地に立地している。一方、新築の戸建て等は161件(76.7%)、グループホーム等に使用する目的で新築した戸建て等が458件(70.7%)で、既存の建物を利用した場合に比べて、10から20ポイント近く低い。

	住宅地	住宅地ではない		わからない	無回答	合計
		地域との交流がしやすい	地域との交流も難しい			
既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	1436 85.2	144 8.5	23 1.4	6 0.4	76 4.5	1685 100
新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅	161 76.7	33 15.7	8 3.8	1 0.5	7 3.3	210 100
新築のグループホーム等専用戸建て住宅	458 70.7	109 16.8	50 7.7	12 1.9	19 2.9	648 100
福祉事業と併設で新設	41 61.2	14 20.9	10 14.9	2 3.0	0 0.0	67 100
福祉事業と併設で既存の建物を転用	21 51.2	14 34.1	5 12.2	0 0.0	1 2.4	41 100
入所施設(通勤寮・福祉ホーム含む)を転用	36 43.4	23 27.7	11 13.3	8 9.6	5 6.0	83 100
社員寮を転用	82 73.2	11 9.8	17 15.2	1 0.9	1 0.9	112 100
ワンルームの複数住戸	76 89.4	5 5.9	2 2.4	2 2.4	0 0.0	85 100
一般の集合住居(ワンルーム以外)	502 88.7	42 7.4	5 0.9	4 0.7	13 2.3	566 100
医療機関の一部を転用	9 60.0	4 26.7	2 13.3	0 0.0	0 0.0	15 100
その他	120 82.8	17 11.7	4 2.8	2 1.4	2 1.4	145 100
無回答	356 65.3	46 8.4	22 4.0	9 1.7	112 20.6	545 100
合計	3298 78.5	462 11.0	159 3.8	47 1.1	236 5.6	4202 100



## 11-2. 市街化調整区域

また、市街化調整地域にあたるか否かについては、2,068 件（49.2%）が市街化調整区域であると回答している。

しかし、不明が 1348 件（32.1%）、無回答が 419 件（10.0%）もある。

	件数	%
市街化調整区域ではない	2068	49.2
市街化調整区域である	367	8.7
不明	1348	32.1
無回答	419	10.0
合計	4202	100

立地が市街化調整区域にあたるか否かと障害程度による 5 群の分類との関連では、I 群において、市街化調整区域ではないと 332 件（43.7%）で、他の群が 50%前後であるのに比べてやや低い。

一方、市街化調整区域にあるという回答が、I 群では 66 件（8.7%）であるが、V では 13.1 件（13.1%）と僅かながら高くなっている。また、不明が、I 群では 302 件（39.7%）であるのに対して、V 群では 100 件（25.6%）であり、I 群から V 群に向かって割合が低くなっている。

	調整区域ではない	市街化調整区域である	不明	無回答	合計
I 群 (軽度)	332 43.7	66 8.7	302 39.7	60 7.9	760 100
II 群 (軽・中度)	794 49.5	111 6.9	548 34.2	151 9.4	1604 100
III 群 (中度)	402 54.3	71 9.6	213 28.7	55 7.4	741 100
IV 群 (中・重度)	270 52.0	60 11.6	140 27.0	49 9.4	519 100
V 群 (重度)	199 51.0	51 13.1	100 25.6	40 10.3	390 100
合計	1997 49.8	359 8.9	1303 32.5	355 8.8	4014 100

市街化調整区域であるか否かと建物の関連については、新築のグループホーム等専用户建て住宅の内、108 件（16.7%）、入所施設を転用しているものの内、14 件（16.9%）が市街化調整区域にある。これは、既存の戸建て住居を利用した場合や、新築の戸建て等を利用した場合に比べて 9 から 10 ポイント程度高い割合である。しかしながら、不明との回答が多く、建物種別ごとのバラツキもあるため、この結果から直ちに建物種別と市街化調整区域であるか否かについて明確な関連があるとは言えない。

	市街化調整区域ではない	市街化調整区域である	不明	無回答	合計
既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	904	118	535	128	1685
	53.6	7.0	31.8	7.6	100
新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅	121	13	47	29	210
	57.6	6.2	22.4	13.8	100
新築のグループホーム等専用户建て住宅	311	108	184	45	648
	48.0	16.7	28.4	6.9	100
その他の福祉事業と併設で新設	30	7	22	8	67
	44.8	10.4	32.8	11.9	100
その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	18	3	14	6	41
	43.9	7.3	34.1	14.6	100
入所施設（通勤寮・福祉ホーム含む）を転用	34	14	27	8	83
	41.0	16.9	32.5	9.6	100
社員寮を転用	57	11	39	5	112
	50.9	9.8	34.8	4.5	100
ワンルームの複数住戸	32	7	43	3	85
	37.6	8.2	50.6	3.5	100
一般の集合住居（ワンルーム以外）	284	26	220	36	566
	50.2	4.6	38.9	6.4	100
医療機関の一部を転用	4	0	10	1	15
	26.7	—	66.7	6.7	100
その他	64	11	50	20	145
	44.1	7.6	34.5	13.8	100
無回答	209	49	157	130	545
	38.3	9.0	28.8	23.9	100
合計	2068	367	1348	419	4202
	49.2	8.7	32.1	10.0	100

設置年ごとの内訳

開設年	調整区域ではない	市街化調整区域である	不明	無回答	住宅地	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	わからない	無回答	合計
1970	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
1976	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
1979	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
1980	4	0	1	0	2	3	0	0	0	5
1981	4	0	0	0	4	0	0	0	0	4
1982	2	0	1	0	2	0	1	0	0	3
1983	0	0	3	0	3	0	0	0	0	3
1984	4	0	0	0	2	2	0	0	0	4
1985	3	0	0	1	1	1	1	0	1	4
1986	2	0	1	0	2	0	1	0	0	3
1987	2	0	3	0	3	0	1	1	0	5
1988	3	0	4	0	5	1	1	0	0	7
1989	10	7	9	1	17	4	5	1	0	27
1990	16	2	9	0	19	2	1	1	4	27
1991	15	3	7	1	20	0	4	1	1	26
1992	14	4	9	4	23	6	0	0	2	31
1993	18	1	8	4	24	2	4	0	1	31
1994	27	5	19	5	45	5	4	0	2	56
1995	24	4	27	4	45	6	6	2	0	59
1996	41	6	17	6	54	6	6	0	4	70
1997	31	3	18	3	48	2	3	0	2	55
1998	40	4	23	7	62	8	2	0	2	74
1999	56	8	20	7	71	10	4	0	6	91
2000	52	8	46	8	91	14	4	1	4	114
2001	60	11	43	8	103	10	4	1	4	122
2002	65	11	54	18	123	12	3	2	8	148
2003	83	13	40	8	121	15	0	0	8	144
2004	115	18	61	15	177	16	7	2	7	209
2005	114	28	72	15	186	27	4	1	11	229
2006	175	41	122	16	280	48	10	3	13	354
2007	122	26	59	10	167	23	13	4	10	217
2008	126	27	93	25	218	28	12	3	10	271
2009	167	25	102	33	256	38	11	4	18	327
2010	145	24	120	38	259	40	6	10	12	327
2011	169	26	122	26	264	48	5	5	21	343
2012	167	34	113	40	287	40	11	4	12	354
無回答	190	28	121	116	312	45	25	0	73	455
合計	2068	367	1348	419	3298	462	159	47	236	4202

## 12. 隣接する事業所等

## 12-1. 隣接する事業所等

隣接する事業所等では、他のグループホーム、ケアホームが公道を挟んで並んでいる場合が 457 件（10.9%）、同一敷地内、隣接地に設置されている場合が 630 件（15.0%）ある。

事業所等	公道を挟んで並んでいる		同一敷地内、隣接地	
	件数	(n=4202)	件数	(n=4202)
グループホーム／ケアホーム	457	10.9	630	15.0
通所系事業所	285	6.8	314	7.5
病院・診療所	195	4.6	116	2.8
入所系事務所	185	4.4	160	3.8
高齢者の GH	51	1.2	54	1.3
無回答	3319	79.0	3213	76.5

## 12-2. 隣接する事業所と法人種別の関連

隣接事業所等と法人種別の関連では、社会福祉法人の設置する建物の内、523 件（24.0%）が他のグループホーム等と隣接している。また、344 件（16.5%）は、公道を挟んでグループホーム等が立地している。つまり、3 から 4 割程度のグループホーム等が他のグループホーム等と隣接しているか、至近距離に立地している。

同様に、特定非営利活動法人、医療法人、営利法人の設置するホームも、それぞれ 1 割を超えるグループホーム等が、他のホームと隣接しており、公道を挟んで立地しているグループホーム等もそれぞれ 1 割を超えている。

通所施設については、医療法人が隣接、公道を挟んで立地しているが 1 割を超えている他は、1 割以下である。入所施設については、いずれも 1 割未満である。

病院・診療所については、医療法人で隣接しているグループホーム等が 35 件（21.1%）、公道を挟んでいるグループホーム等が 53 件（31.9%）であり、他の設置主体に比べて、医療機関と至近距離にあるグループホーム等が多い。

%縦 ※立地区分毎		社会福祉 法人	特定非営利 活動法人	医療法人	営利法人	国・地方公 共団体	その他	無回答	合計
グ ル ー プ ホ ー ム 等	隣接地	523	57	23	8	5	3	11	630
		24.0	10.0	13.9	13.3	20.8	7	8.7	15.0
	公道を 挟む建 物	344	58	23	6	6	3	17	457
		16.5	10.2	13.9	10.0	25.0	60	13.4	10.9
通 所 施 設	隣接地	236	36	22	6	1	2	11	314
		9.3	6.3	13.3	10.0	4.2	4.7	8.7	7.5
	公道を 挟む建 物	217	27	22	5	2	2	10	285
		8.7	4.7	13.3	8.3	8.3	4.7	7.9	6.8
入 所 施 設	隣接地	127	10	11	3	0	0	9	160
		5.9	1.8	6.6	5.0	-	-	7.1	3.8
	公道を 挟む建 物	153	10	8	3	1	1	9	185
		4.9	1.8	4.8	5.0	4.2	20	7.1	4.4
病 院 ・ 診 療 所	隣接地	69	10	35	1	0	1	0	116
		2.2	1.8	21.1	1.7	-	2.3	-	2.8
	公道を 挟む建 物	112	19	53	5	2	4	0	195
		7.3	3.3	31.9	8.3	8.3	9.3	-	4.6
高 齢 者 の グ ル ー プ ホ ー ム	隣接地	32	11	6	3	0	1	1	54
		1.0	1.9	3.6	5.0	-	2.3	0.8	1.3
	公道を 挟む建 物	42	6	1	1	1	0	0	51
		1.3	1.1	0.6	1.7	4.2	-	-	1.2
合計		3205	569	166	60	27	5	48	4202
		100	100	100	100	200	100	100	100

### 13. 建築基準法上の用途

建築基準法上の用途は、住宅が 1,831 件 (43.6%) である。次いで、共同住居が 1,039 件 (24.7%)、寄宿舍が 404 件 (9.6%) である。児童福祉施設等は 90 件 (2.1%) である。

建築基準法上の用途	件数	%
住宅	1831	43.6
共同住宅	1039	24.7
寄宿舍	404	9.6
児童福祉施設等	90	2.1
その他	113	2.7
わからない	411	9.8
無回答	314	7.5
合計	4202	100

建築基準法上の用途と障害程度 5 群との関連では、住宅について I 群から IV 群が 40% 台であるのに対して、V 群では 36.7% とやや低い割合となっている。共同住宅についても同様に、I 群から IV 群が 20% 台であるのに対して、V 群は 19.2% と 2 割を切っている。

一方、寄宿舎については、V 群が 69 件 (17.7%) で最も割合が高く、同様に児童福祉施設も 19 件 (4.9%) で最も高い割合となっている。

	住宅	共同住宅	寄宿舎	児童福祉施設等	その他	わからない	無回答	合計
I 群 (軽度)	335 44.1	211 27.8	47 6.2	4 0.5	23 3.0	86 11.3	54 7.1	760 100
II 群 (軽・中度)	702 43.8	410 25.6	137 8.5	30 1.9	39 2.4	187 11.7	99 6.2	1604 100
III 群 (中度)	358 48.3	179 24.2	81 10.9	18 2.4	9 1.2	61 8.2	35 4.7	741 100
IV 群 (中・重度)	227 43.7	124 23.9	58 11.2	17 3.3	22 4.2	46 8.9	25 4.8	519 100
V 群 (重度)	143 36.7	75 19.2	69 17.7	19 4.9	17 4.4	24 6.2	43 11.0	390 100
合計	1765 44.0	999 24.9	392 9.8	88 2.2	110 2.7	404 10.1	256 6.4	4014 100

#### 14. 共同生活住居に設置されている消防設備

共同生活住居に設置されている消防設備は、消火器が最も多く 4,304 件 (91.7%) である。次いで、住宅用火災警報機が 2,774 件 (59.1%) である。

ちなみに、スプリンクラーの設置は、557 件 (11.9%) である。

消防設備	件数	% (n=4696)
消火器	4304	91.7
住宅用火災警報機	2774	59.1
誘導灯	2245	47.8
自動火災通報装置 (消防機関へ自動通報する火災報知設備)	1684	35.9
自動火災報知設備	1483	31.6
非常ベルや手動式サイレン	1073	22.8
漏電火災警報器	574	12.2
スプリンクラー	557	11.9
(一般のスプリンクラー	357	7.6
(特定施設水道直結型 (簡易型スプリンクラー)	208	4.4
排煙設備	273	5.8
屋内消火栓	196	4.2
屋外消火栓	146	3.1
無回答	244	5.2

### 15. 避難訓練の実施回数

共同生活住居の避難訓練の実施回数は、年間2回が2,490件（53.0%）で最も多かった。次いで、1回が847件（18.0%）であり、2回以内が全体の7割を占めている。

一方で、10回以上が265件（5.6%）ある。

実施回数/年	件数	% (n=4696)
1回	847	18.0
2回	2490	53.0
3回	261	5.6
4回	211	4.5
5回	17	0.4
6～9回	78	1.7
10回以上	265	5.6
なし	135	2.9
無回答	392	8.3

### 16. 防災計画の策定

防災計画の策定状況は、2,868件（61.1%）が策定済みと回答している。策定中は、499件（10.6%）だが、策定予定無しも552件（11.8%）である。

防災計画の策定状況	件数	% (n=4696)
策定済	2868	61.1
策定中	499	10.6
策定予定無し	552	11.8
その他	197	4.2
無回答	580	12.4

## 第3部 入居者について

### 1. 基本属性（年齢、性別、障害程度区分）

入居者については、21,582 人分の回答があった。

年齢については、5 歳ごとの階級で示した。30 歳から 65 歳までの階級は、それぞれ 1 割程度の比率である。20 歳以上 25 歳未満と 25 歳から 30 歳未満、65 歳以上 70 歳未満はやや少く、それ以外の階層は 5 %未満と少数である。

性別については、男性が 10,614 人（49.2%）、女性が 6,627 人（30.7%）であり、男性の割合が 20 ポイント多い。ただし、無回答が 4,341 人（20.1%）ある。

障害程度区分については、区分 3 が 5257 人（24.4%）、区分 2 が 5,068 人（23.5%）であり、区分 2 と区分 3 の人でほぼ半数を占めている。また、非該当の人が 2,233 人、未認定の人も 1,167 人（5.4%）である。

		人数	%
	合計	21582	100
年齢	15～19 歳	252	1.2
	20～24 歳	1248	5.8
	25～29 歳	1655	7.7
	30～34 歳	2064	9.6
	35～39 歳	2505	11.6
	40～44 歳	2590	12.0
	45～49 歳	2393	11.1
	50～54 歳	2211	10.2
	55～59 歳	2131	9.9
	60～64 歳	2284	10.6
	65～69 歳	1186	5.5
	70～74 歳	515	2.4
	75～80 歳	189	0.9
	80 歳以上	76	0.4
	無回答	283	1.3
性別	男	10614	49.2
	女	6627	30.7
	無回答	4341	20.1
障害程度区分	非該当	2233	10.3
	区分 1	1587	7.4
	区分 2	5068	23.5
	区分 3	5257	24.4
	区分 4	3089	14.3
	区分 5	1576	7.3
	区分 6	1051	4.9
	未認定	1167	5.4
	無回答	554	2.6



また、都道府県別の障害程度区分割合は以下の通りである。

都道府県によって回答状況が異なるため、単純な比較はできないが、京都府、大阪府、三重県が区分5、区分6の入居者の割合が3割を超えている。一方、佐賀県、秋田県、沖縄県は非該当の入居者の割合が3割を超えている。

	障害程度区分									
	合計	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未認定	無回答
合計	21582	2233	1587	5068	5257	3089	1576	1051	1167	554
	100	10.3	7.4	23.5	24.4	14.3	7.3	4.9	5.4	2.6
北海道	2730	233	122	639	783	384	203	95	184	87
	100	8.5	4.5	23.4	28.7	14.1	7.4	3.5	6.7	3.2
青森	734	138	47	225	138	79	31	7	48	21
	100	18.8	6.4	30.7	18.8	10.8	4.2	1.0	6.5	2.9
岩手	788	34	93	223	276	100	29	7	23	3
	100	4.3	11.8	28.3	35.0	12.7	3.7	0.9	2.9	0.4
宮城	400	22	63	114	94	57	25	12	7	6
	100	5.5	15.8	28.5	23.5	14.3	6.3	3.0	1.8	1.5
秋田	162	57	4	29	34	22	3	0	13	0
	100	35.2	2.5	17.9	21.0	13.6	1.9	-	8.0	-
山形	330	69	27	92	75	22	5	4	25	11
	100	20.9	8.2	27.9	22.7	6.7	1.5	1.2	7.6	3.3
福島	514	89	96	93	77	29	12	5	92	21
	100	17.3	18.7	18.1	15.0	5.6	2.3	1.0	17.9	4.1
茨城	229	18	17	30	48	21	12	7	54	22
	100	7.9	7.4	13.1	21.0	9.2	5.2	3.1	23.6	9.6
栃木	334	77	28	77	69	34	23	6	10	10
	100	23.1	8.4	23.1	20.7	10.2	6.9	1.8	3.0	3.0
群馬	288	12	49	73	63	27	18	14	17	15
	100	4.2	17.0	25.3	21.9	9.4	6.3	4.9	5.9	5.2
埼玉	527	46	1	102	141	100	59	50	16	12
	100	8.7	0.2	19.4	26.8	19.0	11.2	9.5	3.0	2.3
千葉	925	93	45	210	194	162	110	77	17	17
	100	10.1	4.9	22.7	21.0	17.5	11.9	8.3	1.8	1.8
東京	983	178	38	199	191	158	80	83	32	24
	100	18.1	3.9	20.2	19.4	16.1	8.1	8.4	3.3	2.4
神奈川	1522	16	99	384	427	280	152	138	3	23
	100	1.1	6.5	25.2	28.1	18.4	10.0	9.1	0.2	1.5
新潟	277	36	58	76	64	15	9	8	10	1
	100	13.0	20.9	27.4	23.1	5.4	3.2	2.9	3.6	0.4
富山	220	42	35	50	52	12	2	0	20	7
	100	19.1	15.9	22.7	23.6	5.5	0.9	-	9.1	3.2
石川	208	31	17	52	46	21	0	1	27	13
	100	14.9	8.2	25.0	22.1	10.1	-	0.5	13.0	6.3
福井	188	21	26	57	44	25	6	3	0	6
	100	11.2	13.8	30.3	23.4	13.3	3.2	1.6	-	3.2
山梨	44	8	1	2	13	1	0	0	19	0
	100	18.2	2.3	4.5	29.5	2.3	-	-	43.2	-
長野	546	30	62	167	131	86	41	11	6	12
	100	5.5	11.4	30.6	24.0	15.8	7.5	2.0	1.1	2.2
岐阜	369	13	8	38	124	107	44	24	7	4
	100	3.5	2.2	10.3	33.6	29.0	11.9	6.5	1.9	1.1
静岡	544	52	23	144	148	44	21	10	89	13
	100	9.6	4.2	26.5	27.2	8.1	3.9	1.8	16.4	2.4
愛知	602	9	9	89	182	137	81	75	6	14
	100	1.5	1.5	14.8	30.2	22.8	13.5	12.5	1.0	2.3

	障害程度区分									
	合計	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未認定	無回答
三重	145	2	0	29	41	30	31	12	0	0
	100	1.4	-	20.0	28.3	20.7	21.4	8.3	-	-
滋賀	131	8	19	28	25	22	14	5	0	10
	100	6.1	14.5	21.4	19.1	16.8	10.7	3.8	-	7.6
京都	199	5	4	17	42	38	35	36	14	8
	100	2.5	2.0	8.5	21.1	19.1	17.6	18.1	7.0	4.0
大阪	1040	3	40	183	244	231	159	152	4	24
	100	0.3	3.8	17.6	23.5	22.2	15.3	14.6	0.4	2.3
兵庫	546	42	39	130	117	118	54	33	1	12
	100	7.7	7.1	23.8	21.4	21.6	9.9	6.0	0.2	2.2
奈良	179	0	0	22	35	70	31	16	3	2
	100	-	-	12.3	19.6	39.1	17.3	8.9	1.7	1.1
和歌山	106	2	7	23	38	19	10	6	0	1
	100	1.9	6.6	21.7	35.8	17.9	9.4	5.7	-	0.9
鳥取	128	2	64	35	17	0	2	5	3	0
	100	1.6	50.0	27.3	13.3	-	1.6	3.9	2.3	-
島根	372	34	45	88	107	65	10	3	18	2
	100	9.1	12.1	23.7	28.8	17.5	2.7	0.8	4.8	0.5
岡山	240	28	30	61	54	35	9	1	16	6
	100	11.7	12.5	25.4	22.5	14.6	3.8	0.4	6.7	2.5
広島	325	38	26	77	76	58	28	19	0	3
	100	11.7	8.0	23.7	23.4	17.8	8.6	5.8	-	0.9
山口	256	12	7	94	77	37	9	3	13	4
	100	4.7	2.7	36.7	30.1	14.5	3.5	1.2	5.1	1.6
徳島	169	9	15	67	44	18	2	1	7	6
	100	5.3	8.9	39.6	26.0	10.7	1.2	0.6	4.1	3.6
香川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛	408	14	29	127	153	42	15	18	4	6
	100	3.4	7.1	31.1	37.5	10.3	3.7	4.4	1.0	1.5
高知	308	30	61	93	72	17	7	4	12	12
	100	9.4	19.8	30.2	23.4	5.5	2.3	1.3	3.9	3.9
福岡	844	162	32	173	136	101	72	48	114	6
	100	19.2	3.8	20.5	16.1	12.0	8.5	5.7	13.5	0.7
佐賀	139	61	11	22	18	14	1	2	6	4
	100	43.9	7.9	15.8	12.9	10.1	0.7	1.4	4.3	2.9
長崎	780	22	40	229	207	104	59	30	59	30
	100	2.8	5.1	29.4	26.5	13.3	7.6	3.8	7.6	3.8
熊本	629	173	38	151	118	50	20	11	43	25
	100	27.5	6.0	24.0	18.8	7.9	3.2	1.7	6.8	4.0
大分	162	51	16	20	22	13	0	0	36	4
	100	31.5	9.9	12.3	13.6	8.0	-	-	22.2	2.5
宮崎	262	32	27	85	79	26	6	1	4	2
	100	12.2	10.3	32.4	30.2	9.9	2.3	0.4	1.5	0.8
鹿児島	307	82	44	78	46	16	18	6	8	9
	100	26.7	14.3	25.4	15.0	5.2	5.9	2.0	2.6	2.9
沖縄	266	90	20	39	30	5	2	0	71	9
	100	33.8	7.5	14.7	11.3	1.9	0.8	-	26.7	3.4

## 2. 障害種別

障害種別では、知的障害のある人が 16,596 人 (76.9%)、精神障害のある人が 4,425 人 (20.5%)、身体障害のある人が 1,481 人 (6.9%) である。

障害種別	(n=21582)	%
知的	16596	76.9
精神	4425	20.5
身体	1481	6.9
無回答	806	3.7

障害の重複状況では、知的障害のみの人が 14,985 人 (69.4%) でほぼ7割を占めている。次いで、精神障害のみの人が 3,667 人 (17.0%)、知的障害と身体障害の重複の人が 930 人 (4.3%) である。

障害種別	件数	%
知的	14985	69.4
精神	3667	17.0
知的・身体	930	4.3
知的・精神	643	3.0
身体	436	2.0
知的・精神・身体	38	0.2
精神・身体	77	0.4
無回答	806	3.7
合計	21582	100

### 3. 居住年数

居住年数は、1年未満の人が 3,204 人 (15.0%)、1年～2年未満の人が 2,605 人 (12.2%)、2年～3年未満の人が 2,265 人 (10.6%) である。そして、5年未満の人の合計が 11,821 人 (55.2%) で、全体の5割を超えている。

なお、最も長く入居している人の入居期間は、38年である。

年数	人数	%	累積人数	%
1年未満	3204	15.0	3204	15.0
1年～2年未満	2605	12.2	5809	27.1
2年～3年未満	2265	10.6	8074	37.7
3年～4年未満	1999	9.3	10073	47.0
4年～5年未満	1748	8.2	11821	55.2
5年～6年未満	1353	6.3	13174	61.5
6年～7年未満	1766	8.2	14940	69.7
7年～8年未満	1001	4.7	15941	74.4
8年～9年未満	856	4.0	16797	78.4
9年～10年未満	654	3.1	17451	81.4
10年～15年未満	1856	8.7	19307	90.1
15年～20年未満	611	2.9	19918	93.0
20年以上	339	1.6	20257	94.5
無回答	1171	5.5	21428	100
合計	21428	100		

#### 4. 身体障害（移動・介助）の状況

身体障害に伴う移動の状況については、車いす使用者が 561 人（2.6%）、補装具使用者が 307 人（1.4%）、ストレッチャー使用者が 38 人（0.2%）である。

移動の状況	人数	%
車いす（座位）	561	2.6
補装具	307	1.4
ストレッチャータイプ	38	0.2
特にない	18295	84.8
無回答	2401	11.1
合計	21582	100

身体介助の状況では、見守りが必要な人が 2,310 人（10.7%）、一部介助が必要な人が 1,979（9.2%）、全介助が必要な人が 545 人（2.5%）である。

身体介助の状況	人数	%
介助は必要ないが見守りが必要	2310	10.7
一部介助	1979	9.2
全介助	545	2.5
不要	14011	64.9
無回答	2737	12.7
合計	21582	100

#### 5. 最近見られる状態の変化、支援の変化

最近見られる状態、支援の変化では、特に変化はない人が 12,621 人（58.5%）で 6 割に近かった。

状態の変化、支援の変化	人数	(n=21582)
最近特に変化はない	12621	58.5
体力が低下した	3553	16.5
通院が増えた	2105	9.8
介護の必要が増した	1468	6.8
親・親族へ連絡・確認事項の増加	1246	5.8
親の高齢化に伴う対応が増加	883	4.1
医療ケアが必要になった（増した）	795	3.7
就労・通所日数が減少	659	3.1
二次障害が出た・悪化した	396	1.8
訪問看護利用開始（増加）	152	0.7
訪問リハビリ利用を開始（増加）	34	0.2
無回答	2438	11.3

変化の要因としては、高齢化が 3,252 人 (49.9%) で変化が生じた人の半数を占めている。次いで、障害状態の変化が 2,125 人 (32.6%)、障害の重度化が 804 人 (12.3%) である。

変化の要因	人数	(n=6523)
高齢化	3252	49.9
その他 (障害の) 状態変化	2125	32.6
障害の重度化	804	12.3
無回答	996	15.3

#### 6. てんかん発作の有無

てんかん発作の有無については、発作のある人が 2,450 人 (11.4%) で、全体の 1 割程度である。

てんかん発作の有無	人数	%
ある	2450	11.4
ない	17429	80.8
無回答	1703	7.9
合計	21582	100

## 7. 医療ケア、医療的ケア

## 7-1. 入居者が必要とする医療ケア、医療的ケア

入居者が必要とする医療ケア、医療的ケアについては、服薬管理が 4,694 人（21.7%）の他は、創傷処置が 294 人（1.4%）で、それ以外は 100 人未満（0.5%未満）である。

医療ケア、医療的ケア	人数	(n=21582)
服薬管理（麻薬の管理を除く）	4694	21.7
創傷処置	294	1.4
浣腸	95	0.4
インスリン注射	51	0.2
胃ろうによる栄養管理	44	0.2
吸引（咽頭手前までの口腔内）	39	0.2
摘便	25	0.1
疼痛管理（麻薬の使用なし）	25	0.1
人工透析	19	0.1
導尿	18	0.1
膀胱（留置）カテーテルの管理	17	0.1
酸素療法（酸素吸入）	12	0.1
褥瘡の処置（Ⅰ度Ⅱ度）	10	0.0
ネプライザー	10	0.0
人工肛門（ストーマ）のケア	9	0.0
点滴	7	0.0
経鼻経管栄養	5	0.0
吸引（鼻腔）	5	0.0
吸引（咽頭より奥または気管切開）	4	0.0
人工呼吸の観察	2	0.0
気管切開ケア	1	0.0
その他	189	0.9
無回答	16625	77.0

## 7-2. 入居者が必要とする医療ケア、医療的ケアと障害種別

入居者が必要とする医療ケア、医療的ケアの、障害種別の内訳は以下の通りである。

経管栄養や吸引などの医療的ケアが、身体障害のある入居者に限らず必要とされている。

	知的 障害	精神 障害	身体 障害	知的・ 精神	知的・ 身体	精神・ 身体	知的・ 精神・ 身体	無回答	計
	14985	3667	436	643	930	77	38	806	21582
服薬管理（麻薬の管理を除く）	3296	587	104	210	356	14	15	112	4694
創傷処置	216	12	10	18	37	0	0	1	294
浣腸	42	9	20	1	20	3	0	0	95
インスリン注射	28	14	2	2	2	1	0	2	51
胃ろうによる栄養管理	22	5	5	1	11	0	0	0	44
吸引（咽頭手前までの口腔内）	15	7	6	0	8	0	0	3	39
疼痛管理（麻薬の使用なし）	14	0	3	1	6	1	0	0	25
摘便	4	3	8	0	6	2	0	2	25
導尿	11	0	0	0	7	0	0	0	18
人工透析	7	0	3	0	5	2	0	2	19
膀胱（留置）カテーテルの管理	7	1	3	1	3	2	0	0	17
酸素療法（酸素吸入）	8	1	0	0	2	1	0	0	12
褥瘡の処置（Ⅰ度Ⅱ度）	5	0	1	0	3	1	0	0	10
ネプライザー	6	0	2	0	1	0	0	1	10
人工肛門（ストーマ）のケア	4	0	1	0	1	3	0	0	9
点滴	5	2	0	0	0	0	0	0	7
経鼻経管栄養	3	1	0	1	0	0	0	0	5
吸引（鼻腔）	1	0	1	0	3	0	0	0	5
吸引（咽頭より奥または気管切開）	2	0	0	1	0	1	0	0	4
人工呼吸の観察	0	0	2	0	0	0	0	0	2
気管切開ケア	0	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	90	80	1	0	13	1	2	2	189

## 7-3. 入居者が必要とする医用ケア、医療的ケアと年齢

入居者が必要とする医療ケア、医療的ケアの、年齢階層別の内訳は以下の通りである。医療ケア、医療的ケアが必要な入居者は全ての年齢階層に分布している。

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 80歳	80歳 以上
服薬管理（麻薬の 管理を除く）	29	163	259	408	500	537	534	544	536	564	359	145	49	14
創傷処置	2	17	30	33	42	27	43	23	17	30	21	6	2	0
浣腸	1	1	10	17	14	12	6	13	9	8	3	1	0	0
インスリン注射	0	1	0	3	4	3	7	7	9	7	5	1	1	0
胃ろうによる栄養 管理	0	0	5	7	2	2	5	1	7	7	7	0	0	1
吸引（咽頭手前ま での口腔内）	1	1	1	3	7	5	5	3	5	4	3	0	0	0
摘便	0	1	4	2	1	2	2	3	2	2	4	2	0	0
疼痛管理（麻薬の 使用なし）	0	1	0	1	1	0	1	4	4	7	3	2	0	0
人工透析	0	1	0	0	2	0	2	4	5	3	2	0	0	0
導尿	0	3	2	1	1	2	2	1	0	2	2	1	0	1
膀胱（留置）カテ ーテルの管理	0	0	1	1	1	0	1	2	1	6	1	2	1	0
酸素療法（酸素吸 入）	0	0	1	0	2	1	1	0	0	5	1	0	1	0
褥瘡の処置（Ⅰ度 Ⅱ度）	0	0	2	1	0	1	1	1	2	0	1	1	0	0
ネプライザー	0	1	0	1	0	4	0	0	1	1	1	0	0	0
人工肛門（ストー マ）のケア	0	1	1	0	0	1	0	0	1	3	2	0	0	0
点滴	0	0	1	0	0	0	3	1	1	0	0	1	0	0
経鼻経管栄養	0	0	1	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0
吸引（鼻腔）	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
吸引（咽頭より奥 または気管切開）	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0
人工呼吸の観察	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
気管切開ケア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	13	11	13	19	17	22	34	21	27	5	4	1	0



## 8. 成年後見の有無と類型

成年後見制度を利用している人は、1,405人(6.5%)である。利用していない人は、17,173人(79.6%)である。

成年後見制度の類型の内訳は、後見が1,024人(4.7%)、保佐が277人(1.3%)、補助が104人(0.5%)である。

類型	人数	%
後見	1024	4.7
保佐	277	1.3
補助	104	0.5
なし	17173	79.6
無回答	3004	13.9
合計	21582	100

## 9. 居室の広さ

### 9-1. 居室の広さ

入居している居室の広さは、6畳が最も多く11,664人(54.0%)で5割を超えている。次いで、7畳から2畳が5,916人(27.4%)、4畳半から5畳が2,239人(10.4%)となっている。

居室の広さ	人数	%
4畳以下	131	0.6
4畳半～5畳	2239	10.4
5畳	1112	5.2
6畳	11664	54.0
7畳から12畳	5916	27.4
13畳以上	647	3.0
無回答	985	4.6
合計	21582	100

## 9-2. 居室の広さと障害種別

障害種別と居室の広さの関係については、7 畳以上の居室の割合が知的障害のみの人より、精神障害のみの方が 12 ポイント程度高く、身体障害のみの方も 18 ポイント程度高かった。

一方、6 畳では知的障害のある入居者（重複を含む）の居室で、全て 5 割を超えている。

なお、居室の広さはと障害程度区分については関連が見られなかった。

	居室の広さ階層							合計
	4 畳以下	4 畳半	5 畳	6 畳	7 畳～12 畳	13 畳以上	無回答	
合計	131	1127	1112	11664	5916	647	985	21582
	0.6	5.2	5.2	54.0	27.4	3.0	4.6	100
知的障害	104	796	796	8526	3818	307	638	14985
	0.7	5.3	5.3	56.9	25.5	2.0	4.3	100
精神障害	18	204	194	1641	1204	263	143	3667
	0.5	5.6	5.3	44.8	32.8	7.2	3.9	100
身体障害	0	19	12	184	179	22	20	436
	—	4.4	2.8	42.2	41.1	5.0	4.6	100
知的・精神	3	28	29	376	166	15	26	643
	0.5	4.4	4.5	58.5	25.8	2.3	4.0	100
知的・身体	4	34	52	499	286	18	37	930
	0.4	3.7	5.6	53.7	30.8	1.9	4.0	100
精神・身体	1	3	5	29	29	6	4	77
	1.3	3.9	6.5	37.7	37.7	7.8	5.2	100
知的・精神・身体	0	0	2	17	17	1	1	38
	—	—	5.3	44.7	44.7	2.6	2.6	100
無回答	1	43	22	392	217	15	116	806
	0.1	5.3	2.7	48.6	26.9	1.9	14.4	100

### 9-3. 居室の広さと建物の用途

次に、居室の広さと建物の用途の関連についてみると、一般の戸建て住居や集合住居をあてている場合、グループホーム等に使用する目的で新築した物件を使用している場合も、居室は6畳が最も多く、5割から6割を占めている。

一方、福祉ホームや通勤寮など、入所施設を転用している場合は、居室の広さは7畳から12畳が最も多い。これは、相部屋を想定して作られた入所施設の居室が、グループホーム等に転用されるにあたって、個室として使用されているものが多いことによるものと推測される。

	4畳以下	4畳半	5畳	6畳	7畳から 12畳	13畳以上	無回答	合計
既存の戸建て・二戸イ チ・長屋等の一般住宅	22	244	168	2221	1214	53	104	4026
	0.5	6.1	4.2	55.2	30.2	1.3	2.6	100.0
新築のグループホーム 等専用户建て住宅	17	113	130	1418	657	71	128	2534
	0.7	4.5	5.1	56.0	25.9	2.8	5.1	100.0
一般の集合住宅（マンシ ョン・アパート等）	6	76	88	1159	345	128	57	1859
	0.3	4.1	4.7	62.3	18.6	6.9	3.1	100.0
新築の戸建て・二戸イ チ・長屋等一般住宅	1	24	49	403	146	9	15	647
	0.2	3.7	7.6	62.3	22.6	1.4	2.3	100.0
会社の社員寮等を転用	3	18	16	237	66	21	20	381
	0.8	4.7	4.2	62.2	17.3	5.5	5.2	100.0
一般のワンルームマンシ ョンの複数住戸	0	8	11	160	123	56	1	359
	0.0	2.2	3.1	44.6	34.3	15.6	0.3	100.0
福祉事業が併設で専用に 建てた（新築）	0	19	41	166	40	22	12	300
	0.0	6.3	13.7	55.3	13.3	7.3	4.0	100.0
福祉ホームを転用	1	8	6	93	164	17	0	289
	0.3	2.8	2.1	32.2	56.7	5.9	0.0	100.0
入所施設を転用	10	0	39	37	117	11	0	214
	4.7	0.0	18.2	17.3	54.7	5.1	0.0	100.0
その他の福祉事業と併 設で既存の建物を転用	0	10	1	44	24	4	1	84
	0.0	11.9	1.2	52.4	28.6	4.8	1.2	100.0
通勤寮を転用	0	20	0	8	25	5	0	58
	0.0	34.5	0.0	13.8	43.1	8.6	0.0	100.0
病院・診療所の一部分 からの転用	0	0	14	21	4	0	5	44
	0.0	0.0	31.8	47.7	9.1	0.0	11.4	100.0
その他の建物	2	26	66	238	121	11	23	487
	0.4	5.3	13.6	48.9	24.8	2.3	4.7	100.0
無回答	22	165	144	1551	737	67	187	2873
	0.8	5.7	5.0	54.0	25.7	2.3	6.5	100.0
合計	84	731	773	7756	3783	475	553	14155
	0.6	5.2	5.5	54.8	26.7	3.4	3.9	100.0

### 10. 入居前の住居

入居前の住居は、入所施設が 9,027 人（41.8%）で4割を超えている。次に、自宅（家族と同居）が 6,082 人（28.2%）である。また、医療機関に入院していた人は、1,999 人（9.3%）、  
 なお、通勤寮に入所していた人は 1,404 人（6.5%）。

入居前の住居	人数	%
入所施設	9027	41.8
自宅（家族と同居）	6082	28.2
病院・診療所に入院	1999	9.3
通勤寮	1404	6.5
自宅（一人暮らし）	785	3.6
刑務所等矯正施設	78	0.4
その他	1084	5.0
無回答	1123	5.2
合計	21582	100

### 11. 就労や日中活動（支給決定を受けて）場所

就労支援（B型）が 7,285 人（33.8%）と最も多く3割を超えている。次いで、生活介護が 5,878 人（27.2%）である。また、一般就労が 3,371 人（15.6%）、医療施設のデイケアが 1,524 人（7.1%）である。

就労・日中活動場所	人数	(n=21582)
一般就労	3371	15.6
就労継続（A型）	853	4.0
就労継続（B型）	7285	33.8
就労移行支援	696	3.2
生活介護	5878	27.2
医療施設のデイケア	1524	7.1
地域活動支援センター	910	4.2
決まって通う先はない	393	1.8
共同作業所	261	1.2
介護保険の通所系サービス	121	0.6
その他	715	3.3
無回答	805	3.7

なお、10月中の、予定・支給決定日数と、実際の通勤・通所日数は次の通りである。

	予定・支給決定日数		実日数	
	人数	%	人数	%
なし	371	1.7	531	2.5
1～5日	118	0.5	274	1.3
6～10日	226	1.0	438	2.0
11～15日	350	1.6	580	2.7
16～20日	1147	5.3	2136	9.9
21～25日	16600	76.9	15226	70.5
25～31日	1261	5.8	988	4.6
無回答	1509	7.0	1409	6.5
合計	21582	100	21582	100

## 12. 休日の過ごし方と支援

### 12-1. 休日の過ごし方

休日の過ごし方については、調査期間の直近である10月の過ごし方について訪ねた。

休日の過ごし方	人数	(n=21582)
ほぼ1日中ホームで過ごした	13678	63.4
外出（通院以外）	13778	63.8
通院	2232	10.3
その他	3472	16.1
無回答	1627	7.5

## 12-2. 休日の対応・支援者

予定通りの休日の対応・支援者については、世話人が 13,462 人（62.4%）、生活支援員が 10,322 人（47.8%）である。移動支援・同行援護・ガイドヘルパーは 2043 人（9.5%）で 1 割に満たなかった。

対応・支援した人	人数	(n=21582)
世話人	13462	62.4
生活支援員	10322	47.8
サービス管理責任者	4837	22.4
家族・親族	3357	15.6
対応していない	2686	12.4
移動支援・同行援護・ガイドヘルパー	2043	9.5
管理者	1639	7.6
左記以外の法人職員	1060	4.9
看護師	444	2.1
身体介護・重度訪問介護ヘルパー	212	1.0
行動援護	164	0.8
通院等介助	98	0.5
無回答	1041	4.8

## 13. 予定外の休日の理由と対応・支援した人

## 13-1. 予定外の休日の理由

予定外の休日については、16,118 人（74.7%）の人が該当しなかった。

予定外に休んだ人の内、2,657 人が体調不良・通院・静養のための休みである。

予定外の休日の理由	人数	(n=21582)	%(n=5464)
全て就労・通所した	16118	74.7	—
体調不良・通院・静養（加齢のため以外）	2657	12.3	48.6
通いたくない	606	2.8	1.8
加齢（高齢）のため	96	0.4	0.8
天候不良（台風等）	60	0.3	0.6
就職先が見つからない	45	0.2	1.1
通所サービスが見つからない	33	0.2	11.1
その他	618	2.9	11.3
無回答	1761	8.2	—

### 13-2. 予定外の休日の過ごし方

予定外の休日の過ごし方については、「ほぼ一日中ホームで過ごした」が 2,280 件 (417%) である。

予定外の休日の過ごし方	人数	(n=5464)
ほぼ1日中ホームで過ごした	2280	41.7
通院	1234	22.6
外出(通院以外)	1194	21.9
その他	726	13.3
無回答	1529	28.0

### 13-3. 予定外の休日の対応・支援者

予定外の休日の対応・支援者は、世話人が 2,490 人 (45.6%)、生活支援員が 1,630 (29.8%) である。予定された休日と比較すると、世話人と生活支援員の比率は低下するが、サービス管理責任者は 1,180 人 (21.6%) でほぼ同じ比率である。

予定外の休日の対応・支援者	人数	(n=5464)
世話人	2490	45.6
生活支援員	1630	29.8
サービス管理責任者	1180	21.6
家族・親族	584	10.7
対応していない	489	8.9
管理者	427	7.8
その他の法人職員	214	3.9
看護師	157	2.9
移動支援・同行援護・ガイドヘルパー	81	1.5
通院等介助	46	0.8
身体介護・重度訪問介護ヘルパー	32	0.6
行動援護	10	0.2
無回答	1400	25.6

## 1 4. 余暇の過ごし方

## 14-1. 余暇の過ごし方

余暇の過ごし方については、「本・雑誌・テレビを見たり、音楽を聴く」が最も多く、18,815人（87.2%）である。次いで、「街でショッピングをしたり見て歩いたりする」が10,763人（49.9%）である。

余暇の過ごし方	人数	(n=21582)
本・雑誌・テレビを見たり、音楽を聴く	18815	87.2
街でショッピングをしたり見て歩いたりする	10763	49.9
散歩、体操、ジョギング等をする	6410	29.7
外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く	5383	24.9
映画や観劇、コンサート、展覧会、水族館等に出かける	2228	10.3
レンタルショップでビデオ、DVDやCDを借りる	2089	9.7
ドライブ、キャンプ、海水浴、スキー等に行く	1787	8.3
電車やバスに乗りに行く	1645	7.6
趣味やスポーツのサークルで活動をする	1571	7.3
カラオケに出かける	1565	7.3
選挙の投票に行く	1310	6.1
町内会等の活動をする	1260	5.8
運動場やスポーツ設等でスポーツをする	916	4.2
パチンコやゲームセンターに出かける	783	3.6
親族や友人等に手紙を書く	776	3.6
お墓参りや神社・お寺への参拝、教会への礼拝にでかける	747	3.5
ランティアや社会奉仕活動をする	447	2.1
インターネットを見る	380	1.8
講演会や学習講座等に出かける	214	1.0
競馬、競艇等の投票券を購入する	52	0.2
無回答	1324	6.1



#### 14-2. グループホーム等の立地と休日の過ごし方

休日の過ごし方について、グループホーム等の立地との関係で見ると、街でショッピングをしたり見て歩いたりする、散歩、体操、ジョギング等をする、外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く、映画や観劇、コンサート、展覧会、水族館等に出かける等、人の集まるところに出かけて過ごすのは、いずれも住宅地ではなく地域との交流も難しい立地にあるグループホーム等の方がやや低い回答であった。

	住宅地	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	わからない	無回答	合計
%縦	16169	3555	453	118	1287	21582
本・雑誌・テレビを見たり、音楽を聴く	14191	3025	385	113	1101	18815
	87.8	85.1	85.0	95.8		
街でショッピングをしたり見て歩いたりする	8210	1683	200	64	606	10763
	50.8	47.3	44.2	54.2		
散歩、体操、ジョギング等をする	4830	1049	120	51	360	6410
	29.9	29.5	26.5	43.2		
外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く	4232	772	67	23	289	5383
	26.2	21.7	14.8	19.5		
映画や観劇、コンサート、展覧会、水族館等に出かける	1721	381	20	13	93	2228
	10.6	10.7	4.4	11.0		
レンタルショップでビデオ、DVDやCDを借りる	1618	311	30	22	108	2089
	10.0	8.7	6.6	18.6		
ドライブ、キャンプ、海水浴、スキー等に行く	1303	416	8	11	49	1787
	8.1	11.7	1.8	9.3		
電車やバスに乗りに行く	1271	247	31	17	79	1645
	7.9	6.9	6.8	14.4		
趣味やスポーツのサークルで活動をする	1201	252	19	2	97	1571
	7.4	7.1	4.2	1.7		
カラオケに出かける	1133	282	22	16	112	1565
	7.0	7.9	4.9	13.6		
選挙の投票に行く	943	298	30	10	29	1310
	5.8	8.4	6.6	8.5		
町内会等の活動をする	1057	157	4	0	42	1260
	6.5	4.4	0.9	0.0		
運動場やスポーツ設等でスポーツをする	705	151	15	1	44	916
	4.4	4.2	3.3	0.8		
パチンコやゲームセンターに出かける	623	113	8	1	38	783
	3.9	3.2	1.8	0.8		
親族や友人等に手紙を書く	574	137	14	5	46	776
	3.6	3.9	3.1	4.2		
お墓参りや神社・お寺への参拝、教会への礼拝にでかける	571	119	12	4	41	747
	3.5	3.3	2.6	3.4		
ボランティアや社会奉仕活動をする	277	162	1	1	6	447
	1.7	4.6	0.2	0.8		
インターネットを見る	285	64	7	1	23	380
	1.8	1.8	1.5	0.8		
講演会や学習講座等に出かける	166	31	1	1	15	214
	1.0	0.9	0.2	0.8		
競馬、競艇等の投票券を購入する	42	5	1	1	3	52
	0.3	0.1	0.2	0.8		

## 15. 夜間支援体制

## 15-1. 必要な夜間支援体制

必要な夜間支援体制は、住居内のスタッフ室に常時スタッフが必要な人が 5,244 人 (24.3%)、リビング等で見守りが必要な人が 2,353 人 (10.9%) で、住居内にスタッフの常駐が必要な人が 3 割を超えている。

必要な夜間支援体制	人数	%
共同生活住居内のスタッフ室等の部屋に、常時スタッフがいる必要がある。	5244	24.3
入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフがいる必要がある。	4758	22.0
共同生活住居内に常時スタッフがいる必要はないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	3789	17.6
共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフがいる必要がある。	2353	10.9
夜間に必要な支援はない。	1665	7.7
緊通報システム等があれば、常時対応が必要なスタッフは必要ない。	1588	7.4
入居者からの電話に対応できるスタッフがいる必要がある。(駆けつける必要はない)	1504	7.0
無回答	681	3.2
合計	21582	100

## 15-2. 必要な夜間支援体制と障害程度区分

必要な夜間支援体制と障害程度区分との関連では、当然のことながら障害程度区分が高くなるに従って、より密度の高い支援が必要となる。区分6では、常時スタッフがホーム内に要る必要がある人が9割に達している。

	スタッフが いる必要 がある。	リビング 等に、物 音等に気 を配りな がら、常 時スタッ フがいる 必要があ る。	常時スタッ フがいる 必要はな いが、定 期的な見 守り・声 掛け等 が必要で ある。	入居者か らの電話 に対応で き、何か あればす ぐに駆け つけられ るとここ ろにスタッ フがいる 必要があ る。	入居者か らの電話 に対応で きるス タッフが いる必要 がある。	緊通報シ ステム等 があれば 、常時対 応が必要 なスタッ フは必要 ない。	夜間に必 要な支援 はない。	無回答	合計
区分1	28	171	265	486	182	222	178		1587
	1.8	10.8	16.7	30.6	11.5	14.0	11.2	3.5	100
区分2	220	889	1046	1442	484	410	434	143	5068
	4.3	17.5	20.6	28.5	9.6	8.1	8.6	2.8	100
区分3	434	1458	1148	1243	270	257	292	155	5257
	8.3	27.7	21.8	23.6	5.1	4.9	5.6	2.9	100
区分4	551	1250	558	423	71	79	87	70	3089
	17.8	40.5	18.1	13.7	2.3	2.6	2.8	2.3	100
区分5	501	741	195	76	9	18	13	23	1576
	31.8	47.0	12.4	4.8	0.6	1.1	0.8	1.5	100
区分6	509	442	54	11	5	4	8	18	1051
	48.4	42.1	5.1	1.0	0.5	0.4	0.8	1.7	100
非該当	30	111	340	568	316	403	402	63	2233
	1.3	5.0	15.2	25.4	14.2	18.0	18.0	2.8	100
未認定	16	74	115	418	142	156	178	68	1167
	1.4	6.3	9.9	35.8	12.2	13.4	15.3	5.8	100
無回答	64	108	68	91	25	39	73	86	554
	11.6	19.5	12.3	16.4	4.5	7.0	13.2	15.5	100
合計	2353	5244	3789	4758	1504	1588	1665	681	21582
	10.9	24.3	17.6	22.0	7.0	7.4	7.7	3.2	100

## 15-3. 夜間支援体制と障害種別との関連

夜間支援体制と障害種別との関連では、知的障害と身体障害の重複障害のある人の内、588人（63.2%）がホーム内にスタッフが常駐する必要がある。特に、身体障害と他の障害が重複している人の内、スタッフが常駐する必要がある人の割合が高く、いずれも6割に近い。また、身体障害のみの人についても231人（52.9%）が、ホーム内にスタッフが常駐する必要がある。

	スタッフが常駐する必要がある。	のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフが常駐する必要がある。	常時スタッフが常駐する必要があるが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。	入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるようにスタッフが常駐する必要がある。	入居者からの電話に対応できるスタッフが常駐する必要がある。	緊通報システム等があれば、常時対応が必要なシステムは必要ない。	夜間に必要な支援はない。	無回答	合計
知的障害	1703	3969	2892	3259	863	928	976	395	14985
	11.4	26.5	19.3	21.7	5.8	6.2	6.5	2.6	100
精神障害	119	398	459	988	527	527	525	124	3667
	3.2	10.9	12.5	26.9	14.4	14.4	14.3	3.4	100
身体障害	63	168	59	47	18	26	40	15	436
	14.4	38.5	13.5	10.8	4.1	6.0	9.2	3.4	100
知的・精神	81	174	98	162	39	33	41	15	643
	12.6	27.1	15.2	25.2	6.1	5.1	6.4	2.3	100
知的・身体	255	333	138	124	23	14	16	27	930
	27.4	35.8	14.8	13.3	2.5	1.5	1.7	2.9	100
精神・身体	8	21	6	18	4	12	6	2	77
	10.4	27.3	7.8	23.4	5.2	15.6	7.8	2.6	100
知的・精神・身体	7	16	5	5	2	1	2	0	38
	18.4	42.1	13.2	13.2	5.3	2.6	5.3	0.0	100
合計	2353	5244	3789	4758	1504	1588	1665	681	21582
	10.9	24.3	17.6	22.0	7.0	7.4	7.7	3.2	100

## 16. ヘルパーの利用状況

### 16-1. ヘルパーの利用状況

居宅介護・移動支援等、いわゆるヘルパーの利用について、利用している人は 4,475 人（20.7%）である。

居宅介護・移動支援等の利用状況	人数	%
利用している	4475	20.7
まったく利用していない	14265	66.1
無回答	2842	13.2
合計	21582	100

ヘルパーを利用している人のサービス類型では、移動支援が 3,282 人（73.3%）で7割を超えているが、他のサービス類型はいずれも1割未満である。

サービス類型	人数	(n=4475)	(N=21582)
移動支援	3282	73.3	15.2
通院等介助（身体介護あり）	384	8.6	1.8
身体介護	322	7.2	1.5
通院等介助（身体介護なし）	315	7.0	1.5
行動援護	261	5.8	1.2
重度訪問介護	85	1.9	0.4
介護保険のヘルパー	66	1.5	0.3
同行援護	18	0.4	0.1
コミュニケーション支援	0	-	-
無回答	603	13.5	2.8

### 16-2. ヘルパーの利用状況と障害程度区分

ヘルパーの利用状況と障害程度区分の関係について、以下に示した。

障害程度区分に関わりなく利用されており、ヘルパーの要否と程度区分との関連は薄いことがうかがえる。

	程度区分						非該当	未認定	無回答	合計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6				
身体介護	1	2	12	69	88	138	0	1	11	322
重度訪問介護	0	0	0	4	10	71	0	0	0	85
通院等介助（介護）	3	26	61	89	104	96	0	0	5	384
通院等介助	24	102	112	51	15	4	0	0	7	315
同行援護	0	2	3	2	5	6	0	0	0	18
移動支援	86	519	947	809	463	331	25	29	73	3282
行動援護	0	1	5	24	108	113	0	2	8	261
介護保険	2	15	15	13	9	10	1	1	0	66
合計	118	649	1138	1038	721	617	57	37	100	4475

16-3. ヘルパーの支給決定時間と実利用時間

ヘルパーの事業種別ごとの支給決定時間、実利用時間の延べ人数は次の通りである。

【1.身体介護】【2.重度訪問介護】

	支給決定		実利用	
	人数	%	人数	%
合計	407	100	407	100
10 時間未満	23	5.7	20	4.9
10 時間以上 50 時間未満	143	35.1	133	32.7
50 時間以上 100 時間未満	117	28.7	88	21.6
100 時間以上 200 時間未満	54	13.3	49	12.0
200 時間以上	46	11.3	30	7.4
無回答	24	5.9	74	18.2
非該当	21175		21175	

【3.通院等介助（身体介護あり）】【4.通院等介助（身体介護なし）】

	支給決定		実利用	
	人数	%	人数	%
合計	699	100	699	100
5 時間未満	195	27.9	287	41.1
5 時間以上 10 時間未満	291	41.6	85	12.2
10 時間以上 15 時間未満	132	18.9	29	4.1
15 時間以上 20 時間未満	38	5.4	5	0.7
20 時間以上 25 時間未満	18	2.6	3	0.4
25 時間以上 30 時間未満	2	0.3	5	0.7
30 時間以上 35 時間未満	9	1.3	1	0.1
35 時間以上 40 時間未満	0	0.0	0	0.0
40 時間以上	7	1.0	0	0.0
無回答	7	1.0	123	17.6
非該当	20883		20883	

【5.同行援護】【6.移動支援】

	支給決定	%	実利用	%
合計	3300	100	3300	100
5時間未満	17	0.5	445	13.5
5時間以上10時間未満	197	6.0	637	19.3
10時間以上20時間未満	953	28.9	610	18.5
20時間以上30時間未満	661	20.0	277	8.4
30時間以上40時間未満	463	14.0	221	6.7
40時間以上50時間以上	413	12.5	92	2.8
50時間以上	363	11.0	104	3.2
無回答	233	7.1	309	9.4
非該当	18282		18282	

17. 介護保険について

17-1. 介護保険の要介護度

介護保険の要介護度認定を受けている人は66人で、極めて少数である。

介護保険の要介護度	人数	(n=66)
要支援1	4	6.1
要支援2	2	3.0
要介護1	7	10.6
要介護2	10	15.2
要介護3	17	25.8
要介護4	5	7.6
要介護5	4	6.1
無回答	17	25.8
合計	66	100

## 17-2. 介護保険ヘルパーの利用時間

介護保険ヘルパーの利用時間については、10 時間以上 20 時間未満が 23 人で最も多かった。

介護保険ヘルパーの利用時間	人数	%
なし	4	6.1
5 時間未満	5	7.6
5 時間以上 10 時間未満	3	4.5
10 時間以上 20 時間未満	23	34.8
20 時間以上 30 時間未満	4	6.1
30 時間以上 40 時間未満	0	0.0
40 時間以上 50 時間以上	1	1.5
50 時間以上	4	6.1
無回答	22	33.3
合計	66	100

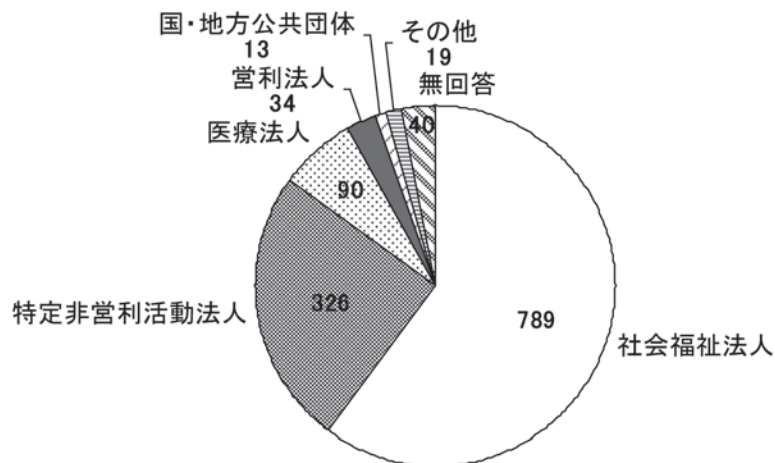


### III 小括

本調査の目的は、全国の障害者自立支援法に規定される共同生活援助事業と共同生活介護事業によって運営されるグループホームの実態を把握し、障害者の地域生活を支える社会資源としての課題を探ることである。

#### ■ グループホーム等の運営主体

まず、本調査に回答が得られたグループホーム等の運営主体の種別内訳は、社会福祉法人が6割近くを占めているが、次に多いのが特定非営利活動法人で25%を占めている。これは医療法人や営利法人、国・地方自治体の占める割合と比べてもかなり大きな割合である。



回答法人等の種別内訳

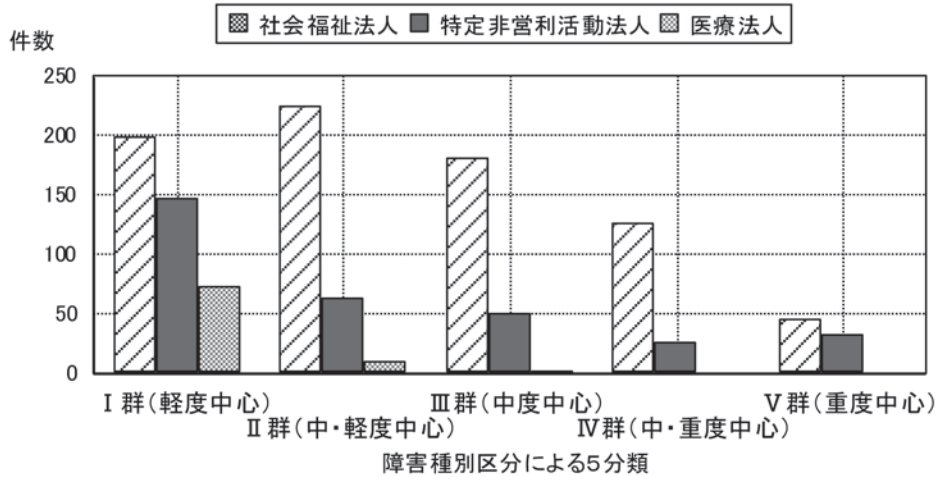
1989年の知的障害者地域生活援助事業は、運営主体は社会福祉法人に限られ、その多くが入所施設をバックアップ施設として持つものであった。しかし、それ以前にも、そして国庫補助事業が開始された後も、自身体独自の制度によるグループホーム等や公的な補助を受けない共同住居の取り組みは、任意団体等によって先駆的に運営されてきた経緯がある。

本調査において、施設入所支援を実施している法人は、408件で全体の3割程度である。これは、社会福祉法人に占める割合も5割程度であり、社会福祉法人においても入所施設を持たない法人へと、その運用主体が拡大していったことの一端を示している。

また、特定非営利活動法人数を都道府県ごとに見れば、秋田県や神奈川県は回答法人等の割合が社会福祉法人と同じである。さらに、埼玉県、東京都、長野県、佐賀県は、特定非営利活動法人の数が、社会福祉法人の数を上回っている。東京都、神奈川県、埼玉県など、市民活動が比較的活発と思われる大都市を擁する都道府県だけでなく、山形県や長野県、佐賀県などの地方にも広がっていることは、さらにその実情を調べてみる必要がある。おそらく、そこには障害者の暮らしを地域で支えていくという理念と熱意をもった支援の取り組みがあることや、それを後押しする自治体の取り組みや施策があると推測される。

身近な地域において暮らしを支えるための社会資源の整備にあたっては、やはり身近な運営主体の存在は重要である。

### グループホーム等の運営法人と入居者の障害程度区分による5分類



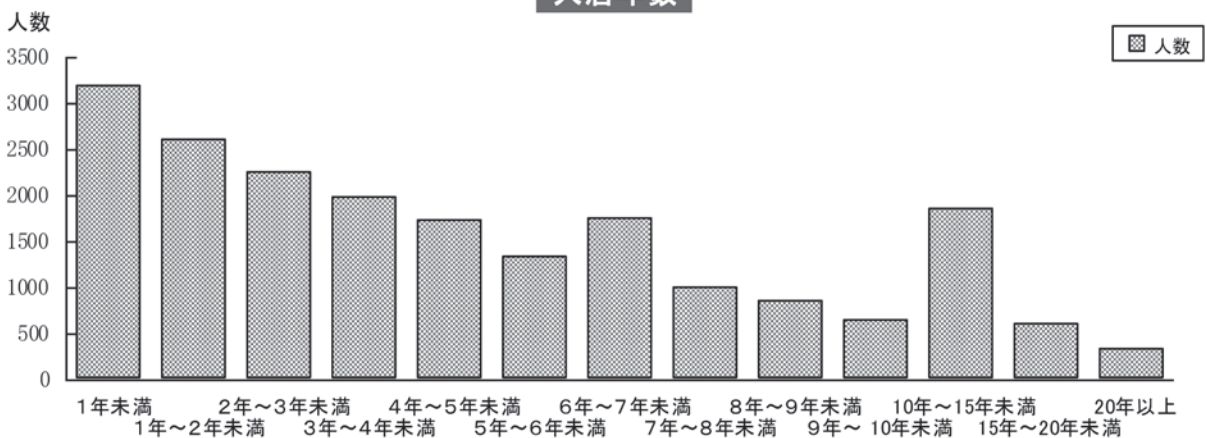
また、法人等種別と障害程度区分による5分類の関連を見ると、社会福祉法人の方が2倍以上の件数があるにもかかわらず、最も障害の重い人を支援しているV群においては、社会福祉法人が46件に対して特定非営利活動法人は33件で、全体の構成比率を上回っている。特に、障害の重い人の支援に、特定非営利活動法人が重要な役割を担っていることがうかがわれる。

#### ■地域の中の暮らし続けられる場として

##### ・入居者の平均入居期間

入居期間が5年未満の入居者が、全体の5割を超えている。また、10年以上入居している人は、1割程度である。今後、個人の地域生活の拠点として、希望すれば住み続けられるよう応えていくことが求められる。

#### 入居年数



##### ・利用期間の設定の有無

また、全体の8%未満ではあるが、入居期限を定めているグループホーム等がある。このうち、6割程度は、グループホーム等を地域生活のための訓練の場や、地域生活に慣れるための場と位置づけていた。いわゆる「通過型」のグループホームと言えるだろう。

しかし、地域生活の訓練を実施した後や、地域生活に慣れた後、グループホーム等からの退去後の生活については、本調査では尋ねていない。ほとんどの場合、次の生活を成り立たせるための支援は欠かせないと思われ、このようなグループホームを退去した後の暮らしの実態についても把握をしていく必要がある。

また利用期間を設定している残りの4割の内、半分以上は公平な利用のため、また4分の1程度は介護保険の対象となるためという理由であった。前者は、社会資源の不足がうかがわれ、後者は制度の画一的な運用によって、本人の希望に反した転居がなされていないか、その実態についても把握をしていかなければならない。

## ■グループホーム等の立地

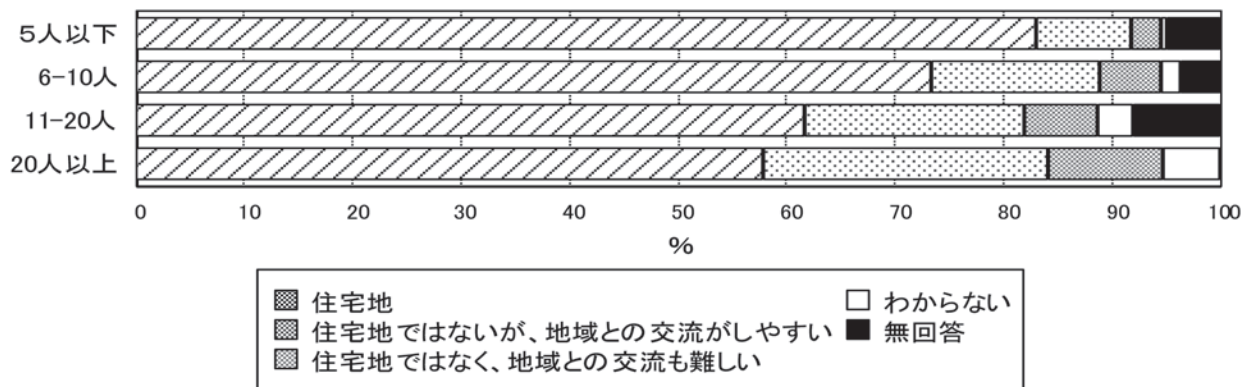
### ・住宅地か否か

グループホーム等の立地は、8割近くが住宅地に立地しており、住宅地でない場合もその半数程度は地域との交流のしやすい立地であった。ただし、一部のグループホーム等は地域との交流が難しい場所に立地している。

また、建物の入居定員が多いグループホーム等は、定員が少ないグループホーム等に比べて住宅地に立地している割合が少なく、地域との交流が難しい立地のものの割合が高くなる傾向が見られた。暮らしの場の量的な確保は重要な課題ではあるが、ふつうの暮らしの場としての本来の趣旨を反映させるように、グループホーム等のあり方を検証していく必要もある。

### 建物の定員と立地

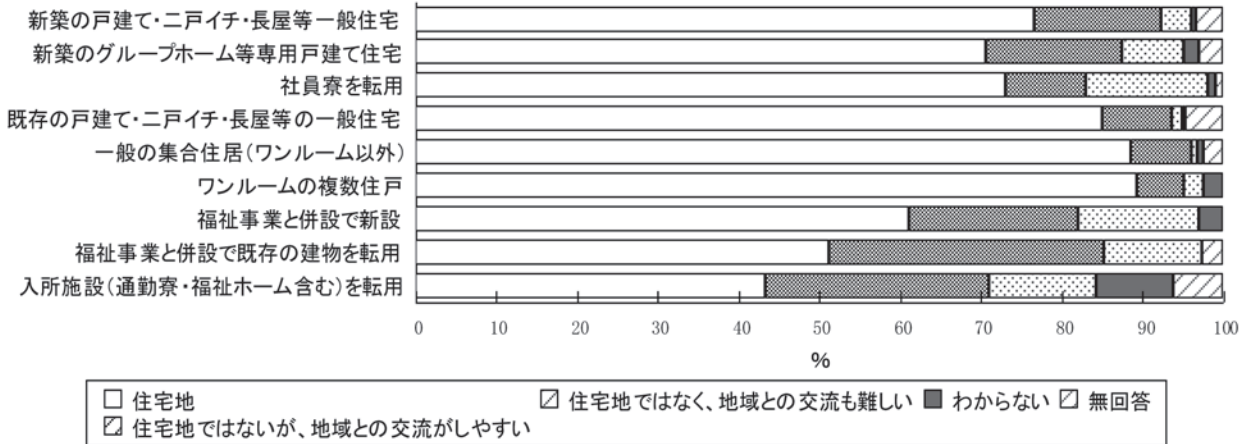
#### 建物の定員



また、ホームの建物の種類と立地との関係では、入所施設を転用した場合や福祉事業と併設した場合には、他に比べて住宅地ではない場所に立地する割合が高くなる。

さらに、既存の住宅を使用する場合より新築の場合の方が、住宅地に立地する割合がやや低く、地域との交流の難しい場所に立地する割合は高い。後述するように、比較的障害程度の重い人が暮らすことを想定して設置する場合には、既存の住居を使用したのでは不便が生じたり、日常生活に支障を来したりする場合もある。しかし、そのような場合でも、ふつうの社会生活を営む上で必要な、そして不自然にならないような立地条件は確保されるべきである。

ホームの立地と建物の種類



・市街化調整区域か否か

また、市街化調整区域にあるグループホーム等は1割に満たなかったが、市街化調整区域かどうか不明であるとの回答が3割を超えていた。そして、入居者の中心が、比較的軽度の障害のある人のホームより、重度の障害のある人のホームの方が市街化調整区域にある割合がやや高い。さらに、市街化調整区域にあるかどうか不明であるとの回答の割合が低い。

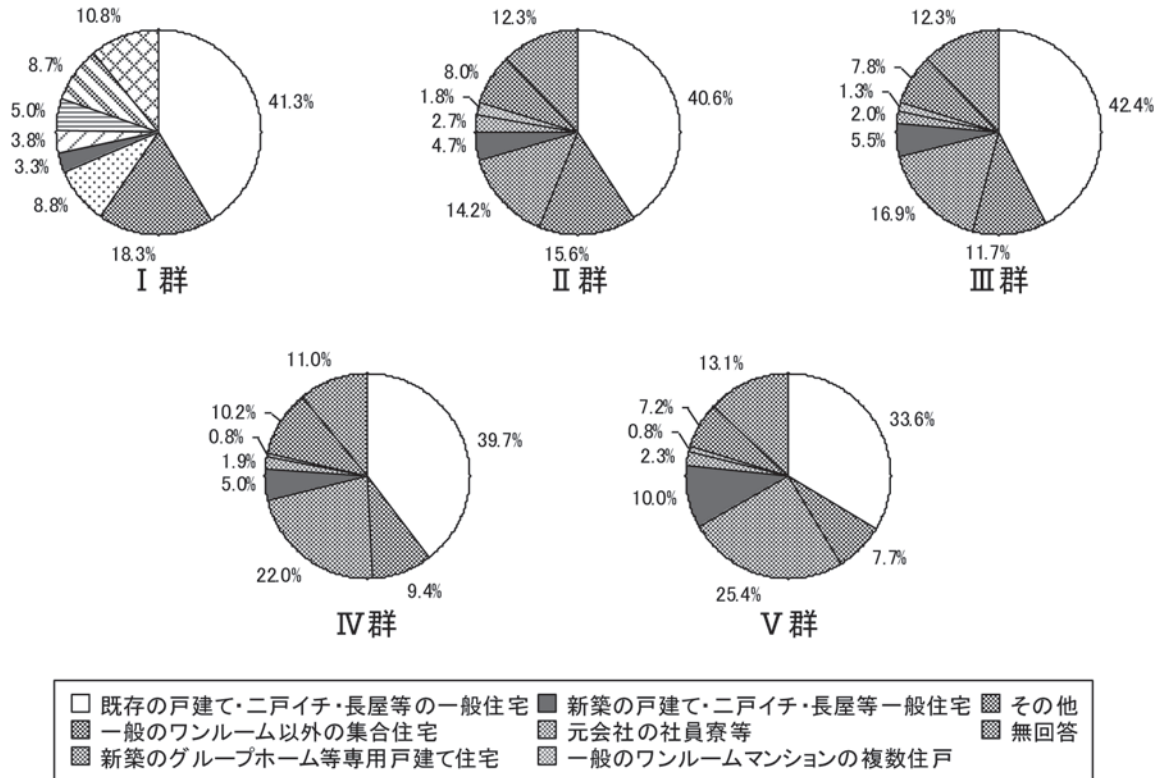
・既存の建物の転用と新築の必要

既存の戸建てや、一般の集合住宅を利用しているグループホーム等は、I群では6割近くあり、II群、III群でも5割を超えている。しかし、IV群では5割未満となり、V群では4割程度である。一方、新築の一般物件やグループホーム等専用の新築物件の占める割合が、IV群では3割近く、V群では3.5割ある。

比較的障害程度の重い人の割合が多いグループホーム等は、既存の建物の転用では設置が難しい場合があることがうかがえる。



## 障害程度区分による5分類ごとの建物種類



### ・病院、入所施設との距離

入所施設や病院から至近距離にあるグループホーム等も1割程度ある。

また、医療法人の設置するグループホーム等は、その2割程度が病院や診療所に隣接している。さらに、公道を挟んで病院や診療所がある場合も3割程度あり、これらを併せると5割を超えるグループホーム等が病院や診療所から至近距離に設置されている。

## ■共同生活住居の規模

### ・共同生活住居、ユニットの入居定員

共同生活住居について、入居定員別に内訳を見ると、定員6人以下の共同生活住居が全体のほぼ8割を占めている。一方で、10人を超える定員の共同生活住居が1割近くある。これらの割合は、共同生活住居の入居定員が何人あれ、一つの共同生活住居は一つとして数えたものである。入居者や入居を希望する人からみると、どう見えるだろうか。例えば、「定員〇人のグループホームに入居されていますか」と入居者に尋ねたり、これから入居を希望する際の入居可能性を考えてみよう。今回の調査結果から推計すると、先にみた定員6人以下の共同生活住居に含まれるのは全推計定員の63.6%、他方10人を超える定員を持つ共同生活住居に含まれるのは全推計定員の約2割に及ぶのである。

## ■ 共同生活住居の設置条件

・ 同一敷地内（近接地を含む）に設置している共同生活住居の数、日中活動事業所と併設している、又は同一敷地内に設置している共同生活住居数など

全体の 2 割程度のグループホーム等が、他のグループホーム等と同じ敷地内にあるか、公道を挟んだ場所に設置されている。とりわけ、設置数の多い社会福祉法人では、24%が他のグループホーム等と隣接しており、16.5%が公道を挟んだ場所に設置されている。

また、医療法人では、病院や診療所に隣接して設置されているグループホーム等が 21.1%あり、公道を挟む場所に設置されているものは 31.9%である。

支援の効率化、省力化や、支援者の利便性は高いと思われるが、地域におけるふつうの暮らしのあり様として、不自然にならないようなあり方が示される必要であろう。

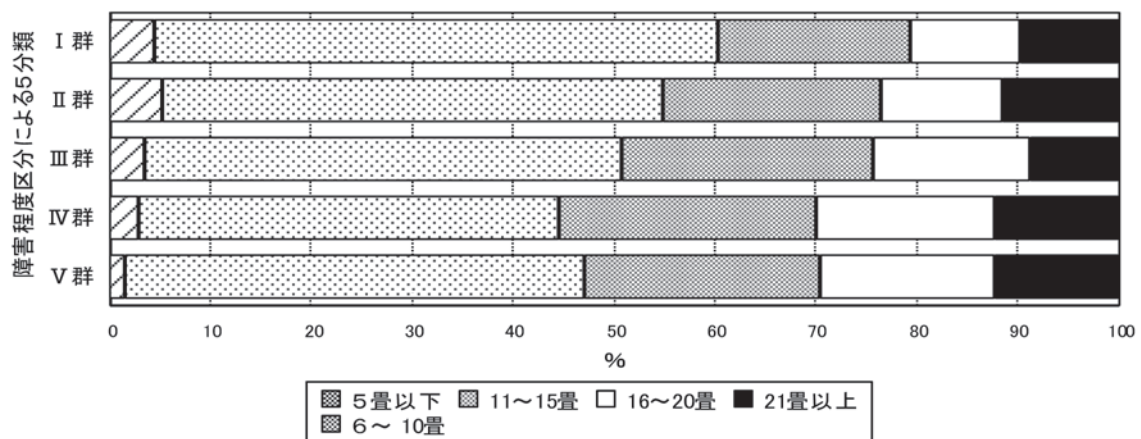
## ■ 共有スペースの必要性

・ 共有スペースの広さ

共有スペース（いわゆるリビング）の広さの中央値は、10 畳である。ただし、障害程度区分の中程度から重度の人の入居者に占める割合の高いホームでは、共有スペースがやや広い傾向があり、中央値も 12 畳程度とやや高い。

このような共有スペースを含め、グループホーム等の建物構造のあり方については、これまであまりかえりみられてこなかった。入居者の障害程度や希望する暮らしのあり方、支援者の動きなど、ソフト面に対応させて、望まれる建物構造のあり方についても検討を進める必要がある。

共有スペースの広さと障害程度区分による5分類

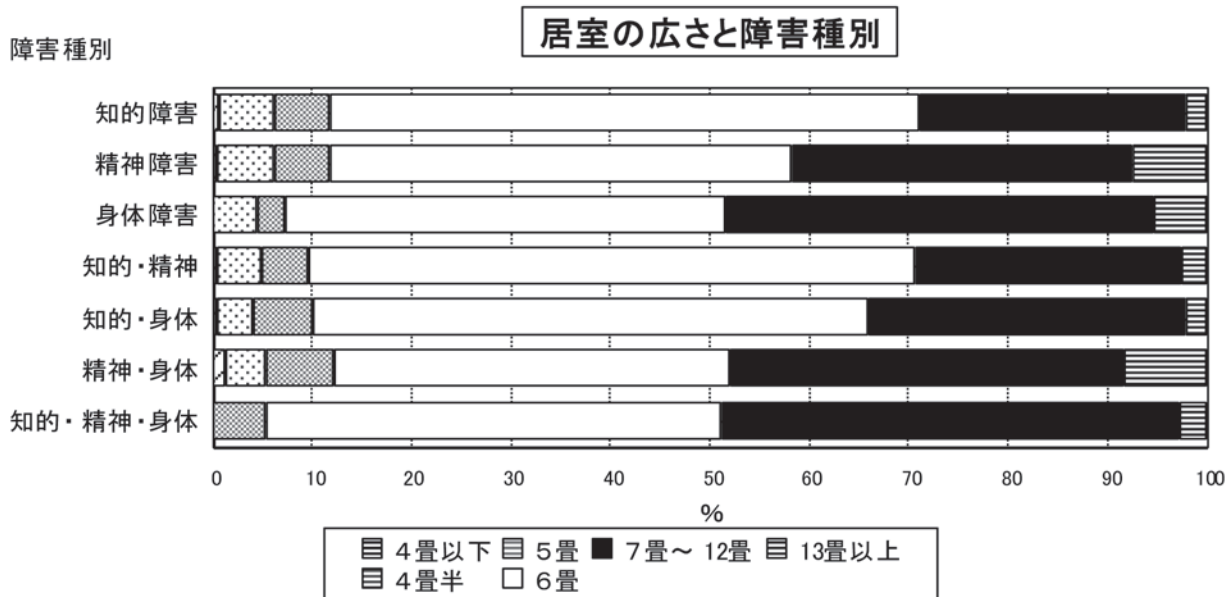


## ■ 居住環境

・ 居室の広さ

居室の広さは、6 畳が最も多い。障害種別で見ると、どの障害種別でも 6 畳が多いが、知的障害のある人の居室より、精神障害のある人、身体障害のある人の居室の方が、やや広い居室の割合が高くなっている。また、建物の種類との関連では、既存の建物を利用する場合でも、新築する場合でも明確な違いは見られない。

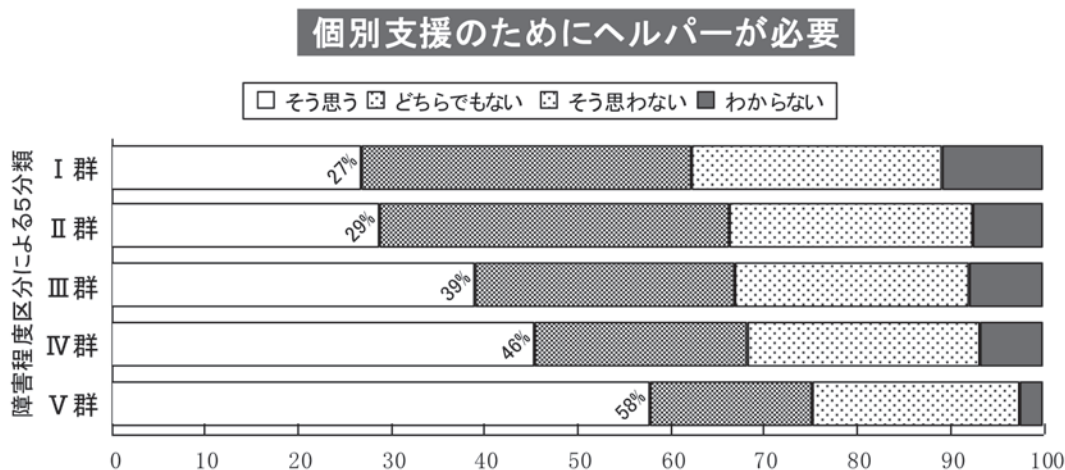
居室は、入居者にとって唯一の占有空間であり、1人の大人が長く暮らすため現状の居室の広さは適切かどうか、検証してみる必要もありそうだ。



#### ■介護サービスの提供量

・個人単位の居宅介護の利用状況※

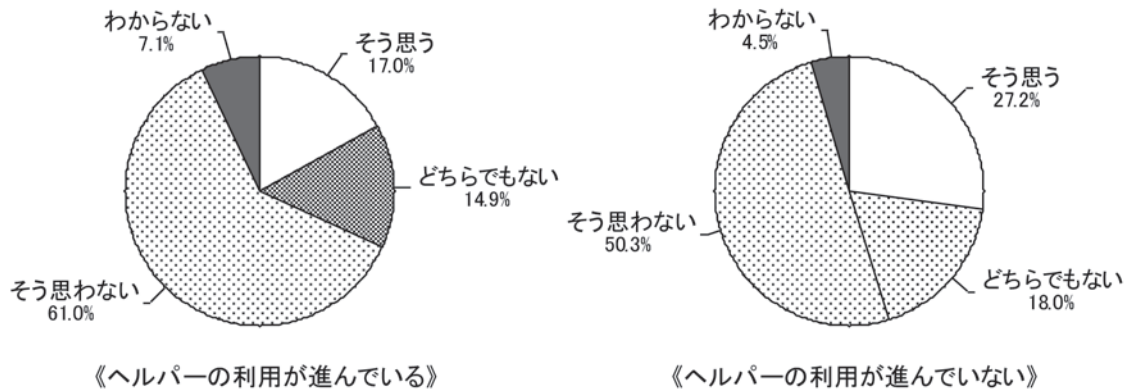
個別支援のためのヘルパーの必要性については、障害程度区分を基準にした場合ではあるが、比較的重度に入居者の重点が向かうに従って、必要だと感じている法人等の割合は大きくなっている。重い障害のある人は、常時寄り添うように支援したり、見守りを行ったりする必要があるため、個別にヘルパーによる支援を利用した支援が行われている。



また、ヘルパーの利用が進んでいる法人等でも、6割がホーム職員の配置の不足を感じており、これは、ヘルパー利用が進んでいない法人等が5割であるのに比べて10ポイント高い割合となっている。つまりこの結果からは、ヘルパーの利用が進んでも、世話人や生活支援員のホーム職員の役割を代替したり、負担を軽減したりするものではないことがうかがえる。



## ホーム職員配置に不足はない



## ■ 医療的ケアの提供量

・ 医療的ケアの内容、医療的ケアを行っている者、支援の時間帯

グループホームは、そもそも職員配置に医療職者を含んでいないことは周知の通りである。よって、医療的ケアの対応には、医療機関との連携が不可欠である。「医療（的）ケア（重症心身障害等を含む）での協力医療機関」があると回答した法人は 52.5%と、すでに約半数の法人が協力医療機関がありながら、実際の医療的ケアに対応したグループホーム等はごく少数であった。

医療的ケアの実施者は、医療職者はほとんど無く、多くが世話人、生活支援員、ホームヘルパーによって担われている。他方、訪問看護婦の利用は、わずかであった。

つまり、医療的ケアでの協力医療機関も 5 割の法人が持っており、我が国には訪問看護制度もある。しかし、実際グループホームで医療的ケアに対応しているのはごく少数で、実施者は非医療職の支援スタッフが担っており、訪問看護の利用は進んでいない。この、矛盾した状況は細かな事例検討にまつべきであろう。

医療ケア・医療的ケアが必要になったことを理由にしての理由の断りや退去例についても、受け入れ例が少数であるため、それぞれ該当する法人等は数件に留まっていた。内訳は、胃ろうによる経管栄養が 8 件、膀胱（留置）カテーテルの管理が 6 件、インスリン注射が 6 件、酸素療法が 6 件、導尿 6 件等である。現在のグループホーム等は、重い医療的ケアの必要な人が居住先として現に選択できるだけの支援を備えているとは言い難い。そしてそれは、単にグループホーム内部での支援の問題だけではなく、地域医療を含めたコミュニティケア全般に及ぶ問題であると言えよう。

先に述べた通り、特に、障害の重い人の支援に、特定非営利活動法人が重要な役割を担っていた。他方、医療的ケアの実施状況をみると、法人別では、社会福祉法人の実施あり 43.5%に比べ特定非営利活動法人の実施ありは 32.2%と、10%程度低くなっている。特定非営利活動法人の多くが、保健・医療・福祉複合体からは最も遠い位置にあるのは周知のとおりである。医療的ケアの必要な入居者を地域で支え得るような医療機関との連携強化が進むかどうか、もっと言えばより重度な障害を持つ人、医療的ケアが必要な人を地域で支えうるだけの地域医療の充実が求められているのである。地域医療との実質的な連携の強化、医療をどこまで地域生活に呼び込めるかが、今後のグループホームの地域展開を広げるカギであるといえよう。



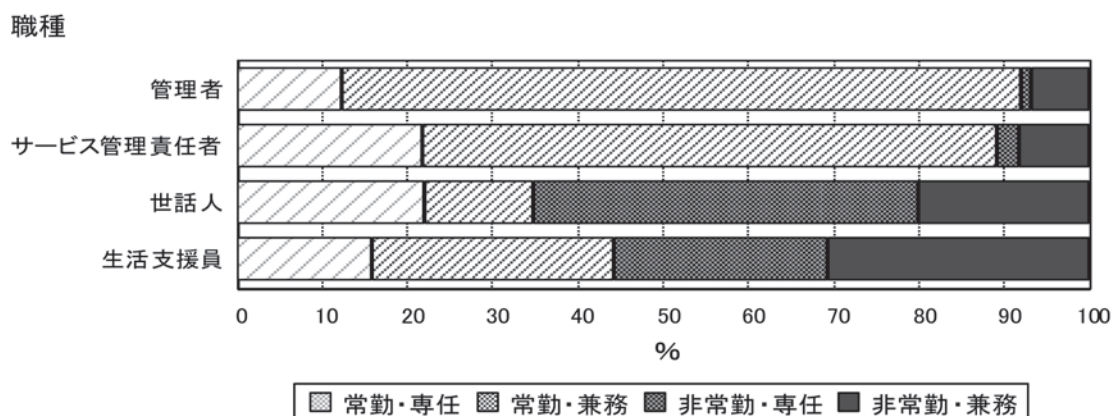
		合計	1-10.1①医療ケア・医療的ケアを必要とする入居者について必要とする入居者の人数 (%)											
			なし	あり	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21～30人	31人以上	無回答
全体		1311	49.7	39.2	2.2	3.4	4.3	3.0	2.7	10.1	7.9	2.5	3.1	11.1
1-2 法人 種別	国	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	地方公共団体	12	58.3	33.3	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3	8.3	0.0	0.0	8.3	8.3
	社会福祉協議会	10	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	10.0	10.0	0.0
	社会福祉法人（3を除く）	779	42.9	43.5	1.0	3.3	3.7	2.6	2.8	11.3	10.4	3.6	4.7	13.6
	医療法人	90	53.3	41.1	1.1	4.4	5.6	5.6	2.2	12.2	7.8	2.2	0.0	5.6
	社団・財団法人	16	62.5	25.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	6.3	0.0	0.0	12.5
	協同組合	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	営利法人	34	58.8	35.3	2.9	5.9	5.9	5.9	0.0	5.9	2.9	5.9	0.0	5.9
	特定非営利活動法人（NPO法人）	326	58.9	32.2	5.5	4.0	5.5	3.4	3.1	7.4	3.1	0.0	0.3	8.9
	その他	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明		40	80.0	20.0	0.0	0.0	2.5	0.0	2.5	7.5	5.0	0.0	2.5	0.0

## ■世話人・生活支援員等の実状

### ・配置状況

サービス管理責任者、世話人、生活支援員の配置について、専任兼務の別をみると、サービス管理責任者の75.5%が兼務、世話人の67.2%が専任、生活支援員の57.6%が兼務となっていた。グループホーム等の支援スタッフで、専任率が兼務率を上回るのは世話人のみである。グループホーム内部での職種の兼務もあり得るが、兼務先が他の事業である場合、見方を変えると、法人の内部労働市場の中で、サービス管理責任者や生活支援員の多くがすでにアウトソーシングされていると言えるのではないだろうか。

### 職種と雇用形態・専任／兼務



### ・資格の保有状況

世話人や生活支援員になるために、必要な公的資格は定められていない。法人内部の資格については今回の調査では問わなかった。今、福祉関係の公的資格を中心に取得状況を見ると、世話人・生活支援員が最も多く取得しているのはホームヘルパー2級である（世話人（専任）8.8%、世話人（兼務）6.3%、生活支援員（専任）8.0%、生活支援員（兼務）12.6%）。

### ・ 正規・非正規雇用

報告で述べた通り、法人ごとに職員を正規・非正規雇用をどのような比率で選択しているかによって区分すると、正規雇用が中心である法人、圧倒的に正規雇用である法人は、2割5分程度であった。7割強の法人がグループホームの直接支援職員の多くを非正規雇用で雇っているのである。

簡単に配置状況、資格の保有状況、正規・非正規雇用の状況をみた。生活支援員、世話人、サービス管理責任者の三つの職種は、法人内のアウトソーシングによって断裂されており、多くの法人が直接支援スタッフを非正規雇用によって賄っている状況にある。グループホーム等での支援を考えると、支援スタッフが安定した雇用のもとで、経験を積みながら、資格取得を重ね、キャリアアップをしていくという構図とは、およそかけ離れた状況にあるといえるのではないだろうか。もしくは、グループホーム等は法人内のキャリアラダーのステップの一つにもなっていないと言えるかもしれない。

### ■ 日中・夜間の支援体制

#### ・ 日中を共同生活住居で過ごしている人の数、その状態像、理由、日中など休日の過ごし方

入居者の約1割は、就労を予定するか、支給決定を受けた日中活動のひと月当たりの日数が20日以下となっていた。さらに、約5%の入居者は就労を予定するか、支給決定を受けた日中活動のひと月当たりの日数が15日以下である。1.7%の入居者はそもそもそのような日がないという回答である。比率にしてはわずかにみえるかもしれないが、これらは就労予定や支給決定を受けた日数であり、あらかじめ分かっていることである。

他方、実際の就労、通所日数でみると、15日以下の入居者が8.4%、なしの入居者が2.5%となっている。就労予定や支給決定日数にくらべ、実際の就労、通所日数が少ない入居者は増えていることがわかる。

では、予定外の休日を取った入居者について、その理由をみてみると、体調不良・通院・静養（加齢のため以外）がもっと多く、約5割となっている。他方、就職先が見つからないのは1.1%、通所サービスが見つからないのは11.1%となっていた。

予定外の休日の過ごし方は、41.7%の入居者がほぼ一日中ホームで過ごしており、通院が22.6%となっている。予定外の休日の対応・支援にあたったのは、世話人が45.6%、生活支援員が29.8%、サービス管理責任者が21.6%であった。

休日の過ごし方として、もっと多いのは「本・雑誌・テレビを見たり、音楽を聴く」87.2%であった。次いで「街でショッピングをしたり見て歩いたりする」49.9%、以下「散歩、体操、ジョギング等をする」29.7%、「外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く」24.9%等となっている。他方、「選挙の投票に行く」と答えた入居者は6.1%に過ぎない。

1	23-1. 本・雑誌・テレビを見たり、音楽を聴く	18815	87.2
2	23-10. 街でショッピングをしたり見て歩いたりする	10763	49.9
3	23-3. 散歩、体操、ジョギング等をする	6410	29.7
4	23-20. 外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く	5383	24.9
5	23-11. 映画や観劇、コンサート、展覧会、水族館等に出かける	2228	10.3
6	23-17. レンタルショップでビデオ、DVDやCDを借りる	2089	9.7
7	23-5. ドライブ、キャンプ、海水浴、スキー等に行く	1787	8.3
8	23-18. 電車やバスに乗りに行く	1645	7.6
9	23-9. 趣味やスポーツのサークルで活動をする	1571	7.3
10	23-16. カラオケに出かける	1565	7.3
11	23-8. 選挙の投票に行く	1310	6.1
12	23-6. 町内会等の活動をする	1260	5.8
13	23-4. 運動場やスポーツ設等でスポーツをする	916	4.2
14	23-14. パチンコやゲームセンターに出かける	783	3.6
15	23-2. 親族や友人等に手紙を書く	776	3.6
16	23-13. お墓参りや神社・お寺への参拝、教会への礼拝にでかける	747	3.5
17	23-7. ランティアや社会奉仕活動をする	447	2.1
18	23-19. インターネットを見る	380	1.8
19	23-12. 講演会や学習講座等に出かける	214	1.0
20	23-15. 競馬、競艇等の投票券を購入する	52	0.2
21	無回答	1324	6.1
	不明	0	
	全体	21582	100.0

・日中、夜間の支援体制（配置状況、宿直・夜勤の別など）

共同生活住居毎にみた夜間支援体制で、最も多いのは夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）の28.7%、次いで宿直（常駐）の27.4%であった。夜勤（常駐）は12.8%である。

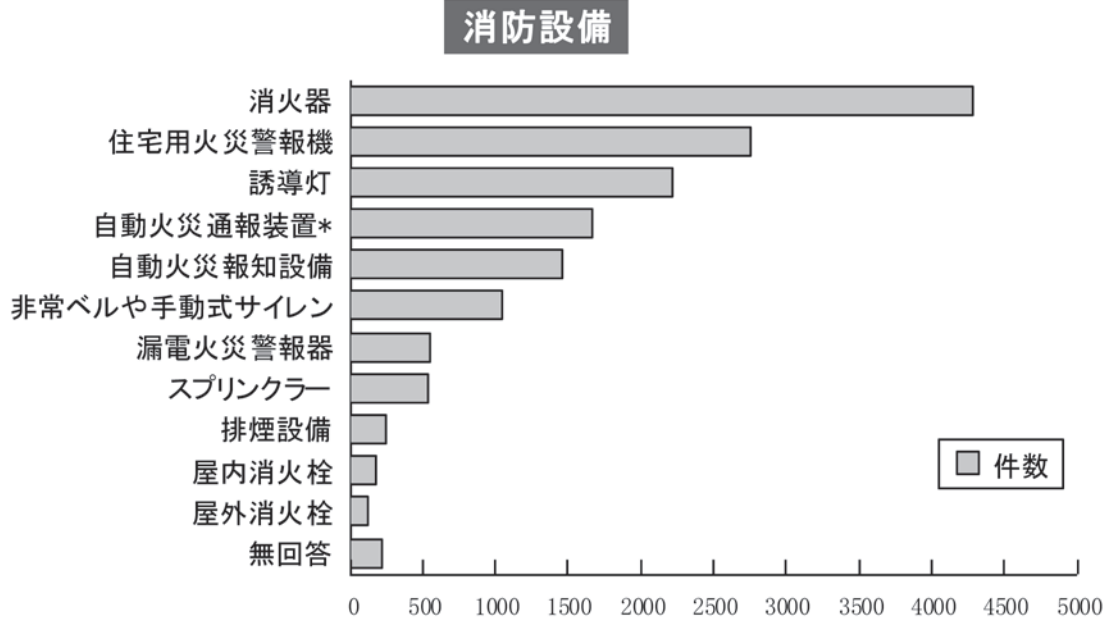
他方、対応なしは10.4%となっている。

入居者毎に、夜間支援が必要か不要かをみると、夜間に必要な支援はない入居者は7.7%に過ぎない。最も区分の低い区分1の入居者でも、夜間に必要な支援はないのは11.2%であった。

■ 消防法上の取扱

・ 消防用設備の設置状況

消防用設備の設置状況では、9割の共同生活住居に消火器が設置され、住宅用火災報知器も6割に設置されている。スプリンクラーは、全体の1割程度の設置状況である。



\*自動火災通報装置：消防機関へ自動通報する火災報知設備

	合計	共同40 当該共同生活住居で現在設置されている消防用設備												
		消火器	屋内消火栓	屋外消火栓	一般のスプリンクラー	特定施設水道直結型(簡易スプリンクラー)	漏電火災警報器	誘導灯	非常ベルや手動式サイレン	住宅用火災警報機	排煙設備	自動火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)	自動火災報知設備	無回答
全体	4696	91.7	4.2	3.1	7.6	4.4	12.2	47.8	22.8	59.1	5.8	35.9	31.6	5.2
共同32 建物の種類														
既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	1404	94.2	2.5	2.0	3.0	3.1	8.8	42.2	15.0	65.8	2.6	30.1	26.3	2.2
新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅	195	93.8	6.2	2.6	20.0	5.6	14.9	63.1	29.2	54.9	7.2	45.6	32.8	3.6
新築のGHCH専用戸建て住宅	596	95.8	2.9	2.2	11.4	9.6	14.1	69.3	34.7	49.2	11.9	55.9	48.5	1.5
GHCHとその他の福祉事業が併設で専用に建てた(新築)	61	93.4	11.5	4.9	27.9	4.9	18.0	73.8	54.1	27.9	26.2	50.8	39.3	6.6
その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	30	93.3	10.0	6.7	6.7	16.7	23.3	76.7	40.0	43.3	16.7	50.0	46.7	3.3
元入所設	28	100.0	21.4	7.1	25.0	3.6	39.3	75.0	82.1	21.4	39.3	60.7	42.9	0.0
元通勤寮	13	100.0	0.0	7.7	23.1	7.7	23.1	69.2	61.5	38.5	23.1	53.8	53.8	0.0
元福祉ホーム	41	97.6	29.3	4.9	9.8	4.9	19.5	78.0	58.5	36.6	19.5	61.0	46.3	2.4
元会社の社員寮等	100	94.0	9.0	0.0	8.0	3.0	17.0	55.0	20.0	57.0	0.0	46.0	45.0	1.0
一般のワンルームマンションの複数住戸	109	93.6	5.5	7.3	1.8	4.6	6.4	40.4	30.3	68.8	5.5	25.7	35.8	0.9
一般の10以上の集合住宅(マンション・アパート等)	738	92.5	3.3	5.7	8.0	2.8	14.8	34.4	22.9	67.9	2.3	28.5	27.1	3.1
病院・診療所の一部分からの転用	16	100.0	18.8	25.0	12.5	12.5	37.5	87.5	50.0	50.0	18.8	56.3	81.3	0.0
その他の建物	145	94.5	7.6	10.3	12.4	9.7	9.7	59.3	33.8	64.8	10.3	37.9	39.3	3.4
無回答	1220	84.4	4.2	1.7	7.0	3.2	11.8	43.7	18.0	54.0	5.6	32.5	27.1	13.2

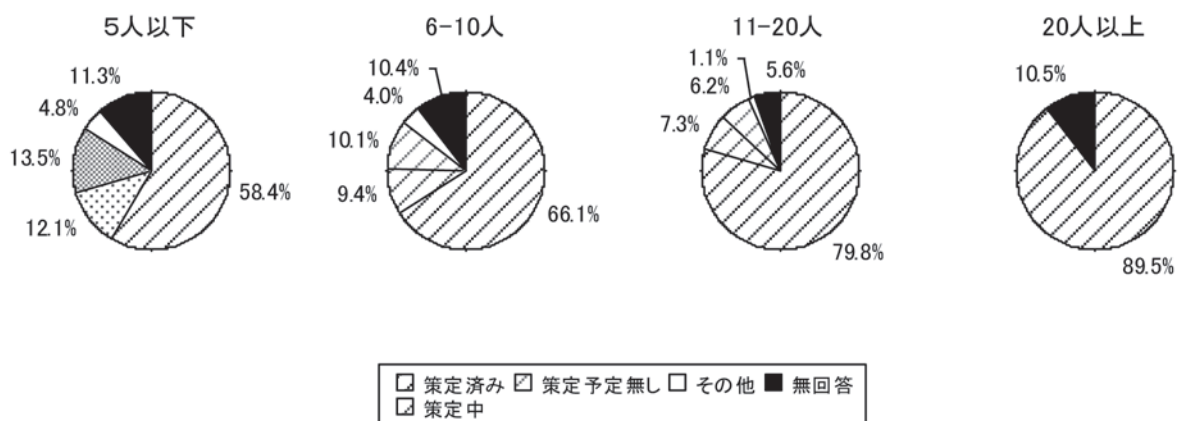


・消防計画の策定状況

消防計画の策定状況については、6割の共同生活住居で策定済みである。しかし、策定中は1割で、策定の予定のない法人も1割程度ある。

また、建物の定員との関連をみると、10人を超えるような大きな建物では8割以上で策定されているのに対して、10人以下の小規模の建物では策定済みの割合が6割前後とやや低くなっている。地域の中のふつうの暮らしの場であるとともに、入居者の生命の安全のため、消防を含めた防災の取り組みを進めていくことも重要である。

**消防計画の策定状況と建物の定員**



# IV 調査票

## 分割法人票

貴法人の、障害者自立支援法に基づく、共同生活援助（グループホーム、以下 GH と表記することもあります）事業、共同生活介護（ケアホーム、以下 CH と表記することもあります）事業について、お答えください。回答時点で、**指定がない場合は 2012 年 10 月 1 日時点の事実**をお答えください。ご記入いただいた調査票は、法人票、建物票、入居者票の三つをセットにして、**2012 年 11 月 30 日（金）までに、ご投函ください。**

【1】貴法人が運営する**全ての**グループホーム・ケアホーム、またはその共同生活住居及びその他の事業についてお尋ねします。

ー1. この調査票にご回答いただく方の職名を、一つ選んで○をつけてください。

- 1：管理者    2：サービス管理責任者（専任）    3：サービス管理責任者（世話人兼務）    4：世話人（専任）  
5：生活支援員    6：その他（具体的に\_\_\_\_\_）

ー2. 貴法人の、**法人種別一つに○**をつけてください。

- 1：国    2：地方公共団体    3：社会福祉協議会    4：社会福祉法人（3を除く）    5：医療法人  
6：社団・財団法人    7：協同組合    9：営利法人    10：特定非営利活動法人（NPO 法人）  
11：その他（具体的に\_\_\_\_\_）

ー3. 貴法人の所在地の都道府県の□にチェックをつけてください。

<input type="checkbox"/> :01:北海道	<input type="checkbox"/> :09:栃木県	<input type="checkbox"/> :17:石川県	<input type="checkbox"/> :25:滋賀県	<input type="checkbox"/> :33:岡山県	<input type="checkbox"/> :41:佐賀県
<input type="checkbox"/> :02:青森県	<input type="checkbox"/> :10:群馬県	<input type="checkbox"/> :18:福井県	<input type="checkbox"/> :26:京都府	<input type="checkbox"/> :34:広島県	<input type="checkbox"/> :42:長崎県
<input type="checkbox"/> :03:岩手県	<input type="checkbox"/> :11:埼玉県	<input type="checkbox"/> :19:山梨県	<input type="checkbox"/> :27:大阪府	<input type="checkbox"/> :35:山口県	<input type="checkbox"/> :43:熊本県
<input type="checkbox"/> :04:宮城県	<input type="checkbox"/> :12:千葉県	<input type="checkbox"/> :20:長野県	<input type="checkbox"/> :28:兵庫県	<input type="checkbox"/> :36:徳島県	<input type="checkbox"/> :44:大分県
<input type="checkbox"/> :05:秋田県	<input type="checkbox"/> :13:東京都	<input type="checkbox"/> :21:岐阜県	<input type="checkbox"/> :29:奈良県	<input type="checkbox"/> :37:香川県	<input type="checkbox"/> :45:宮崎県
<input type="checkbox"/> :06:山形県	<input type="checkbox"/> :14:神奈川県	<input type="checkbox"/> :22:静岡県	<input type="checkbox"/> :30:和歌山県	<input type="checkbox"/> :38:愛媛県	<input type="checkbox"/> :46:鹿児島県
<input type="checkbox"/> :07:福島県	<input type="checkbox"/> :15:新潟県	<input type="checkbox"/> :23:愛知県	<input type="checkbox"/> :31:鳥取県	<input type="checkbox"/> :39:高知県	<input type="checkbox"/> :47:沖縄県
<input type="checkbox"/> :08:茨城県	<input type="checkbox"/> :16:富山県	<input type="checkbox"/> :24:三重県	<input type="checkbox"/> :32:島根県	<input type="checkbox"/> :40:福岡県	

ー4. 貴法人の所在地の

区市町村名をお書きください。

（政令指定都市は、市の名称）

ー5. 貴法人が運営する**全ての GHCH の入居者数**について、該当する欄に人数をお書きください。

障害者自立支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害程度区分				障害者自立支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害程度区分				左記を除く利用契約等の種類						
	①計	②男性	③女性		①計	②男性	③女性		①計	②男性	③女性			
グループホーム	1: 区分非該当			ケアホーム	8: 区分2			13: 措置利用者						
	2: 区分1				9: 区分3				14: 私的契約による利用者					
	3: 区分2				10: 区分4					15: その他( )				
	4: 区分3				11: 区分5						計			
	5: 区分4				12: 区分6							計		
	6: 区分5				計			全てを合算してください						
	7: 区分6						合計	①計	②男性	③女性				
計														
				重度障害者等包括支援										
					①計	②男性	③女性							

－6. 貴法人が運営する全ての GHCH 事業について、指定事業の種別ごとの指定数、共同生活住居数、定員数等について、お尋ねします。

一番左の列の指定事業の種別(1:~9:)ごとに、事業指定の数、共同生活住居の数、入居定員の数等をお書きください。一番下の合計欄は、縦の合計数をお書きください。

指定事業の種別	① 事業指定の合計数	⇒②～⑤の合計と、 ①は同じ数(指定数)になります				⑥共同生活住居の合計数	⇒⑦・⑧の合計と、 ⑥は同じ数(共同生活住居数)になります		⑨ 入居定員の合計数	⇒⑩・⑪は、体験入居・短期入所事業をしていない場合は、「0」になります	
		<入居者:世話人> の比率ごとの 事業所指定の数					⑦複数のユニットに分かれていない共同生活住居の数	⑧複数のユニットに分かれている共同生活住居の数		⑩体験入居(事業)に利用する居室の数	⑪短期入所(事業)に利用する居室の数
		②4:1	③5:1	④6:1	⑤10:1						
1: グループホーム(共同生活援助)											
2: ケアホーム(共同生活介護)											
3: グループホーム・ケアホーム一体型											
4: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のグループホーム(共同生活援助)											
5: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)											
6: 経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホーム一体型											
7: グループホーム(地域移行型・共同生活援助)											
8: ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)											
9: グループホーム・ケアホーム(地域移行型)一体型											
10:合計											

＜事業指定数＞※②～⑤の指定数の合計と、①の「事業指定の合計数」が一致するように留意してご記入ください。

①…「事業指定の合計数」は、事業指定が一つの場合は、該当箇所に「1」、複数の場合は、該当欄にその事業指定数を数字でお書きください。

②～⑤…<入居者:世話人>の比率ごとの、事業指定の数をお書きください。

＜共同生活住居数＞※⑦と⑧の共同生活住居数の合計と、⑥の「共同生活住居の合計数」が一致するように留意してご記入ください。

⑥…「共同生活住居の合計数」は、全てのグループホーム・ケアホームの共同生活住居として指定された数をお書きください。ワンルーム・マンション等の複数の住戸を1つの共同生活住居として(みなして)指定されている場合は、指定数通りの共同生活住居数をお書きください。

⑦…「複数のユニットに分かれていない共同生活住居の数」は、一つの共同生活住居に複数のユニットが設定されていない(複数のユニットに分かれていない)場合です。共同生活住居に複数のユニットの設定がない場合、ユニットという意識をお持ちではないかもしれませんが、一つの共同生活住居に複数のユニットがない全ての共同生活住居の合計数をお書きください。

⑧…「複数のユニットに分かれている共同生活住居の数」は、一つの共同生活住居に複数のユニットが設定されている(複数のユニットに分かれている)場合です。該当する共同生活住居の合計数をお書きください(ユニット数ではありません)。

＜入居定員数＞※⑩と⑪の定員数は、グループホーム・ケアホームの定員に含まれるそれぞれの事業の定員です。グループホーム・ケアホームの定員以外の空室を利用している場合は、該当しません。

⑨…「入居定員の合計数」は、全てのグループホーム・ケアホームの入居定員の合計数をお書きください。

⑩…「体験入居(事業)に利用する居室の数」には、⑨の合計定員に含まれる体験入居(事業)の居室数をお書きください。

⑪…「短期入所(事業)に利用する居室の数」には、障害者自立支援法に基づく短期入所事業をグループホーム・ケアホームで実施されている場合の、⑨の合計定員に含まれる短期入所(事業)の居室数をお書きください。

－7. 貴法人が運営する全ての GHCH の共同生活住居について、それぞれの定員数ごとの、共同生活住居の数を、数字でお書き下さい。

共同住居1つの定員	① 2人定員	② 3人定員	③ 4人定員	④ 5人定員	⑤ 6人定員	⑥ 7人定員	⑦ 8人定員	⑧ 9人定員	⑨ 10人定員	⑩ 11～15人定員	⑪ 16～20人定員	⑫ 21～30人定員
定員ごとの共同住居数												

－8.障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に、貴法人が実施されている事業についてお尋ねします。

①右の回答表に、該当する事業を実施している場合は、「①事業実施」欄の「1. あり」に○をつけてください。

②現在は実施していても**法人の事業計画の中で実施予定がある場合**は、「②実施予定」欄の「1. あり」に○をつけてください。

③GHCH 申請時の連携施設（事業所）として登録されている事業はありますか。あてはまるもの全てに○をつけ、**該当施設の実施事業の種類番号を全て**、右の回答表の事業実施の種類から抜き出してお書きください。該当する事業種別がない場合は、その他欄に具体的にお書きください。

1:法人内の GHCH の連携施設（事業所）になっている。  
事業番号（)  
その他

2:別法人の GHCH の連携施設（事業所）になっている。  
事業番号（)  
その他

3:いずれもない

実施事業の種類		①実施	②予定
障害福祉サービス	1 居宅介護	1.あり	1.あり
	2 重度訪問介護	1.あり	1.あり
	3 行動援護	1.あり	1.あり
	4 同行援護	1.あり	1.あり
	5 療養介護	1.あり	1.あり
	6 生活介護	1.あり	1.あり
	7 短期入所	1.あり	1.あり
	8 重度障害者等包括支援	1.あり	1.あり
	9 施設入所支援	1.あり	1.あり
	10 宿泊型自立訓練	1.あり	1.あり
	11 自立訓練（機能訓練）	1.あり	1.あり
	12 自立訓練（生活訓練）	1.あり	1.あり
	13 就労移行支援	1.あり	1.あり
	14 就労継続支援（A型）	1.あり	1.あり
	15 就労継続支援（B型）	1.あり	1.あり
	16 指定特定相談支援事業	1.あり	1.あり
	17 指定一般相談支援事業（地域移行相談・地域定着相談）	1.あり	1.あり
	18 指定障害児相談支援事業	1.あり	1.あり
	19 移動支援事業	1.あり	1.あり
	20 地域活動支援センター	1.あり	1.あり
	21 福祉ホーム	1.あり	1.あり
	22 日中一時支援	1.あり	1.あり
児童福祉に関する社会福祉	23 福祉型障害児入所施設	1.あり	1.あり
	24 医療型障害児入所施設	1.あり	1.あり
	25 児童発達支援	1.あり	1.あり
	26 医療型児童発達支援	1.あり	1.あり
	27 放課後デイサービス	1.あり	1.あり
	28 保育所等訪問支援	1.あり	1.あり
	29 児童養護施設	1.あり	1.あり
	30 児童自立支援施設	1.あり	1.あり
	31 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	1.あり	1.あり
	32 その他	1.あり	1.あり
母子福祉法	33 婦人保護施設	1.あり	1.あり
生活保護法に基づく事業	34 救護施設	1.あり	1.あり
	35 更生施設	1.あり	1.あり
	36 医療保護施設	1.あり	1.あり
	37 授産施設	1.あり	1.あり
	38 宿所提供施設	1.あり	1.あり
高齢者・事業介護	39 訪問系事業	1.あり	1.あり
	40 通所系事業	1.あり	1.あり
	41 入居・入所系事業	1.あり	1.あり
	42 その他	1.あり	1.あり
更生事業保	43 更生保護施設	1.あり	1.あり
	44 自立準備ホーム（単独）	1.あり	1.あり
	45 自立準備ホーム（GHCH空室利用）	1.あり	1.あり
医療系事業	46 病院	1.あり	1.あり
	47 診療所	1.あり	1.あり
	48 訪問看護ステーション	1.あり	1.あり
	49 その他	1.あり	1.あり

－9.（障害者自立支援法に基づく）障害福祉サービスの短期入所事業についてお尋ねします。短期入所事業を実施されている場合、実施を予定されている場合、また、体験入居について、以下の設問にお答えください。

①実施している GHCH 併設の短期入所事業の定員  人

②実施予定の GHCH 併設の短期入所事業の定員  人

③実施している短期入所事業（単独型）の定員  人

④実施予定の短期入所事業（単独型）の定員  人





－11.入居者の入居年数（期間）の制限についてお尋ねします。

①入居年数（期間）に定めはありますか。該当する一つに○をつけてください。

また、定めがある場合、a.GHCH 事業ごと、b.共同生活住居ごと、c.入居者ごと、何ごとに定めていますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1:全ての GHCH 事業、共同生活住居、入居者に対して、入居期間を定めていない。（問②③は不要）			
2:一部の	} a.GHCH 事業 b.共同生活住居	}	について 入居期間について定めている。（問②③へ）
3:全ての			
4:その他（具体的に_____）			（場合により下記問②③へ）

②入居期間はどのように定めていますか。該当する「定め方」全てに○を付け、（ ）内に数字をお書きください。

また、延長については延長できない場合は（ ）内に「0」を書き込んでください。

1:入居期間を（_____）年間として、延長が（_____）年間出来る。
2:入居期間を入居者の年齢で定めていて、（_____）歳になるか、それまでに退去してもらう。
3:その他（具体的に_____）

③入居期間を定めている理由として該当するもの全てに○を付け、その他については具体的にお書きください。

1:GHCH は生活訓練や地域生活に慣れるための場だから	2. 多くの入居希望者に公平に利用してもらうため
3.介護保険サービスの対象となるから	
4.その他（具体的に_____）	

－12.支援スタッフについておたずねします。それぞれの職名ごとに、該当する人数を空欄にお書きください。

支援者の職名	①合計	性別		常勤・非常勤の別		契約			⑩住み込み
		②男性	③女性	④常勤	⑤非常勤	⑥正規職員	⑦非正規（期限付き雇用・嘱託・アルバイト・パートタイム）職員で⑥以外	⑧非正規（アルバイト）で学生（大学・短大・専門学校等）	
1：管理者（専任）									
2：管理者（兼務）									
3：サービス管理責任者（専任）									
4：サービス管理責任者（兼務）									
5：世話人（専任）									
6：世話人（兼務）									
7：生活支援員（専任）									
8：生活支援員（兼務）									

支援者の職名	取得資格					医療ケア				
	⑪ホームヘルパー2級	⑫ホームヘルパー1級	⑬介護福祉士	⑭社会福祉士	⑮精神保健福祉士	⑯看護師	⑰喀痰吸引登録済み（移行措置含む）	⑱喀痰吸引取得中	⑲経管栄養登録済み（移行措置含む）	⑳経管栄養取得中
1：管理者（専任）										
2：管理者（兼務）										
3：サービス管理責任者（専任）										
4：サービス管理責任者（兼務）										
5：世話人（専任）										
6：世話人（兼務）										
7：生活支援員（専任）										
8：生活支援員（兼務）										

－13.GHCH の共同生活住居の共有スペース（いわゆる居間）についてお尋ねします。

①共有スペース（いわゆる居間）は、どのように使われていますか。 あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1:入居者が食事をする場/2:入居者がくつろぐ場/3:入居者同士が交流する/4:支援者が入居者の相談に乗る場  
5:洗濯物を畳んだり家事を行う場/6:家族や親族との交流の場/7:地域住民や知り合いとの交流の場  
8.支援者が待機する場/9.使っていない/10.その他（具体的に）

②共有スペース（いわゆる居間）は、必要ですか。  1:必要  2:不要  3:わからない

③不要とお答えの場合、その理由はなんですか。具体的にお書きください。

－14.GHCH での各種ヘルパー利用について、お尋ねします。

①GHCH 入居者の、GHCH の 共同生活住居の中で 各種ヘルパーの利用は進んでいますか。 あてはまるもの一つに○をつけてください。（ガイドヘルパー等は含まず、共同生活住居内での利用についてお答えください。以下同じ。）

- 1:利用が進んでいる。（問③へ）  2:利用は進んでいない（問②へ）

②利用が進んでいない場合、GHCH の 共同生活住居の中で 各種ヘルパーの利用についてどのようにお考えですか。

- 1:利用していきたい。  2:利用を考えていない。（いずれも問③へ）

③GHCH 入居者の、 GHCH の共同生活住居内で 各種ヘルパーの利用が進んでいない理由や、または利用する上で  
の問題点として、 あてはまるものを全て 選んでください。

- 1:自治体が GHCH 入居者が共同生活住居内でのヘルパー利用を認めない（実質的に支給決定がなされない等）  
2:利用したくても、適切な距離に訪問介護事業所がない。  
3:多くの援助者が共同生活住居内にいることに窮屈さや、落ち着かなさがある。  
4:各種ヘルパーの業務内容（援助内容）に制限があり利用しづらい。  
5:世話人、生活支援員以外に援助を依頼できるほど入居者の状態が落ち着いていない。  
6:世話人、生活支援員との役割分担を明確に分けるのが難しい。  
7:GHCH の入居者が共同生活住居内でヘルパーを利用する必要はない。  
8:その他（具体的に）

④ 共同生活住居の中での 各種ヘルパーを利用されている入居者がいる場合、 GHCH の世話人や生活支援員と各種ヘルパーとの役割分担 について あてはまるもの全てに○をつけてください。 あてはまるもの以外に決めていることがらがあるときは具体的にお書きください。

- 1:役割（業務内容）で分担している 2:支援時間（時刻）帯で分担している 3:支援日（曜日）で分担している  
4:明確な分担はない 5.その他の分担や、ヘルパー利用の自己ルールがあれば具体的にお書きください。

⑤下記の問いについて、どのようにお考えですか。 一つに○をつけてください。（全ての方がお答えください。）

問	1.そう思う	2.そう思わない	3.どちらでもない	4.わからない
1: 入居者一人ひとりが個別に利用するヘルパーは必要（入居者1人対支援者1人の支援）。	1	2	3	4
2: ヘルパー利用は、GHCH世話人、生活支援員の配置基準が低すぎる部分の代替である。	1	2	3	4
3: GHCH入居者の共同生活住居内でのヘルパー利用を拡充していくべき。	1	2	3	4
4: GHCHの世話人、生活支援員の配置を増やすべき。	1	2	3	4
5: 入居者複数を支援する新たな支援者（派遣）の形態を作るべき（ヘルパーでも、世話人・生活支援員でもない形態）。	1	2	3	4
6: 今のGHCH世話人、生活支援員の配置基準で不足はない。	1	2	3	4

－15.医療機関との連携についてお尋ねします。

GHCH 入居者の健康管理や医療（的）ケア、共同生活住居内の保健・衛生面で、協力医療機関はありますか。

- |                                       |      |      |
|---------------------------------------|------|------|
| ①健康管理での協力医療機関                         | 1:ある | 2:ない |
| ②医療（的）ケア（重症心身障害等を含む）での協力医療機関          | 1:ある | 2:ない |
| ③②以外の障害への対応（精神科・心療内科等含む）のための協力医療機関    | 1:ある | 2:ない |
| ④保健・衛生面（感染症対策）や栄養管理等での協力医療機関（保健所等も含む） | 1:ある | 2:ない |
- ⑤医療機関に協力してほしい事、協力医療機関との連携の課題があればお書きください。

－16.GHCH 入居者と地域社会や自治体との関わりについてお尋ねします。

①地域住民の方（自治会・近隣等）が GHCH に関わられていますか。あてはまる全てに○をつけてください。

- 1:運営（協議会等）に、地域住民の方が参加している。

2:火災や災害時の避難・対応に地域（自治会や近隣）と協定を結んでいる。

3:火災や災害に対する防災の取り組み（避難訓練等）を地域（自治会や近隣）と連携して実施している。

4.GHCH と、地域住民の方や自治会とで、イベントを共同開催している。

5.GHCH を地域住民の方に見てもらうためのイベントを開催している。

6.特になし

7.その他（具体的に

②GHCH での支援や入居者の方がボランティアを活用されていますか。 1:ある 2:ない

③ボランティアの活用方法として、あてはまるもの全てに○をつけ、その他は具体的にお書きください。

- 1:入居者の外出の援助    2:入居者の共同生活住居内の見守り    3:入居者の共同生活住居内の介護・介助

4:入居者の移動のために車を出してもらう    5:文化・余暇・スポーツ等の付き添い    6:家事・調理

7:共同生活住居の建物や庭等の維持・修理    8:入居者との交流

9:その他（具体的に

④貴法人の GHCH 入居者は、自治体の災害時要援護者として登録していますか。 一つに○を付けてください。

- 1:している    2:していない    3:わからない

－17.GHCH の設置・管理基準の都道府県条例化が地方主権改革で進められています。入所施設・病院の敷地内へのグループホームの設置に関して条件付で認める条例を定めた県がありますが、どのように考えますか？自由記述で記入してください。

－18.これまで自治体の共同生活住居の審査の方法として、実際の申請住居を視察・訪問されたことはありますか。

- 1:全ての住居について視察・訪問    2:すべてではないが視察・訪問    3:視察・訪問されたことはない

⇒法人票はここまでです。建物票、入居者票のご回答にお進みください。

## 分割建物票

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム調査 2012 建物票

貴法人の、障害者自立支援法に基づく、共同生活援助（グループホーム、以下 GH と表記することもあります）事業、共同生活介護（ケアホーム、以下 CH と表記することもあります）事業について、お答えください。回答時点に、**指定がない場合は 2012 年 10 月 1 日現在の事実、または 2012 年 10 月中の事実**をお答えください。ご記入いただいた調査票は、法人票、建物票、入居者票の三つをセットにして、**2012 年 11 月 30 日（金）までに、ご投函ください。**

【2】-1. この調査票にご回答いただく方の職名を、一つ選んで○をつけてください。

1：管理者    2：サービス管理責任者（専任）    3：サービス管理責任者（世話人兼務）    4：世話人（専任）  
5：生活支援員    6：その他（具体的に\_\_\_\_\_）

-2.GHCH に利用されている全ての建物および共同生活住居について、下記の【回答の仕方】にしたがって、お答えください。

※回答用紙は、次のページからです。

### 【回答の仕方】

ア) 回答欄が足りないときは、お手数ですが本紙をコピーしてください。

イ) 回答は、建物毎にまとめてお願いします。一つの建物それ自体と、その建物に含まれる共同生活住居について、まとめてお答えください。

ウ) 戸建の一般住宅、棟続きの一般住宅、マンションやアパート等の集合住宅や通勤寮（転用建物）等、GHCH 専用の建物、他と併設の建物等、それぞれ**建物は一棟（ひとむね）で「1」と**数えます。「一つの建物」＝「一棟」毎に、お答えください。

エ) 一つの建物に、三つ以上の共同生活住居がある場合は、三つ目以降の共同生活住居は次のページの回答用紙にお答えをお書きください。

その際、建物 A のつづきであれば「建物 (A)」とご記入ください。

質問	選択肢	建物( )	建物Aに含まれる全ての共同生活住居について、それぞれの共同生活ごとにお答えください。 共同生活住居( ) ( ) 共同生活住居( ) ( )
----	-----	-------	---

共同生活住居については、「(A) - (3)」、「(A) - (4)」…とご記入ください。

オ) 二つ目以降の建物には ( ) 内に建物「B」、その回答用紙の共同生活住居は ( ) 内に「B」-「1」…と、建物とそれに含まれる共同生活住居のアルファベットを一致させて記入してください。(B以降は、「C」「D」「E」「F」…と続けてください。)

カ) 1 つの建物に複数の共同生活住居がある場合、事業指定や階や並びがバラバラでも、その共同生活住居全てを建物毎の回答用紙にお答えください。

キ) 一戸建で 1 つの共同生活住居の場合は、建物と共同生活住居それぞれ縦に 1 列ずつ、計 2 列の回答となります。(建物 A と共同生活住居 A-1)



障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム調査 2012 建物票

GHCHに利用されている、**全ての建物および共同生活住居**についてお答えください。回答欄が足りないときは、お手数ですが本紙をコピーしてください。  
 ※回答は、**建物票**にまとめてお願いします。一つの建物それ自体と、その建物に含まれる共同生活住居について、まとめてお答えください。  
 ●マンションやアパート等の共同住宅や通動寮(転用建物)等、GHCH専用の建物、他併設の建物等、**建物は一棟(ひとむね)**で「1」と数えます。  
 ●二つ以降の建物には( )内に建物「B」、その回答用紙の共同生活住居は( )内に「B」「1」…と、建物とそれに含まれる共同生活住居のアルファベットを一致させて記入してください。(B以降は、「C」「D」「E」「F」…と続けてください。)  
 ●1つの建物に複数の共同生活住居がある場合、事業指定や階や並びがバラバラでも、その共同生活住居全てを**建物毎の回答用紙**にお答えください。  
 ●一戸建て1つの共同生活住居の場合は、建物と共同生活住居それぞれ縦に1列ずつ、計2列の回答となります。(建物Aと共同生活住居A-1)

一つの建物に複数の共同生活住居がある場合、3つ以上の場合は、次頁の欄に。

質問	選択肢	建物A							
		建物Aに含まれる全ての共同生活住居について、それぞれの共同生活ごとにお答えください。							
		共同生活住居A-1		共同生活住居A-2					
		1	2	3	1	2	3		
1	GHCH制度の概要	1.グループホーム/2.ケアホーム/3.1と2の両方(含一体型)							
2		1.一般のGHCH(2・3でない)/2.経過的給付(ホームヘルパー併給)/3.地域移行型							
3	①共同生活住居の数/②ユニットの数を、それぞれ( )内に数字でお答え下さい。	①共同生活住居		②ユニット数		③住戸の数		④ユニット数	
4	また、共同生活住居については、ワンルーム・マンションなどの複数の住戸で共同生活住居が一つとみなされている場合、③住戸の数をお書き下さい。	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
5		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6	入居定員 (実人員ではなく、定員をお答え下さい。)	合計( )人		( )人		( )人		( )人	
7	現在の入居者数 (入居定員ではなく、実人員をお答え下さい。)	①男計( )人		①男( )人		①男( )人		①女( )人	
8		②女計( )人		②女( )人		②女( )人		②女( )人	
9	入居者の障害程度区分 (支給決定に伴う障害程度をお答え下さい。)	1.区分1		2.区分2		1.区分1		2.区分2	
10		計( )人		計( )人		計( )人		計( )人	
11		3.区分3		4.区分4		3.区分3		4.区分4	
12		計( )人		計( )人		計( )人		計( )人	
13		5.区分5		6.区分6		5.区分5		6.区分6	
14		計( )人		計( )人		計( )人		計( )人	
15		7.該当なし		7.該当なし		7.該当なし		7.該当なし	
16	主たる入居者の障害種別	1.知的/2.精神/3.身体(複数回答可)		1		2		3	
17	開設年月【西暦で】 (制度に関わらずそのホームで活動を開始された時点)	( )年( )月		( )年( )月		( )年( )月		( )年( )月	
18	世話人の配置時間	平均的な平日 【回答例】 7:00～10:00 15:00～21:00		( : ~ : )		( : ~ : )		( : ~ : )	
19		平均的な休日 【回答例】なしと記入 (配置していない場合)		( : ~ : )		( : ~ : )		( : ~ : )	
20	生活支援員の配置時間	平均的な平日 【回答例】 7:00～10:00 15:00～21:00		( : ~ : )		( : ~ : )		( : ~ : )	
21		平均的な休日 【回答例】なしと記入 (配置していない場合)		( : ~ : )		( : ~ : )		( : ~ : )	
22	夜間体制(該当する全てに○をつけてください)	1.夜勤(常駐)/2.宿直(常駐)/3.住み込み職員(常駐)/4.巡回型/5.夜間緊急連絡対応型(6以外)/6.警備会社による対応/7.対応なし		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7	
23	夜間支援(巡回型)について	巡回支援となる時間帯		( : ~ : )		( : ~ : )		( : ~ : )	
24	お尋ねします。	上記の時間帯の、巡回回数と巡回人数		( )回( )人		( )回( )人		( )回( )人	
25		巡回する支援者の職名を全て選んでください。 【選択肢】1:世話人 2:生活支援員 3:サービス管理責任者 4:管理者 5:ホームヘルパー 6:法人職員(1～5除く) 7:外部委託(1～6除く) 8:その他		1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 4 5 6 7 8		1 2 3 4 5 6 7 8	
27	建物の築年数(おおよそ)	1. 15年未満 2. 15～35年未満 3. 36～50年未満 4. 50年以上		1 2 3 4		1 2 3 4		1 2 3 4	
28	階数 (建物の階数)	( )階建		( . . . )階		( . . . )階		( . . . )階	
29	(ホームに使用している共同生活住居の階数) 複数階の回答可	( )階建		( . . . )階		( . . . )階		( . . . )階	
30	住宅構造形式	1.木造一戸建(大工の棟梁が手がける在来木造) 2. 同上(木質系プレハブ住宅) 3.非木造の一戸建(鉄骨、軽量コンクリート等のプレハブ住宅や注文住宅) 4.木造共同住宅(壁、天井が石膏ボード+壁紙仕上げなど) 5. 同上(壁、天井は木製ボード、綿壁仕上げなど) 6.非木造共同住宅(鉄骨、コンクリート造など)/ 7.その他(具体的に)		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7	
31	建物や土地は法人の所有ですか?	1.持地に持家 2.持地に借家 3.借地に持家 4.借地に借家(公営・公団・公社住宅以外) 5.借地に借家(公営住宅) 6.借地に借家(公団・公社) 7.その他		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7	
32	建物の種類を一つ選んで、数字を記入して下さい。 1.既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅/2.新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅/3.新築のGHCH専用戸建て住宅/4.GHCHとその他の福祉事業が併設で専用建て(新築)/5.その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用/6.元入所施設/7.元通動寮/8.元福祉ホーム/9.元会社の社員寮等/10.一般のワンルームマンションの複数住戸/11.一般の10以外の集合住宅(マンション・アパート等)/12.病院・診療所の一部分からの転用/13.その他の建物(具体的にお書き下さい)	選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)		選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)		選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)		選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)	
33	共有スペース(いわゆる居間。廊下・階段・収納・洗面所・風呂等を除く)の広さ	( )㎡又は( )畳		( )㎡又は( )畳		( )㎡又は( )畳		( )㎡又は( )畳	
34	同じ建物が、GH・CH以外の用途で使われていますか?	1.ホームのみ/2.通所系事業所/3.相談支援事業所/4.居宅介護派遣事業所/5.一般の店舗・オフィス/ 6.一般の住戸(マンション等の場合を含む)/7.その他		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7	
35	立地として該当するものを一つ選んでお答え下さい。	1.住宅地/2.住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地/3.住宅地ではなく地域との交流も難しい立地/4.わからない		1 2 3 4		1 2 3 4		1 2 3 4	
36	公道を挟んでいるが、同じ並びに建っているものを全て選んでください。 【選択肢】1.GHCH/2.通所系事業所/3.入所系事業所/4.病院・診療所/5.高齢者のGH	1 2 3 4 5		1 2 3 4 5		1 2 3 4 5		1 2 3 4 5	
37	同一敷地内、又は公道を挟まない隣接地に建っているものを全て選んでください。 【選択肢】1.GHCH/2.通所系事業所/3.入所系事業所/4.病院・診療所/5.高齢者のGH	1 2 3 4 5		1 2 3 4 5		1 2 3 4 5		1 2 3 4 5	
38	避難訓練は年何回実施していますか。	年( )回		年( )回		年( )回		年( )回	
39	消防計画は	1.策定済 2.策定中 3.策定予定無し 4.その他		1 2 3 4		1 2 3 4		1 2 3 4	
40	当該共同生活住居で、現在設置されている消防用設備を全て選んでください。 1.消火器/2.屋内消火栓/3.屋外消火栓/4.一般のスプリンクラー/5.特定施設水道直結型(簡易型)スプリンクラー/6.漏電火災警報器/7.誘導灯/8.非常ベルや手動式サイレン/9.住宅用火災警報機/10.排煙設備/11.自動火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)/12.自動火災報知設備	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
41	市街化調整区域ですか	1.市街化調整区域ではない/2.市街化調整区域である/3.不明		1 2 3		1 2 3		1 2 3	
42	建築基準法上の用途は	1.住宅/2.共同住宅/3.寄宿舎/4.児童福祉施設等/5.その他 6.わからない		1 2 3 4 5 6		1 2 3 4 5 6		1 2 3 4 5 6	

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム調査 2012 建物票

質問	選択肢	建物( )	建物Aに含まれる全ての共同生活住居について、 それぞれの共同生活ごとにお答えください。							
			共同生活住居( )-( )			共同生活住居( )-( )				
1	GHCH制度の概要	1.グループホーム/2.ケアホーム/3.1と2の両方(含一体型)	1	2	3	1	2	3		
2	1.一般のGHCH(2・3でない)/2.経過的給付(ホームヘルパー併給)/3.地域移行型		1	2	3	1	2	3		
3	①共同生活住居の数/②ユニットの数を、それぞれ( )内に数字でお答え下さい。 また、共同生活住居については、ワンルーム・マンションなどの複数の住戸で共同生活住居 が一つとみなされている場合、③住戸の数をお書きください。	①共同生活住居	③住戸の数			③住戸の数				
4		②ユニット数	②ユニット数			②ユニット数				
5		( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			
6		入居定員 (実人員ではなく、定員をお答え下さい。)	合計( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人		
7		現在入居者数 (入居定員ではなく、実人員をお答え下さい。)	①男計( )人 ②女計( )人	①男( )人 ②女( )人	①男( )人 ②女( )人	①男( )人 ②女( )人	①男( )人 ②女( )人	①男( )人 ②女( )人		
9	障害程度区分ごとに、それぞれの人数をお書き下さい。 (支給決定に伴う障害程度をお答え下さい。)	1.区分1	2.区分2	3.区分3	4.区分4	5.区分5	6.区分6			
10		計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人			
11		計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人			
12		計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人			
13		計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人	計( )人			
14	7.該当なし	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人			
15	計( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人	( )人			
16	主たる入居者の障害種別	1.知的/2.精神/3.身体(複数回答可)	1	2	3	1	2	3		
17	開設年月【西暦で】	(制度に関わらずそのホームで活動を開始された時点)	( )年( )月	( )年( )月	( )年( )月	( )年( )月	( )年( )月			
18	世話人の配置時間	平均的な平日 【回答例】 7:00～10:00 15:00～21:00	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )			
19		平均的な休日 【回答例】なしと記入 (配置していない場合)	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )			
20	生活支援員の配置時間	平均的な平日 【回答例】 7:00～10:00 15:00～21:00	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )			
21		平均的な休日 【回答例】なしと記入 (配置していない場合)	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )			
22	夜間体制(該当する全てに○をつけてください)	1.夜勤(常駐)/2.宿直(常駐)/3.住込み職員(常駐)/4.巡回型/5.夜間緊急連絡対応型(6以外)/6.警備会社による対応/7.対応なし	1	2	3	4	1	2	3	4
23	夜間支援(巡回型)について お尋ねします。	巡回支援となる時間帯	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )	( : ~ : )				
24		上記の時間帯の、巡回回数と巡回人数	( )回( )人	( )回( )人	( )回( )人	( )回( )人				
25	巡回する支援者の職名を全て選んでください。 【選択肢】1.世話人 2.生活支援員 3.サービス管理責任者 4.管理者 5.ホームヘルパー 6.法人職員(1～5除く) 7.外部委託(1～6除く) 8.その他	1	2	3	4	1	2	3	4	
26		5	6	7	8	5	6	7	8	
27	建物の築年数(おおよそ)	1. 15年未満 2. 15～35年未満 3. 36～50年未満 4. 50年以上	1	2	3	4				
28	階数 (建物の階数)	( )階建	( . . . )階	( . . . )階	( . . . )階	( . . . )階				
29	(ホームに使用している共同生活住居の階数) 複数階の回答可	( )階建	( . . . )階	( . . . )階	( . . . )階	( . . . )階				
30	住宅構造形式 1.木造一戸建(大工の棟梁が手がける在来木造) 2. 同上(木質系プレハブ住宅) 3.非木造の一戸建(鉄骨、軽量コンクリート等のプレハブ住宅や注文住宅) 4.木造共同住宅(壁、天井が石膏ボード+壁紙仕上げなど) 5. 同上(壁、天井は木製ボード、綿壁仕上げなど) 6.非木造共同住宅(鉄骨、コンクリート造など) 7.その他(具体的に)	1 2 3 4 5 6 7 ( )								
31	建物や土地は法人の所有ですか? 1.持地に持家 2.持地に借家 3.借地に持家 4.借地に借家(公営・公団・公社住宅以外) 5.借地に借家(公営住宅) 6.借地に借家(公団・公社) 7.その他	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7				
32	建物の種類を一つ選んで、数字を記入して下さい。 1.既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅/2.新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅/3.新築のGHCH専用戸建て住宅/4.GHCHとその他の福祉事業が併設で専用で建てた(新築)/5.その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用/6.元入所施設/7.元通所寮/8.元福祉ホーム/9.元会社の社員寮等/10.一般のワンルームマンションの複数住戸/11.一般の10以外の集合住宅(マンション・アパート等)/12.病院・診療所の一部分からの転用/13.その他の建物(具体的にお書き下さい)	選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)	選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)	選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)	選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)	選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)				
33	共有スペース(いわゆる居間・廊下・階段・収納・洗面所・風呂等を除く)の広さ	( )㎡又は( )畳	( )㎡又は( )畳	( )㎡又は( )畳	( )㎡又は( )畳	( )㎡又は( )畳				
34	同じ建物が、GH・CH以外の用途で使われていますか? 1.ホームのみ/2.通所系事業所/3.相談支援事業所/4.居宅介護派遣事業所/5.一般の店舗・オフィス/ 6.一般の住戸(マンション等の場合を含む)/7.その他	1 2 3 4 5 6 7								
35	立地として該当するものを一つ選んでお答え下さい。 1.住宅地/2.住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地/3.住宅地ではなく地域との交流も難しい立地/4.わからない	1 2 3 4								
36	公道を挟んでいるが、同じ並びに建っているものを全て選んでください。 【選択肢】1.GHCH/2.通所系事業所/3.入所系事業所/4.病院・診療所/5.高齢者のGH	1 2 3 4 5								
37	同一敷地内、又は公道を挟まない隣接地に建っているものを全て選んでください。 【選択肢】1.GHCH/2.通所系事業所/3.入所系事業所/4.病院・診療所/5.高齢者のGH	1 2 3 4 5								
38	避難訓練は年何回実施していますか。	年( )回	年( )回	年( )回	年( )回	年( )回				
39	消防計画は 1.策定済 2.策定中 3.策定予定無し 4.その他	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4	1 2 3 4				
40	当該共同生活住居で、現在設置されている消防用設備を全て選んでください。 1.消火器/2.屋内消火栓/3.屋外消火栓/4.一般のスプリンクラー/5.特定施設水道直結型(簡易型)スプリンクラー/6.漏電火災警報器/7.誘導灯/8.非常ベルや手動式サイレン/9.住宅用火災警報機/10.排煙設備/11.自動火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)/12.自動火災報知設備	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				
41	市街化調整区域ですか 1.市街化調整区域ではない/2.市街化調整区域である/3.不明	1 2 3								
42	建築基準法上の用途は 1.住宅/2.共同住宅/3.寄宿舎/4.児童福祉施設等/5.その他 6.わからない	1 2 3 4 5 6								

## 分割入居者票

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム調査 2012 入居者票

貴法人の、障害者自立支援法に基づく、共同生活援助（グループホーム、以下 GH と表記することもあります）事業、共同生活介護（ケアホーム、以下 CH と表記することもあります）事業について、お答えください。回答時点に、**指定がない場合は 2012 年 10 月 1 日現在の事実、または 2012 年 10 月中の事実**をお答えください。ご記入いただいた調査票は、法人票、建物票、入居者票の三つをセットにして、**2012年11月30日（金）までに、ご投函ください。**

【3】 あなたの法人が運営する**全ての**グループホーム・ケアホームの入居者についてお尋ねします。

ー1. この調査票にご回答いただく方の職名を、一つ選んで○をつけてください。

- 1：管理者      2：サービス管理責任者（専任）      3：サービス管理責任者（世話人兼務）      4：世話人（専任）  
5：生活支援員      6：その他（具体的に\_\_\_\_\_）

ー2.GHCH の入居者について、下記の【回答の仕方】にしたがって、お答えください。

※回答用紙は、次のページからです。

### 【回答の仕方】

ア) 回答欄が足りないときは、お手数ですが本紙をコピーしてください。

イ) 回答は、共同生活住居ごとにまとめてお願いします。

※共同生活住居が異なる入居者を、同一の回答用紙には書き込まないでください。

その際、建物票の共同生活住居の（アルファベット）－（番号）を、回答用紙ごとにお書きください。

#### [建物票]

質問	選択肢	建物( )	建物Aに含まれる全ての共同生活住居について、それぞれの共同生活ごとにお答えください。 共同生活住居( )-( )   共同生活住居( )-( )
----	-----	-------	---

#### [入居者票]

所在地	都道府県	市・町・村	( )-( )	建物票の共同生活住居の(アルファベット)-(番号)をお書きください。
-----	------	-------	---------	------------------------------------

ウ) 一つの共同生活住居の入居者が 5 人以上の場合は、5 人目以降の入居者は次のページの回答用紙にご記入ください。

エ) 医療（的）ケアの選択肢の番号は、下記の通りです。

1 服薬管理(麻薬の管理を除く)	12 インスリン注射
2 胃ろうによる栄養管理	13 疼痛管理(麻薬の使用なし)
3 経鼻経管栄養	14 点滴
4 吸引(咽頭手前までの口腔内)	15 人工肛門(ストーマ)のケア
5 吸引(鼻腔)	16 ネブライザー
6 吸引(咽頭より奥又は気管切開)	17 酸素療法(酸素吸入)
7 創傷処置	18 気管切開のケア
8 浣腸	19 人工呼吸器の観察
9 摘便	20 導尿
10 褥瘡の処置(I度II度)	21 人工透析
11 膀胱(留置)カテーテルの管理	22 その他



障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム調査 2012 入居者票

所在地		都道府県		市・町・村		建物業の共同生活住居の(アルファベット)-(番号)をお書きください。															
質問		選択肢(右の個人欄の数字に○)				Aさん				Bさん				Cさん				Dさん			
1	年齢	(数字で回答してください)				歳				歳				歳				歳			
2	性別	1.男/2.女				1 2				1 2				1 2				1 2			
3	貴法人運営のGHCHでの(通算)居住年数 (数字で回答してください)	1.年 2.ヶ月				1.年 2.ヶ月				1.年 2.ヶ月				1.年 2.ヶ月							
4	障害程度区分	1.区分1/2.区分2/3.区分3/4.区分4/ 5.区分5/6.区分6/7.非該当/8.未認定				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
5	障害の種類(複数可)	1.知的/2.精神/3.身体				1 2 3				1 2 3				1 2 3				1 2 3			
6	身体障害(移動)の状況	1.車椅子(座位)/2.ストレッチャータイプ/3.補装具/4.特になし				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
7	身体障害(身体介護・介助)の状況	1.全介助/2.一部介助/3.介助が必要ないが見守りが必要/4.不要				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
8	最近見られる、状態の変化や支援の変化はありますか。あてはまるものを全てに○をつけてください。(選択肢11以外は下記も回答)	1.体力が低下した。/2.介護の必要が増した/3.通院が増えた/4.医療ケアが必要になった(増した) 5.就労・通所日数が減少/6.二次障害が出た・悪化した。/7.訪問リハビリ利用を開始(増加)/8.訪問看護利用開始(増加) 9.親・親族へ連絡・確認事項の増加。/10.親の高齢化に伴う対応が増加。/11.最近特に変化はない				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
9	上記の変化の原因は(複数可)	1.障害の重度化/2.高齢化/3.その他(障害の)状態変化				1 2 3				1 2 3				1 2 3				1 2 3			
10	てんかん発作はありますか	1.ある / 2.ない				1 2				1 2				1 2				1 2			
11	必要な医療ケア・医療的ケアがありましたら、調査票の4ページの医療ケア・医療的ケアの設定欄に挙げたケアの番号を、全てお書きください。																				
12	成年後見の類型と有無	1.後見/2.保佐/3.補助/4.なし				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
13	居室の広さをお書きください	㎡または、畳数でお答えください。				( )㎡( )畳				( )㎡( )畳				( )㎡( )畳				( )㎡( )畳			
14	ホームに入居する直前の住居	1.自宅(家族と同居)/2.自宅(一人暮らし)/3.入所施設/4.通所 5.病院・診療所に入院/6.刑務所等矯正施設/7.その他				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
15	就労や、支給決定を受けて決まって通う日中活動を全て選んで○をつけてください。 1.一般就労/2.就労移行支援/3.就労継続A/4.就労継続B/5.生活介護/6.地域活動支援センター/7.医療施設のリハビリ/8.共同作業所/9.介護保険の通所サービス/10.その他/11.決まって通う先はない	1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
16	10月の所定内就労日数や、支給決定を受けた通所日数は何日でしたか。(就労や通所を予定していた日数)	...[A]				日				日				日				日			
17	10月の実際の就労日数や、通所日数は何日でしたか。	...[B]				日				日				日				日			
18	10月の[A]以外の日(予定通りの休日)は、どう過ごされましたか。(複数可)	1.ほぼ1日中ホームで過ごした/2.外出(通院以外)/3.通院/4.その他				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
19	[C](予定通りの休日)の日中は、誰が対応・支援しましたか。あてはまるものを全てに○をつけてください。	1.世話人/2.生活支援員/3.サービス管理責任者/4.管理者 5.上記以外の法人職員/6.身体介護・重度訪問介護ヘルパー/7.移動支援・同行援護・ガイドヘルパー/8.行動援護/9.通院等介助/10.看護師/11.家族・親族/12.対応していない				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
20	10月の[C]以外の休日(予定外の休日)はありましたか。有無と休んだ理由を全てあてはまるものを全てに○をつけてください。 1.[A]は全て就労・通所した。([C]はなし)/2.体調不良・通院・静養(加齢のため以外) 3.加齢(高齢)のため/4.就職先が見つからない/5.通所サービスが見つからない 6.天候不良(台風等)/7.通いたくない/8.その他(具体的に)	1.具体的に				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
21	[D](予定外の休日)の過ごし方(複数可)	1.ほぼ1日中ホームで過ごした/2.外出(通院以外)/3.通院/4.その他				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
22	[D](予定外の休日)の日中は、誰が対応・支援しましたか。(複数可)	1.世話人/2.生活支援員/3.サービス管理責任者/4.管理者 5.上記以外の法人職員/6.身体介護・重度訪問介護ヘルパー/7.移動支援・同行援護・ガイドヘルパー/8.行動援護/9.通院等介助/10.看護師/11.家族・親族/12.対応していない				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
23	休日[C][D]や余暇の過ごし方(複数可)	1.本・雑誌・テレビを見たり、音楽を聴く/2.親族や友人等に手紙を書く 3.散歩、体操、ジョギング等をする/4.運動場やスポーツ施設等でスポーツをする 5.ドライブ、キャンプ、海水浴、スキー等に行く/6.町内会等の活動をする 7.ボランティアや社会奉仕活動をする/8.選挙の投票に行く 9.趣味やスポーツのサークルで活動をする/10.街でショッピングをしたり見たりする 11.映画や観劇、コンサート、展覧会、水族館等に出かける/12.講演会や学習講座等に出かける 13.お墓参りや神社・お寺への参拝、教会への礼拝にでかける/14.パチンコやゲームセンターに出かける 15.競馬、競艇等の投票券を購入する/16.カラオケに出かける 17.レンタルショップでビデオ、DVDやCDを借りる/18.電車やバスに乗りに行く 19.インターネットを見る/20.外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4			
24	必要な夜間支援体制として、あてはまるものを一つを選んでください。 1.共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフがいる必要がある。 2.共同生活住居内のスタッフ室等の部屋に、常時スタッフがいる必要がある。 3.共同生活住居内に常時スタッフがいないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。 4.入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフがいない必要がある。 5.入居者からの電話に対応できるスタッフがいない必要がある。(駆けつける必要はない) 6.緊急通報システム等があれば、常時対応が必要なスタッフは必要ない。 7.夜間に必要な支援はない。	1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
25	居宅介護・移動支援等は利用されていますか。	1.利用している/2.まったく利用していない				1 2				1 2				1 2				1 2			
26	居宅介護・移動支援等の種類ごとの、1ヶ月当たりの支給決定時間数と、2012年10月の実利用時間数をお書きください。(該当する種類の口にチェックをつけてください。)	□1.身体介護				支給決定				時間				時間				時間			
27		□2.重度訪問介護				実利用				時間				時間				時間			
28		□3.通院等介助(身体介護あり)				支給決定				時間				時間				時間			
29		□4.通院等介助(身体介護なし)				実利用				時間				時間				時間			
30		□5.同行援護				支給決定				時間				時間				時間			
31	□6.移動支援				実利用				時間				時間				時間				
32	□7.行動援護				支給決定				時間				時間				時間				
33	8.コミュニケーション支援				実利用				時間				時間				時間				
34	9.介護保険のヘルパー				要介護度				時間				時間				時間				
35					実利用				時間				時間				時間				
36	各種ホームヘルパーサービスについて、GHCH運営法人と同じ法人が提供するサービスはありましたか。あてはまるホームヘルパーサービスの種類を上記から全て選んで番号(1~10)をお書きください。																				

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム調査 2012 入居者票

所在地		都道府県		市・町・村		（ ）—（ ）																			
質問		選択肢(右の個人欄の数字に○)				Aさん				Bさん				Cさん				Dさん							
1	年齢	(数字で回答してください)				歳				歳				歳				歳							
2	性別	1.男/2.女				1 2				1 2				1 2				1 2							
3	貴法人運営のGHCHでの(通算)居住年数(数字で回答してください)	年 月				年 月				年 月				年 月											
4	障害程度区分	1.区分1/2.区分2/3.区分3/4.区分4/5.区分5/6.区分6/7.非該当/8.未認定				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
5	障害の種類(複数可)	1.知的/2.精神/3.身体				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
6	身体障害(移動)の状況	1.車椅子(座位)/2.ストレッチャータイプ/3.補器具/4.特になし				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
7	身体障害(身体介護・介助)の状況	1.全介助/2.一部介助/3.介助は必要ないが見守りが必要/4.不要				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
8	最近見られる、状態の変化や支援の変化はありますか。あてはまるものを全てに○をつけてください。(選択肢11以外は下記も回答)	1.体力が低下した/2.介護の必要が増した/3.通院が増えた/4.医療ケアが必要になった(増した) 5.就労・通所日数が減少/6.二次障害が出た・悪化した/7.訪問リハビリ利用を開始(増加)/8.訪問看護利用開始(増加) 9.親・親族へ連絡・確認事項の増加/10.親の高齢化に伴う対応が増加/11.最近特に変化はない				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
9	上記の変化の原因は(複数可)	1.障害の重度化/2.高齢化/3.その他(障害)の状態変化				1 2 3				1 2 3				1 2 3				1 2 3							
10	てんかん発作はありますか	1.ある/2.ない				1 2				1 2				1 2				1 2							
11	必要な医療ケア・医療的ケアがありましたら、調査票の4ページの医療ケア・医療的ケアの設問表に挙げたケアの番号を、全てお書きください。																								
12	成年後見の種類と有無	1.後見/2.保佐/3.補助/4.なし				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
13	居室の広さをお書きください	㎡または、畳数でお答えください。				( )㎡( )畳				( )㎡( )畳				( )㎡( )畳				( )㎡( )畳							
14	ホームに入居する直前の住居	1.自宅(家族と同居)/2.自宅(一人暮らし)/3.入所施設/4.通所施設/5.病院・診療所入院/6.刑務所等矯正施設/7.その他				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
15	就労や、支給決定を受けて決まって通う日中活動を全て選んで○をつけてください。1.一般就労/2.就労移行支援/3.就労継続A/4.就労継続B/5.生活介護/6.地域活動支援センター/7.医療施設のデイケア/8.共同作業所/9.介護保険の通所系サービス/10.その他/11.決まって通う先はない	1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
16	10月の所定内就労日数や、支給決定を受けた通所日数は何日でしたか。(就労や通所を予定していた日数)	...[A]				日				日				日				日							
17	10月の実際の就労日数や、通所日数は何日でしたか。	...[B]				日				日				日				日							
18	10月の[A]以外の日(予定通りの休日)は、どう過ごされましたか。(複数可)	...[C]				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
19	[C](予定通りの休日)の日中は、誰が対応・支援しましたか。あてはまるものを全てに○をつけてください。	1.世話人/2.生活支援員/3.サービス管理責任者/4.管理者/5.上記以外の法人職員/6.身体介護・重度訪問介護ヘルパー/7.移動支援・同行援護・ガイドヘルパー/8.行動援護/9.通院等介助/10.看護師/11.家族・親族/12.対応していない				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
20	10月の[C]以外の休日(予定外の休日)はありましたか。有無と休んだ理由としてあてはまるものを全てに○をつけてください。	...[D]				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
21	[D](予定外の休日)の日中は、誰が対応・支援しましたか。(複数可)	1.世話人/2.生活支援員/3.サービス管理責任者/4.管理者/5.上記以外の法人職員/6.身体介護・重度訪問介護ヘルパー/7.移動支援・同行援護・ガイドヘルパー/8.行動援護/9.通院等介助/10.看護師/11.家族・親族/12.対応していない				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
22	休日[C][D]や余暇の過ごし方(複数可)	1.本・雑誌・テレビを見た/2.音楽を聴く/3.親族や友人等に手紙を書く/3.散歩、体操、ジョギング等をする/4.運動場やスポーツ施設等でスポーツをする/5.ドライブ、キャンプ、海水浴、スキー等に行く/6.町内会等の活動をする/7.ボランティアや社会奉仕活動をする/8.選挙の投票に行く				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
23	9.趣味やスポーツのサークルで活動をする/10.街でショッピングをしたり歩いて歩いたりする/11.映画や観劇、コンサート、水族館等に出かける/12.講演会や学習講座等に出かける/13.お墓参りや神社・お寺への参拝、教会への礼拝にでかける/14.パチンコやゲームセンターに出かける/15.競馬、競艇等の投票券を購入する/16.カラオケに出かける/17.レンタルショップでビデオ、DVDやCDを借りる/18.電車やバスに乗りに行く/19.インターネットを見る/20.外食をしたり、カフェや居酒屋へ行く	1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4							
24	必要な夜間支援体制として、あてはまるもの一つを選んでください。1.共同生活住居内のリビング等に、物音等に気を配りながら、常時スタッフががいる必要がある。2.共同生活住居内のスタッツ室等の部屋に、常時スタッフががいる必要がある。3.共同生活住居内に常時スタッフがいない必要はないが、定期的な見守り・声掛け等が必要である。4.入居者からの電話に対応でき、何かあればすぐに駆けつけられるところにスタッフががいる必要がある。5.入居者からの電話に対応できるスタッフがいない必要はない。6.緊急通報システム等があれば、常時対応が必要なスタッフは必要ない。7.夜間に必要な支援はない。	1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4				1 2 3 4											
25	居宅介護・移動支援等は利用されていますか。	1.利用している/2.まったく利用していない				1 2				1 2				1 2				1 2							
26	居宅介護・移動支援等の種類ごとの、1ヶ月当たりの支給決定時間数と、2012年10月の実利用時間数を数字でお書きください。(該当する種類の口にチェックをつけてください。)	□1.身体介護				支給決定				時間				時間				時間							
27		□2.重度訪問介護				実利用				時間				時間				時間							
28	※介護保険のヘルパーについては、介護保険制度による要介護度と、2012年10月の実利用時間数をお書きください。	□3.通院等介助(身体介護あり)				支給決定				時間				時間				時間							
29		□4.通院等介助(身体介護なし)				実利用				時間				時間				時間							
30	□5.同行援護	支給決定				時間				時間				時間				時間							
31		□6.移動支援				実利用				時間				時間				時間							
32	□7.行動援護	支給決定				時間				時間				時間				時間							
33		実利用				時間				時間				時間				時間							
34	8.コミュニケーション支援	支給決定				時間				時間				時間				時間							
35		実利用				時間				時間				時間				時間							
36	9.介護保険のヘルパー	要介護度				時間				時間				時間				時間							
37	各種ホームヘルプサービスについて、GHCH運営法人と同じ法人が提供するサービスはありましたか。あてはまるホームヘルプサービスの種類を上記から全て選んで番号(1~10)をお書きください。																								